

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

FEBRUARY 2018 **174**

トピックス

- ・「調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理マニュアル」を作成
- ・第18回JAPANドラッグストアショー 同時開催案内

協会活動

- ・セルフメディケーションアワード発表会 開催報告
- ・公正取引委員会より改善指導
- ・防犯・有事委員会への千葉県からのお礼状
- ・1月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

登録販売者試験受験対策支援
介護情報提供員募集について
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
ダブルライセンス認定制度実施
健康食品市場創造研究会 案内
日本ヘルスケア協会 案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、
東京都中小企業振興公社

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

「検体測定室実施マニュアル」の作成を進めています。1月31日に厚生労働省は、Q&A(その2)を発出しました。これまで、どのような内容までなら許容範囲であるかなどを話し合ってきました。そのうちの6項目の内容につき、より簡易なやりかたで、検体測定室の運用ができるよう、Q&Aで示したものです。

話し合った内容はもっと多く、厚生労働省は業界で作成するマニュアルの中で徹底を図ってほしいと言っています。

JACDSでは、検体測定室の普及・促進に向けて、「実施マニュアル」を作成し、ドラッグストアにセルフチェック施設がある状態を高めていきたいと考えています。4年たつのに、まだ 1600 施設しかありません。セルフチェックはセルフメディケーションの一丁目一番地です。自分の体調がわからなければ、正しい治療も、改善もできません。検体測定室が日本中にならず、5000 施設突破することを目指したいと思います。

●トピックス

- ・「調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理マニュアル」を作成
- ・第18回JAPANドラッグストアショー 同時開催のご案内
 - ①JACDS・DMS 合同セミナー「業務に役立つ制度改正対応のポイント」(3月15日)
 - ②「標準 EDI(流通BMS)特別セミナー」開催のご案内(3月16日)
 - ③実践セミナーのご案内(3月16日)
 - ④特別講演会
 - 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果」(3月16日)
 - 「平成30年度調剤報酬改定のポイント」(3月17日)
 - ⑤第2回JACDS薬剤師学術セミナー(3月16日～18日)

●協会活動

- ・セルフメディケーションアワード発表会 開催報告
- ・公正取引委員会より改善指導
- ・防犯・有事委員会への千葉県からのお礼状
- ・1月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- ・登録販売者試験受験対策支援
- ・「コンシェルジュマスター研修」ご案内
- ・健康サポート薬局研修 ご案内
- ・介護情報提供員募集について
- ・薬剤師資質向上研修・集合研修・ネットセミナーの募集案内
- ・ダブルライセンス認定制度実施
- ・日本ヘルスケア協会 ご案内
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、東京都中小企業振興公社

表紙裏

裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

協会ホームページについて 事務局だより

偽造医薬品の流通防止！ 「調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理マニュアル」を作成

偽造医薬品の流通の再発防止のため課長通知やQ&Aが出される中、JACDSでは適正な管理マニュアルを作成し会員企業にデータ配信しました。ぜひ、関係従業員に周知・徹底をよろしくお願いします。

【JACDS 事務連絡№.29108】平成 30 年 2 月 1 日

日本チェーンドラッグストア協会
会員企業様 各位

調剤及び医薬品の販売または授与の業務に係る適正な管理について

日本チェーンドラッグストア協会
事務総長 宗像 守
薬局・薬剤師強化プロジェクトリーダー 後藤 輝明

平素は JACDS 活動へのご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年、発覚しました偽医薬品流通につきまして、厚生労働省は「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策の在り方に関する検討会」を設置し、検討を重ね、報告書をまとめるとともに、平成 29 年 10 月 5 日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」が通知されました。

その改正内容を網羅した「調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理マニュアル」を作成しましたので、会員企業の皆様に送付させていただきます。

このマニュアルは、3 団体でまとめました「薬局間における医療用医薬品の譲受・譲渡に関するガイドライン」、平成 29 年 10 月 5 日発出の厚生労働省通知（薬生発 1005 第 1 号）並びに、平成 29 年 12 月 28 日に出された「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会 最終とりまとめ」、さらには平成 30 年 1 月 10 日発出の厚生労働省事務連絡「偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関する Q&A」をもとにして、JACDS 薬局・薬剤師強化プロジェクトが検討し、厚生労働省監修のもとで作成されました。

このマニュアルは、【調剤薬編】【OTC 医薬品編】【物流センター編】の 3 章からなっており、薬局並びに店舗販売業、物流センターの手順書としても活用いただけます。

本マニュアルを各社で活用いただき、二度と偽造医薬品の流通などが起こらないよう、内容や手続きを徹底・遵守していただきますよう、よろしくお願いします。

末筆ながら、貴社のますますのご発展を祈念いたします。

**調剤及び医薬品の販売又は授与の
業務に係る適正な管理マニュアル**

第1章：調剤薬編

第2章：OTC 医薬品編

第3章：物流センター編

平成 30 年 2 月 1 日

日本チェーンドラッグストア協会

目次

| | |
|---|----|
| 第1章：調剤薬編 | 1 |
| 1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理..... | 3 |
| 2. 返品時の取扱い..... | 6 |
| 3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限..... | 7 |
| 4. 販売包装単位で調剤を行う場合（調剤された薬剤が再度流通しない措置）..... | 7 |
| 5. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品の発見時の対処..... | 7 |
| 6. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検..... | 7 |
| 7. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲..... | 7 |
| 資料1 卸からの購入等の時に保存する伝票..... | 8 |
| 資料2 卸からの購入時、医薬品の納品に配送業者を介した場合に保存する伝票..... | 8 |
| 第2章：OTC 医薬品編 | 9 |
| 1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理..... | 11 |
| 2. 返品時の取扱い..... | 13 |
| 3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限..... | 14 |
| 4. 他店舗へ販売する場合..... | 14 |
| 5. OTC医薬品については、分割販売は行わない..... | 14 |
| 6. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品の発見時の対処..... | 14 |
| 7. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検..... | 15 |
| 8. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲..... | 15 |
| 第3章：物流センター編 | 17 |
| 1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理..... | 19 |
| 2. 返品時の取扱い..... | 20 |
| 3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限..... | 20 |
| 4. OTC医薬品については、分割販売は行わない..... | 20 |
| 5. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品の発見時の対処..... | 20 |
| 6. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検..... | 21 |
| 7. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲..... | 21 |

**調剤及び医薬品の販売又は授与の
業務に係る適正な管理マニュアル
【調剤薬編】**

目 次

| | |
|--------------------------------------|---|
| 1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理 | 3 |
| 2. 返品時の取扱い | 6 |
| 3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限 | 7 |
| 4. 販売包装単位で調剤を行う場合（調剤された薬剤が再度流通しない措置） | 7 |
| 5. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品の発見時の対処 | 7 |
| 6. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検 | 7 |
| 7. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲 | 7 |
| 資料1 卸からの購入等の時に保存する伝票 | 8 |
| 資料2 卸からの購入時、医薬品の納品に配送業者を介した場合に保存する伝票 | 8 |

1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理

(1) 卸から購入する場合

仕入伝票に必要事項が記入されているかを確認し、不足する項目は記入する。

購入の記録として7年間保存する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② ロット番号
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 購入年月日
- ⑥ 販売者の名称、所在地、電話番号
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料(常時取引関係にあれば省略可能)
- ⑧ 販売者と雇用関係にあること又は取引の指示を受けたことを表す資料

① 検品時には以下の事項を確認する。

(ア) 初取引の卸

初めて取引する卸の場合は、医薬品販売業許可証(写)の提示を求める(ただし、開設者が既に医薬品販売業許可証の確認をしている場合を除く)。また、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認する。なお、資料が許可証の場合は、確認した許可番号及び許可期限等を併せて記録する。

医薬品を納品する者(人)が販売者(卸業者)と雇用関係にあることを社員証等(名刺は不可)で確認し、確認した資料(社員証等)の種類を仕入伝票に記載し保存する。この確認ができない場合は、疑わしい場合も含め、医薬品の購入等を行わない。

(イ) 常時取引関係の卸

・常時取引関係にある卸の場合は、医薬品を納品する者(人)が販売者(卸業者)と雇用関係にあることを社員証等(名刺は不可)の提示を求めて本人確認を行う。確認した資料(社員証等)の種類を仕入伝票に記載し保存する。

・また、他に医薬品の納品に配送業者を介する場合は、配送業者が販売者(卸業者)から医薬品の取引に係る指示を受けたことを配送伝票で確認し、仕入伝票と一緒に保存する(資料1・2)。

② 検品時に外観検査は目視(汚破損、未開封の確認、冷所保存品が冷配送されているか)で行う。

③ 検品時は「品名、規格、容量」を確認し、納品された製品が正しいことを確認する。

(2) 同一開設者間で移転する場合

伝票に必要事項が記入されているかを確認し、不足する項目は記入する。

購入の記録として7年間保存する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② ロット番号
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 移転年月日
- ⑥ 移転先及び移転元の場所(店舗の名称、所在地、電話番号)

移転依頼は、メール、電話、FAX で行う。

- ① 移転は、対面、宅配便等で行う。
- ② 移転時に下記を遵守する。
 - (ア) 移転は、移転伝票を同封する。
 - (イ) 移転伝票番号は、追跡可能な重複しない番号とする。
 - (ウ) 疑わしい場合も含め、医薬品の移転を行わない。
- ③ 移転時・移転受入時に外観検査は目視(汚破損、冷所保存品が冷配送されているか等)で行う。
- ④ 移転時・移転受入時に移転伝票が添付されており、その伝票に担当者印が押印されているか確認し、必要事項が記載された分割販売表示票が其々の医薬品に添付されているか確認する。
但し未開封医薬品については分割販売表示票の添付を行わなくてよい。

【分割販売表示票に必要な事項】

- ① 製造販売業者
- ② 医薬品名、規格、数量
- ③ 製造番号・記号
- ④ 使用期限(有効期間)
- ⑤ 直接の容器又は直接の被包の記載事項(①～④を除く)
- ⑥ 包装状態
- ⑦ 添付文書

なお、分割販売表示票には、以下の記載があるが、移転先の薬局が添付文書を所持していない場合は添付文書の省略はできない。

- (ア) 「調剤専用」の文字
- (イ) 分割販売を行う者の氏名又は名称並びに分割販売を行う薬局の名称及び所在地
- ⑤ 移転時における検品は、原則、移転伝票検索を用い、正当な移転であることを確認する。

(3) 他薬局から購入する場合

納品書等を受取る。納品書等に必要事項が記入されているかを確認し、不足する項目は記入する。購入の記録として7年間保存する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② ロット番号
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 購入年月日
- ⑥ 販売者の名称、所在地、電話番号
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料(常時取引関係にあれば省略可能)
- ⑧ 販売者と雇用関係にあること又は取引の指示を受けたことを表す資料

- ① 依頼は、電話またはメール、FAX を使用する。
- ② 開設者から医薬品の取引の任を与えられた者は、以下の準備を行い、他薬局からの購入に伺う。
常時取引関係にある薬局の場合においても、当方の薬局開設許可証を更新した場合は、再度薬局開設許可証(写)を提示する。
 - (ア) 初取引の薬局
 - ・当該薬局の薬局開設許可証(写)
 - ・電話番号その他の連絡先が分かる資料(社員証等。名刺は不可)
 - (イ) 常時取引関係にある薬局
 - ・薬局従事者であることが分かる資料(社員証等。名刺は不可)
- ③ 購入する医薬品が正しいか、及び外観検査(汚破損等)は目視で行い、内容の確認を行う。
- ④ 購入時は、以下の事項の確認を行う。
 - (ア) 初取引の薬局
 - ・薬局開設許可証(写)の提示による、薬局開設者名、及び許可番号
 - ・社員証等の提示による、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・社員証等の提示による、従事者確認
 - (イ) 常時取引関係にある薬局
 - ・社員証等の提示による、従事者確認
- ⑤ 必要事項が記載されているか確認するとともに、添付文書(省略できる場合を除く)を受け取る。
- ⑥ ④の確認ができない場合は、疑わしい場合も含め、医薬品の購入を行わない。

(4) 他薬局へ販売する場合

「他薬局への販売に関する記録」の帳票を印刷する。

必要事項を記録し、受領者名を記入もしくは押印してもらう。販売の記録として7年間保存する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② ロット番号
- ③ 使用の期限
- ④ 数量
- ⑤ 販売年月日
- ⑥ 購入者の名称、所在地、電話番号
- ⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料(常時取引関係にあれば省略可能)
- ⑧ 購入者と雇用関係にあること又は取引の指示を受けたことを表す資料

- ① 依頼は、電話、メール、または FAX で受け付ける。
- ② 他薬局への販売は、対面で行う。
- ③ 開設者から医薬品の取引の任を与えられた者は、以下の項目の持参を先方薬局に予め依頼する。
 - (ア) 初取引の薬局
 - ・薬局開設許可証(写)
 - ・電話番号その他の連絡先が分かる資料(社員等。名刺は不可)
 - (イ) 常時取引関係にある薬局
 - ・薬局従事者であることが分かる資料(社員証・名札・制服等。名刺は不可)
- ④ 販売する医薬品が正しいか、及び外観検査(汚破損等)は目視で行い、内容の確認を行う。領収書、納品書、添付文書(省略できる場合を除く)、分割販売表示票を印刷し準備する。納品書に担当薬剤師または窓口対応者の氏名を記入する。
- ⑤ 販売時は、以下の事項の確認及び記録を行う。
 - (ア) 初取引の薬局
 - ・薬局開設許可証(写)による、薬局開設者名、許可番号の確認及び記録
 - ・社員証等(名刺は不可)による、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先の確認及び記録
 - ・社員証等(名刺は不可)の提示による従事者確認
 - ・従事者確認に用いた資料の記録
 - (イ) 常時取引関係にある薬局
 - ・社員証等(名刺は不可)、名札、もしくは制服による従事者確認
 - ・従事者確認に用いた資料の記録
- ⑥ ⑤の確認ができない場合は、疑わしい場合も含め、医薬品の販売を行わない。

2. 返品時の取扱い

(1) 卸に返品する場合

不動在庫や過剰在庫を返品する場合は、事前に購入実績を参照して購入元の確認を行う。購入元の卸に了解を得られたものについては、未開封であることを確認した上で返品する。

3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限

- ① 医薬品の貯蔵は調剤室内とすること。納品後は速やかに、調剤室内の適切な場所で貯蔵すること。
- ② 調剤室内への立ち入りは、当該薬局の従事者、開設者又は予め開設者が認めた社内の者とする。
- ③ 社内の従事者で予め認められていない者又は社外の者が調剤室内に立ち入る場合は、入退室名簿(入館者名簿: プライバシーマーク取得の場合この名称を使用する)に入室時刻(入館時刻)・訪問者名・訪問先名・用件を記入させ、退出時(退館時)には退出時刻(退館時刻)を記入させること。

4. 販売包装単位で調剤を行う場合(調剤された薬剤が再度流通しない措置)

- ① 調剤された薬剤が再度流通することがないように、販売包装(外箱)から取り出して調剤すること。
- ② 経腸栄養剤その他、利便性を考慮しなければならない薬剤を箱・瓶単位で調剤する場合は、販売包装(外箱)に調剤済印等を押すあるいは調剤済と記載すること。

5. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品発見時の対処

譲受した医薬品が偽造医薬品および品質に疑念がある場合は、適切に対応すること。

- ① 仕入の経過を確認する。
- ② 発見後は当該医薬品の全ての在庫を隔離し、当該医薬品の調剤および販売を中止する。異常のない同一成分の医薬品を用いて、改めて調剤する。
- ③ 発見者は管理薬剤師へ報告する。管理薬剤師は開設者へ報告する。
- ④ 開設者は、保健所、メーカー、日本チェーンドラッグストア協会、薬剤師会等へ報告する。
- ⑤ 患者さまから申し出があった場合も、①～④と同様の対応を行う。
- ⑥ 異常があった医薬品の調査結果及び処理については保健所及びメーカーの指示を仰ぎ、記録を管理記録簿に残す。

6. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検

偽造医薬品の流通防止に向けて、以下の事項を行うこと。

- ① 医薬品の購入等の際は、毎回社員証等で身分確認を行う。
- ② 定期的(棚卸時等)に医薬品の品質確認を行う。

7. 管理薬剤師の責任において行う業務の範囲

管理薬剤師は、医薬品の品質管理及び購入者等の適切性の確認を行い、また、販売先から返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断(返品の可否等を含む)を行う。

資料 1 卸からの購入等の時に保存する伝票

(1) 仕入伝票

チェーンストア統一伝票 (ターンアラウンド用 1型) 訂正区分
有 無

仕 入 伝 票 ①

社名 調剤薬局ツルハドレッジ 社・店コード 0964 分館コード 001203 伝票番号 93505099 取引先コード 10054

取引先名 いわき市内郷高坂町四方木田13番地
備恒和薬品
いわき第二営業所
0246-26-7333 発注日 納品日 171008

| 品名 | 規格 | 商品コード | 色入数 | サイズ ケース | 単位 | 数量 | 行 | 訂正 数量 | 引 区分 | 原 単価 | 原 価金額 | 売 単価 | 備考(売価金額) |
|--------------|-----------|---------------|--------|------------|----|----|---|----------|---------|---------|----------|---------|----------|
| トネシロ塩酸塩0.05g | 日工「PTP56錠 | 4987376037211 | 001203 | 18/04/80 | | 1 | 1 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | |

訂正後原価金額合計 訂正後売価金額合計

(注) L欄はOCR用につき他の目的で使用しないでください。

下欄は該当の取引の場合には支払期日、方法等は発行の「支払方法等」についてによります。

資料 2 卸からの購入等の時、医薬品の納品に配送業者を介した場合に保存する伝票

(1) 仕入伝票(資料 1 参照)

(2) 配送業者の配送伝票

④送り状(荷受人様控)

道東軽貨物組合 0157-61-1351 受付日 平成 36年 1月 17日 元 払

| | | | |
|-----|----------------|-----|-------------------|
| 住所 | 北見市卸町1丁目3番3 | 住所 | 紋別市緑町4丁目15番22号 |
| 荷送人 | 株式会社 モロオ 北見営業所 | 荷受人 | 調剤薬局ツルハドレッジ ○○店 殿 |

| 品名 | 数量 | 合計 | 運賃 | 代引料 | 手数料 | 合 計 | 重 量 |
|--------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 医薬品(特) | 1 | 1 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

**調剤及び医薬品の販売又は授与の
業務に係る適正な管理マニュアル
【OTC医薬品編】**

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理 | 11 |
| 2. 返品時の取扱い | 13 |
| 3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限 | 14 |
| 4. 他店舗へ販売する場合 | 14 |
| 5. OTC医薬品については、分割販売は行わない | 14 |
| 6. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品の発見時の対処 | 14 |
| 7. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検 | 15 |
| 8. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲 | 15 |

1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理

医薬品の購入若しくは譲受け(以下「購入」という。)又は販売若しくは授与する時は、以下の事項を確認すること。

- (1)メーカー、卸から購入する場合 購入の記録は、EDI(電子的データ交換)取引によって、必要な記録は全てデータ保存される。

購入伝票で購入した場合には、必要事項が記入されているかを確認し、不足する項目は記入する。

購入の記録として購入伝票を7年間保存する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 購入日の年月日
- ④ 販売者の名称、所在地、電話番号
- ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料(常時取引関係にあれば省略可能)
- ⑥ 販売者と雇用関係にあること又は取引の指示を受けたことを表す資料

- ①検品時には以下の事項を確認する。

(ア)初取引の卸

初めて取引する卸の場合は、医薬品販売業許可証(写)の提示を求める(ただし、開設者が既に医薬品販売業許可証の確認をしている場合を除く)。また、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認する。なお、資料が許可証の場合は、確認した許可番号及び許可期限等を併せて記録する。医薬品を納品する者(人)が販売者(卸業者)と雇用関係にあることを社員証等(名刺は不可)で確認し、確認した資料(社員証等)の種類を仕入伝票に記載し保存する。この確認ができない場合は、疑わしい場合も含め、医薬品の購入等を行わない。

(イ)常時取引関係の卸

- ・常時取引関係にある卸の場合は、医薬品を納品する者(人)が販売者(卸業者)と雇用関係にあることを社員証等(名刺は不可)の提示を求めて本人確認を行う。確認した資料(社員証等)の種類を仕入伝票に記載し保存する。
- ・また、他に医薬品の納品に配送業者を介する場合は、配送業者が販売者(卸業者)から医薬品の取引に係る指示を受けたことを配送伝票で確認し、仕入伝票と一緒に保存する。

- ②検品時に外観検査は目視(汚破損、未開封の確認、冷所保存品が冷配送されているか)で行う。

- ③検品時は「品名、規格、容量」を確認し、納品された製品が正しいことを確認する。

【取引(購入)時の注意事項】

＜EDI 納品の場合＞

品出し時に数量、納品された商品が正しいこと、および外観検査を目視(汚破損、未開封の確認等)で行う。

| ケース | 対応方法 |
|-------------------|--|
| 納品数量が納品データより多い場合 | 検収処理の際に訂正数量を記入し、検収する。 |
| 納品数量が納品データより少ない場合 | |
| 品違いの商品がある場合 | 取引先に連絡し、指示を仰ぐ。 |
| 未入荷商品がある場合 | 問屋・メーカーに連絡する。 |
| 破損、汚損品等がある場合 | 取引先に納入できない旨の連絡を行う。 |
| 配送業者が医薬品を配達した場合 | 配送業者が販売者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを配送伝票で確認し、保存する。 |

＜ターンアラウンド伝票(仕入伝票)納品の場合＞

品出し時に数量、納品された商品が正しいこと、および外観検査を目視(汚破損、未開封の確認等)で行う。

| ケース | 対応方法 |
|------------------|--|
| 納品数量が伝票数量より多い場合 | 仕入伝票に訂正数量を記入し、検収する。 |
| 納品数量が伝票数量より少ない場合 | |
| 品違いの商品がある場合 | 取引先に連絡し、指示を仰ぐ。 |
| 未入荷商品がある場合 | 問屋・メーカーに連絡する。 |
| 破損、汚損品等がある場合 | 取引先に納入できない旨の連絡を行う。 |
| 配送業者が医薬品を配達した場合 | 配送業者が販売者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを配送伝票で確認し、仕入伝票と一緒に保存する。 |

(2) 同一開設者間で移転する場合

移転伝票に必要事項が記入されているかを確認し、不足する項目は記入する。

購入の記録として移転伝票を7年間保存する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 移転年月日
- ④ 移転先及び移転元の場所(店舗の名称、所在地、電話番号)

移転依頼は、メール、電話、FAXで行う。

- ① 移転は、対面、宅配便、社内便で行う。
- ② 移転時に下記を遵守する。
 - (ア) 移転は、移転伝票を同封する。
 - (イ) 移転伝票番号は、追跡可能な重複しない番号とする。
 - (ウ) 疑わしい場合も含め、医薬品の移転購入等を行わない。
- ③ 移転時・移転受入時に外観検査は目視(汚破損、冷所保存品が冷配送されているか等)で行う。
 - ④ 移転時・移転受入時に移転伝票が添付されており同封されているか、及びその伝票に担当者印が押印されているか確認する。
- ⑤ 移転時における検収は、原則、移転伝票検索を用い、正当な移転であることを確認する。

2. 返品時の取扱い

(1) 物流センター返品の場合

物流センターを通過している医薬品について期限切迫品や会社指示等で返品する場合は、内容を確認した上で専用伝票に記載し物流オリコン等に詰めて返品する。

返品商品の数量確定、取引先毎の仕分け作業は物流センターが行う。

なお、配送業者を使用する場合は、配送業者の配送伝票と専用伝票を一緒に保存する。

(2) 店舗からの返品の場合(物流センターを介していない医薬品)

物流センターを通過していない医薬品について期限切迫品や会社指示等を返品する場合は、取引先の返品可否により返品商品の数量確定、取引先返品が承認されたものについては、内容を確認した上で返品伝票に記載後、取引先毎にダンボールに入れ、指定配送業者を経由して返品する。

なお、配送業者を使用する場合は、配送業者の配送伝票と返品伝票を一緒に保存する。

(3) お客さまから返品される場合

原則、レシートで購入履歴を確認するが、レシートがない場合は電子ジャーナルで購入履歴を確認する。

レシートがなく、購入履歴も確認できなかった場合は、返品をお断りする。

返品を受ける場合、外観検査は目視(汚破損、未開封の確認)で行う。

3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限

- ① 医薬品の貯蔵は所定の場所で適切な貯蔵をすること。
- ② 貯蔵場所への立ち入りは、当該薬局の従事者、開設者又は予め開設者が認めた社内の者とする。
- ③ 社内の従事者で予め認められていない者又は社外の者が貯蔵場所内に立ち入らないよう、貯蔵場所(倉庫等)の出入口には、「立入禁止」の掲示を付ける。
正当な理由から貯蔵場所(事務所)に立ち入る場合には、「入室者名簿」に入店時刻・会社名・入室者氏名・用件を記入させ、退店時には退店時刻を記入させる。

4. 他店舗へ販売する場合

他店舗へ医薬品を販売する場合には、以下の事項を記した伝票を渡す。

【記録に必要な事項】

- ① 品名
- ② 数量
- ③ 販売若しくは授与の年月日
- ④ 販売若しくは授与者の氏名又は名称、住所又は所在地、及び電話番号その他の連絡先
- ⑤ ④の事項を確認するために提示を受けた資料(常時取引関係にあれば省略可能)
- ⑥ 販売者と雇用関係にあること又は取引の指示を受けたことを表す資料

5. OTC 医薬品については、分割販売は行わない。

6. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品発見時の対処

購入した医薬品が偽造医薬品および品質に疑念がある場合は、適切に対応すること。

- ① 仕入の経過を確認する。
- ② 発見後は当該医薬品の全ての在庫を隔離し、当該医薬品の販売中止を行い、異常のない医薬品を改めて販売する。
- ③ 発見者は店舗管理者(薬剤師又は登録販売者)へ報告する。店舗管理者は開設者へ報告する。
- ④ 開設者は、メーカーに問合せを行いその結果を行政機関(保健所等)に報告する。
偽造医薬品など、社会的事由については、開設者から日本チェーンドラッグストア協会、薬剤師会等に報告する。
- ⑤ お客さまから申し出があった場合も、①～④と同様の対応を行う。
- ⑥ 異常があった場合当該医薬品の調査結果及び処理廃棄については保健所及びメーカーの指示を仰ぎ、記録を管理記録簿に残す。

7. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検

偽造医薬品の流通防止に向けて、以下の事項を行うこと。

- ① 医薬品の購入等の際は、毎回社員証等で身分確認を行う。
- ② 定期的(棚卸時等)に医薬品の品質確認を行う。

8. 管理者の責任において行う業務範囲

管理者(薬剤師、登録販売者)は、医薬品の品質管理及び購入者等の適切性の確認を行い、また、販売先から返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断(返品の可否等を含む)を行う。

**調剤及び医薬品の販売又は授与の
業務に係る適正な管理マニュアル
【物流センター編】**

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理 | 19 |
| 2. 返品時の取扱い | 20 |
| 3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限 | 20 |
| 4. OTC医薬品については、分割販売は行わない | 20 |
| 5. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品の発見時の対処 | 20 |
| 6. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検 | 21 |
| 7. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲 | 21 |

1. 医薬品の譲受時および譲渡時における品質管理

医薬品の購入若しくは譲受け(以下「購入」とする。)又は販売若しくは授与する時は、以下の事項を確認すること。

(1)メーカー、卸売り販売業者からの購入等の場合

購入の記録は、EDI(電子的データ交換)取引によって、必要な記録は全てデータ保存される。

仕入伝票で購入した場合には、必要事項が記入されているかを確認し、不足する項目は記入する。

但し、②③については医療用医薬品(体外診断用医薬品を除く)である場合に限る。

購入の記録として仕入伝票を7年間保管する。

(医薬品の購入等に関する記録は、医薬品医療機器等法においては、3年間保存することとされているが、納品仕入れに関する帳票は財務上保存が7年とされている。)

【記録に必要な事項】

① 品名

② ロット番号(ロットを構成しない医薬品については製造番号又は製造記号)

【医療用医薬品(体外診断用医薬品を除く)である場合に限る。】

③ 使用期限

【医療用医薬品(体外診断用医薬品を除く)である場合に限る。】

④ 数量

⑤ 購入等の年月日

⑥ 販売者の名称、所在地、電話番号【常時取引にある場合は販売者の名称】

⑦ ⑥の事項を確認するために提示を受けた資料【常時取引関係にあれば省略可能】

⑧ 販売者と雇用関係にあること又は取引の指示を受けたことを表す資料

①検品時には以下の事項を確認する。

(ア)初取引の医薬品販売業者

初めて取引する場合は、医薬品販売業許可証(写)の提示を求める(ただし、開設者が既に医薬品販売業許可証の確認をしている場合を除く)。

また、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先を確認する。なお、資料が許可証の場合は、確認した許可番号及び許可期限等を併せて記録する。

医薬品を納品する者(人)が販売者(卸売業)と雇用関係にあること社員証等(名刺は不可)で確認し、確認した資料(社員証等)の種類を仕入れ伝票に記載し保存する。

この確認ができない場合は、疑わしい場合も含め、医薬品の購入及び譲渡等を行わない。

(イ)常時取引関係の医薬品販売業者

・常時取引関係にある医薬品販売業者の場合は、医薬品を納品する者(人)が販売者(卸業者)と雇用関係にあることを社員証等(名刺は不可)の提示を求めて本人確認を行う。確認した資料(社員証等)の種類を仕入れ伝票に記載し保存する。

・また、他に医薬品の納品に配送業者を介する場合は、配送業者が販売者から医薬品の取引に係る指示を受けたことを配送伝票で確認し、その配送者の氏名を配送伝票に記載し、仕入伝票と一緒に保存する。

②検品時に外観検査は目視(汚破損、未開封の確認、冷所保管品が冷配送されているか)で行う。

③検品時は「品名、規格、容量」確認し納品された製品が正しいことを確認する。

【購入時の注意事項】

＜EDI 納品の場合＞

仕分け作業前に数量、納品された商品が正しいこと、および外観検査を目視(汚破損、未開封の確認等)で行う。

| ケース | 対応方法 |
|-------------------|-----------------------------|
| 納品数量が納品データより多い場合 | 訂正数量を記入し在庫確定する。 |
| 納品数量が納品データより少ない場合 | |
| 品違いの商品がある場合 | 訂正数量を記入し品違いの商品は発送側に返す。 |
| 未入荷商品がある場合 | 訂正数量を記入し在庫確定する。 |
| 破損、汚損品等がある場合 | 破損、汚損品がある場合は訂正数量を記入し在庫確定する。 |

2. 返品時の取扱い

当該物流センター管轄の店舗販売業者から返品を受けた場合は、配送伝票を確認し、保存することで資料の記録とする。

外観検査は目視(汚破損、未開封の確認、冷所保管品が冷配送されているか)で行う。

返品商品の数量確定、取引先毎の仕分け作業を行い取引先に梱包して返品を行う。

3. 医薬品の貯蔵場所および立ち入りの権限

- ① 医薬品の貯蔵は当該物流センターの所定の区画に速やかに貯蔵する。
- ② 医薬品の貯蔵区画への立ち入りは、当該物流センターの従事者、開設者又は予め開設者が認めた者とする。
- ③ 社内の従事者で予め認められていない者、又は社外の者が医薬品の貯蔵区画に立ち入る場合は、入退室名簿に入室時刻・訪問者名・訪問先名・用件を記入させ、退出時には退出時刻を記入させること。

4. OTC 医薬品については、分割販売は行わない。

5. 偽造医薬品や品質に疑念のある医薬品発見時の対処

譲受した医薬品が偽造医薬品および品質に疑念がある場合は、適切に対応すること。

- ① 仕入の経過を確認する。
- ② 発見後は当該医薬品の全ての在庫を隔離し、当該医薬品の卸売販売を中止する。異常のない同一成分の医薬品を用いて、改めて卸売販売を行う。
- ③ 発見者は管理薬剤師へ報告する。管理薬剤師は開設者に報告する。
- ④ 開設者は、保健所、メーカーおよび JACDS、地区薬剤師会および保健所等になどの行政機関へ報告する。
- ⑤ 当該物流センター管轄の店舗販売業者から申し出があった場合も、①～④と同様の対応を行う。
- ⑥ 異常があった場合当該医薬品の調査結果及び処理廃棄については保健所及びメーカーの指示を仰ぎ、記録を管理記録簿に残す。

6. その他、医薬品の取引状況の継続的な確認および自己点検

偽造医薬品の流通防止に向けて、以下の事項を行うこと。

- ① 医薬品の購入等の際は、毎回社員証等で身分確認を行う。
- ② 定期的(棚卸時等)に医薬品の品質確認を行う。

7. 管理薬剤師の責任において行う業務範囲

管理薬剤師は、医薬品の品質管理及び購入者等の適切性の確認を行い、また、販売先から返品された医薬品の取扱いに係る最終的な判断(返品の可否等を含む)を行う。

第18回JAPANドラッグストアショー 同時開催ご案内

① JACDS・DMS 合同セミナー「業務に役立つ制度改正対応のポイント」(3月15日)

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)

偽造医薬品の流通防止に関する業務対応、今年から義務化される登録販売者研修状況の届出、医薬品等適正広告基準改正のポイントなどについて説明を行います。【資料 後頁1ページ分】

② 「標準EDI(流通BMS)特別セミナー」開催のご案内(3月16日)

「標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー」では、INSネット(ISDN)デジタル通信モード」終了予定についての最新情報、標準EDI導入事例、また軽減税率のシステム対応など、標準EDI以外の関連情報についてもご報告いたします。

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)【資料 後頁2ページ分】

③ 実践セミナーのご案内(3月16日)

セルフメディケーションを実践するために必要な知識を習得していただくことを目的としてセミナーを開催致します。JACDS認定アドバイザー更新のための20ポイントが取得できます。

第一線で活躍される、堀 美智子氏と福田 千晶氏を講師に迎えご講演いただきます。現場で必ず役立つ内容ですので、多数のお申込をお待ちしております。

※参加費:どちらか1つの場合 3,240 円、両方参加の場合は 5,400 円【資料 後頁 2 ページ分】

④ 特別講演会

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果」(3月16日)

ヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行っている団体から担当理事にご登壇いただき、薬局業務における事故発生の未然防止についてご講演いただきます

「平成30年度調剤報酬改定のポイント」(3月17日)

厚生労働省より調剤報酬改定の責任者にご登壇いただき、調剤報酬改定のポイントについてご講演いただき、質疑応答を行います。

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)【資料 後頁 2 ページ分】

⑤ 第2回JACDS薬剤師学術セミナー(3月16日~18日)

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センター主催で第2回JACDS薬剤師学術セミナーを開催いたします。このセミナーでは、研修認定薬剤師になるために必要な単位(研修受講シール)が取得できます。多数のお申込をお待ちしております。【資料 後頁2ページ分】

※参加費:無料(事前申し込みが必要です)【資料 後頁 2 ページ分】

業務に役立つ 制度改正対応のポイント

主催:日本チェーンドラッグストア協会・ドラッグストアMD研究会

- 日 時：平成30年3月15日、13:30～15:00（予定）
第18回 JAPANドラッグストアショー同時開催
- 会 場：幕張メッセ（セミナー会場）
- 参加費：無料（事前申込みが必要です）
- 参加対象者：ドラッグストア、メーカー・卸・ストアサポーター様 等
- 人数：約150人

講師:筑波 純（一般社団法人日本薬業研修センター、元埼玉県薬事職員）

医薬品を巡る環境が大きく変化しています。それに伴い様々な制度改正が行われています。どれもが企業コンプライアンス上、必見の制度改正です。これらの制度改正は“知らない”では済まされない時代です。確認の上でもぜひご参加下さい。

本セミナーで分かること

- ・偽造医薬品の流通防止に関する業務対応（手順書の書き方含む）
→卸・他店等から、同一法人店から、物流センターからの医薬品譲受時の書面記載事項と確認方法等、貯蔵場所での保管方法、手順書の書き方のポイント等について分かります。
- ・今年から義務化、登録販売者研修はいつまでに、何を報告するか
→平成29年度研修からドラッグストア企業等は、勤務する登録販売者の研修状況を都道府県等に届け出なければならなくなりました。いつまでに、何を届けるかがわかります。
- ・医薬品等適正広告基準改正のポイント
→大幅改正され適正広告基準のポイントと、店舗での活用法が分かります。
- ・平成26年度以前の登販合格者、平成32年4月以降の準備は？
→全ての登録販売者（現在管理者・管理代行者含む）は平成32年4月以降、管理者・管理代行者になるためには過去5年間のうち24カ月以上の業務経験を証明する書類が必要です。その書類の準備は万端ですか？

■お申込みはFAX(045-474-2569)で事務局までご送信ください。

| | | | |
|--------|-----|-----|----------------|
| 御社名・所属 | | | |
| 御氏名 | | | 参加人数 名 |
| 連絡先 | Tel | Fax | E-mail Address |

■問合先:日本チェーンドラッグストア協会(045-474-1311) 事務局 横田
※定員になり次第、応募は締め切らせて頂きます。

標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー開催のご案内

『標準EDI(流通BMS)普及推進に向けた取り組み』

～なぜ流通BMSを今導入すべきなのか～

「標準EDI(流通BMS)推進特別セミナー」は、流通BMSの普及を進めるために、毎年開催をしています。NTT東日本から「INS ネット デジタル通信モード」の提供終了予定の発表があったことにより業界全体で流通BMSに切り替えなければならないという機運も高まってきています。また、消費税の軽減税率(複数税率)制度の導入にともなうシステム対応についても現状のシステムでは対応が困難で、業界標準EDIである流通BMSへの移行が望ましいと考えています。ぜひ当セミナーにご参加いただき、最新情報を共有し、混乱なくスムーズな流通BMSへの移行が出来るように進めていければと考えています。よろしくお願いいたします。

日本チェーンドラッグストア協会
副会長 兼 業界標準化推進委員会 委員長 江黒 純一
記

日時:平成30年3月16日(金) 13:00～15:30

場所:千葉県 幕張メッセ国際展示場 第18回JAPANドラッグストアショー展示会場内セミナールーム

参加費:無料

参加対象者:ドラッグストア経営トップの方、商品部、システム、財務経理担当者、メーカー・卸ベンダー、システムベンダー、報道関係者様、その他

講演内容

●消費税の軽減税率のシステム対応について

財務省より軽減税率(複数税率)制度の導入について、インボイスとは何か、詳しく解説いただきます。また、皆様知りたい流通システムでの対応について、パネルディスカッションで確認をしていきます。

●固定電話のIP網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて

総務省、NTTより最新情報を詳しく解説していただきます。

●ドラッグストア企業の導入事例のご紹介

ウエルシア薬局より導入事例を詳しくご紹介します。

●卸・メーカー企業の導入事例、業界に向けた課題

花王グループカスタマーマーケティングより詳しく解説していただきます。

●標準EDI(流通BMS)普及推進活動について

当協会の取り組みと他業界の活動状況について、流通BMS協議会よりご報告いたします。

※都合によりテーマ等、変更になる場合もあります。ご了承ください。

以上

主催:日本チェーンドラッグストア協会 業界標準化推進委員会

後援:経済産業省、一般財団法人流通システム開発センター、流通BMS協議会

FAX:045-474-2569 JACDS事務局 担当 上杉行

**第18回JAPANドラッグストアショー同時開催「標準EDI推進特別セミナー」
『標準EDI(流通BMS)普及推進に向けた取り組み』
～なぜ流通BMSを今導入すべきなのか～**

日 時：平成30年3月16日（金） 13:00～15:30

会 場：幕張メッセ国際展示場（千葉県 幕張）第18回JAPANドラッグストアショー内セミナー会場

定 員：200名

参加費：無料（事前のお申し込みをお願い致します。FAXの受信を持って受付完了と致します）

申込方法：①平成30年3月9日（金）までに参加申込書をJACDS事務局までお送りください。

②当日は、名刺をご持参頂きます様、お願い申し上げます。

※都合により内容が変更になる場合もありますのでご了承ください。

企業名 _____

住所〒 _____

TEL () _____ FAX () _____

連絡先担当者氏名 _____ 役職名 _____

| NO | 所属・役職名 | 氏名 |
|----|--------|----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください。

※申込締切日 平成30年3月9日(金)までにお申し込みください。

お問い合わせ先 日本チェーンドラッグストア協会事務局 担当 上杉
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル4階
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569
E-mail: sec@jacds.gr.jp

実践セミナー（JACDS主催）のご案内

実践セミナーは、セルフメディケーションを実践するために必要な知識を習得していただくことを目的とし、毎年様々なテーマで実施され、好評を頂いております。今回のセミナーも、実務に携わる方や、生活者が関心を持たれているテーマについて、各分野で活躍している専門家に分かりやすくお話いただく内容となっております。多くの方のお申込みをお待ちしております。

尚、アドバイザーの方につきましては、各セミナーにつき更新ポイント20Pを取得することができます。

【更新セミナー①】 3月16日（金）10:15～11:45

「女性の健康づくりに薬局でできること」（仮題）

医薬情報研究所/(株)エス・アイ・シー 医薬情報部門責任者 堀 美智子 氏

プロフィール:日本薬業研修センター 医薬研究所所長。テレビやラジオ番組にも出演中。著書も多数。ヘルスケアアドバイザー養成講座のテキスト編集委員。



近年、女性が活躍する場面も広がり、ライフスタイルも多様化しています。同時に、女性が抱える健康に関する悩みも変化し多様化しています。薬局に於ける、女性からの健康相談などについて、薬局で対応できること、アドバイスできることについて、多くの経験に基づいたお話を頂きます。女性だけでなく、男性の方にも参考になる内容になっています。

【更新セミナー②】 3月16日（金）15:30～17:00

「脚が不自由な人の運動について考える」（仮題）

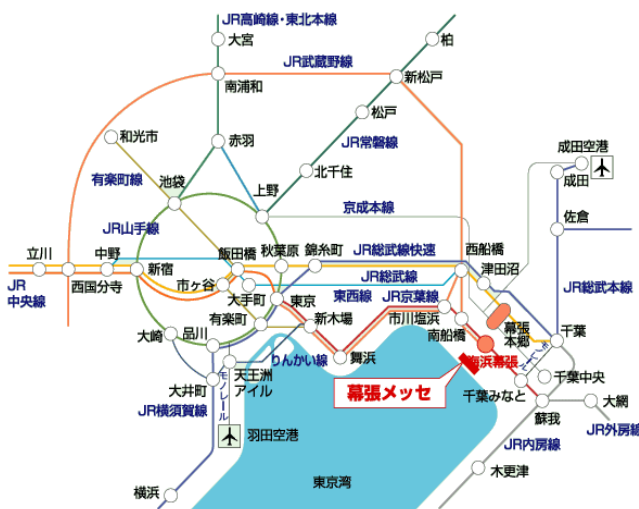
健康科学アドバイザー 福田 千晶 氏

プロフィール:医学博士。日本リハビリテーション医学会専門医。現在、テレビやラジオ番組にも出演中。著書も多数。ヘルスケアアドバイザー養成講座のテキスト編集委員。



「(脚を)動かすと痛い」「ときどき脚がしびれる」などという、軽度の「脚が不自由」な方向けの”運動”についてのお話を頂きます。運動による改善と予防のアドバイスは、ご自身、ご家族へのアドバイスのみならず、店頭に来られる脚についての軽い障害にお悩みのお客様への店頭対応にも、お役立て頂ける内容となっています。

会場



●電車でご来場の場合

- ◆ JR 京葉線 海浜幕張駅から徒歩 5 分
(東京駅から約 30 分、蘇我駅から約 12 分)
- ◆ JR 総武線・京成線 幕張本郷駅から
幕張メッセ・マリスタジアム行きバスで、
約 15 分 (秋葉原駅から約 40 分)

●車でご来場の場合

- ◆ 東京都心・羽田方面から約 40 分
湾岸習志野 IC. (東関東自動車道)、
または幕張 IC. (京葉道路) から約 5 分
 - ◆ 成田方面から約 30 分。湾岸千葉 IC.
(東関東自動車道) から約 5 分
- メッセ駐車場は普通車約 5,500 台、
大型車約 120 台、県営地下駐車場は
約 500 台を収容します (有料)

FAX : 0 4 5 - 4 7 8 - 5 4 6 1

受講申込書

受講をご希望の方は、参加希望講座に丸印を付け、認定番号、お名前、ご住所、電話番号をご記入の上、**2018年3月7日（水）まで**に人材育成センター宛にFAXか郵送にてご返送下さい（複数のセミナーを受講することも可能です）。なお申込受付は申込用紙の送付と受講料の入金を確認できて完了となり、申込受付を完了された方へ2018年3月上旬以降、受講案内を送付いたします。

また、申込をいただいた時点ですでに定員に達している場合にはご連絡致します。

認定者番号： HC BC BB KP

お名前： _____ 電話番号： _____

連絡先住所： _____
〒 _____

.....
日程／2018年3月16日（金）
会場／千葉・幕張メッセ：国際会議場（詳細は受講案内でお知らせ）
更新ポイント／更新セミナー①②は**20**ポイント
.....

※全てのセミナーとも全アドバイザー対象です。

| 希望 | 日時 | 講師 | 定員 |
|----|-------------|--|-------------|
| | 3/16 (金) | 10:15 ~ 11:45 実践セミナー① 医薬情報研究所 / (株)エス・アイ・シー 医薬情報部門責任者 堀 美智子 氏 | 各回とも 50名 |
| | | 15:30 ~ 17:00 実践セミナー② 健康科学アドバイザー 福田 千晶 氏 | |

参加希望講座に○印をつけてください。詳しいテーマの内容は裏面を参照してください。

＜受講料の支払方法＞

受講料：各セミナーとも **3,240** 円（税込）

※更新セミナー2つ受講の場合は、**5,400**円

※**2018年3月7日（水）**までに下記口座へ振り込み願います。

（振込手数料はご負担下さい）

＜振込口座＞

三井住友銀行 新横浜支店 普) 0285954 日本チェーンドラッグストア協会
三菱東京UFJ銀行 新横浜支店 普) 0196957 日本チェーンドラッグストア協会

お申込・お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL : 045-478-5451 FAX : 045-478-5461

厚生労働省 特別講演会 平成30年度調剤報酬改定のポイント

平成30年4月には調剤報酬の改定が予定されています。高齢化の深刻化と地域包括ケアシステムの構築という課題に加え、かかりつけ機能をどう定着させていくのか、問題は山積しています。

そこで、厚生労働省から調剤報酬改定の責任者に登壇いただくこととしました。講演と質疑応答を通じて調剤事業の拡大戦略を探ります。

- テーマ 平成30年度調剤報酬改定のポイント
- 講師 厚生労働省 保険局医療課薬剤管理官 中山智紀
- 日時 平成29年3月17日(土) 13:30~15:00 ■ 場所 千葉県幕張メッセセミナー会場

日本医療機能評価機構 特別講演会 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果

薬剤師の仕事には医療事故というリスクが伴います。大事に至らなかったものの、「ヒヤリとした」「ハットした」という経験は誰もが持っているのではないのでしょうか。実際の事故の背景には数多くの「ヒヤリ・ハット」体験が潜んでいます。事故の防止には、発生例だけでなく、「ヒヤリ・ハット」の事例を集め、発生要因を分析し、防止策を立てることが大切です。

そこで、わが国で唯一薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析を行っている団体から担当理事にご登壇いただくこととしました。薬局や薬剤師の生命線でもある事故の未然防止策を共に考えます。

- テーマ 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果
- 講師 (公財)日本医療機能評価機構 執行理事/九州大学病院医療安全管理部 教授
- 日時 平成29年3月16日(金) 14:00~15:30 ■ 場所 千葉県幕張メッセセミナー会場

お申込みはこちら

- 定員:150名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 参加費:無料
- 申込み:別紙の参加申込書によるFAX
- 締切り:平成30年3月10日(土)

参加申込書

企業名 _____

住所〒 _____

E-mail _____

TEL () _____ FAX () _____

連絡先担当者氏名 _____

役職名 _____

■ 厚生労働省 特別講演会

平成30年度調剤報酬改定のポイント 17日(土) 13:30~15:00

| NO | ご所属・役職名 | お名前 |
|----|---------|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください(何名でも参加可)。

■ 日本医療機能評価機構 特別講演会

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の成果 16日(金) 14:00~15:30

| NO | ご所属・役職名 | お名前 |
|----|---------|-----|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |

※3名様より参加人数が多い場合はコピーしてお申し込みください(何名でも参加可)。

※申込締切日 平成29年3月10日(金)までにお申し込みください。

お問い合わせ先 日本チェーンドラッグストア協会事務局 東京事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-10

TEL: 03-5510-8031

研修認定薬剤師制度認定研修(最大6単位)

第2回JACDS薬剤師学術セミナー

-コミュニティー・ファーマシストをめざして-

主催:日本チェーンドラッグストア協会/一般社団法人日本薬業研修センター

- 日時 平成30年3月16日(金)・17日(土)・18日(日)
- 内容 別添日程のとおり。セッションごとに、自由に選択できます。
- 会場 幕張メッセ 国際展示場 4ホール セミナールームA
- 住所 千葉市美浜区中瀬 2-1 TEL:043-296-0001
- 定員 セッションごとに 200名 会員企業かどうかに関係なくどなたでも受講できます。
- 受講料 無料
- 単位 セッション ごとに1単位取得できます。
※但し、5分以上の遅刻、早退、途中退席、その他不適切な行動を取られた受講者には受講シールを配布いたしません。
- 申込 必要事項をご記入いただき、FAXでお申込みください。
※定員になりましたら、お申込みを締め切らせていただきます。お早目にお申込みください。
- 問合せ先 JACDS薬剤師学術セミナー事務局
TEL:03-5510-8031 / Eメール:info@nihonyakugyou.jp

☆

☆

☆

☆

☆

送付先 FAX 03-5510-0180

申込書は、当日の受講票となります。必ずご持参ください。

第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー申込書

| | | | | | |
|-----|------|------|-------|------------|--|
| 氏名 | | 社名 | | 所属 (店名) | |
| 連絡先 | Tel: | Fax: | Mail: | | |

参加セッションにチェックを入れて下さい。

| 3月16日(金) | 3月17日(土) | 3月18日(日) |
|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> セッション 1 | | <input type="checkbox"/> セッション 5 |
| <input type="checkbox"/> セッション 2 | <input type="checkbox"/> セッション 4 | <input type="checkbox"/> セッション 6 |
| <input type="checkbox"/> セッション 3 | | |

第2回 JACDS 薬剤師学術セミナー日程

第18回 JAPAN ドラッグストアショー/セミナールーム

| | 3月16日(金) | 3月17日(土) | 3月18日(日) |
|-------|--|---|---|
| 11:30 | セッション1 11:30 ~ 13:00 — スポンサーセッション — フレイル予防を考える — 消化酵素の可能性 — 講師 慶応義塾大学医学部 坂口光洋記念 システム医学講座 洪 繁 准教授 シオノギヘルスケア(株) 昼食付き(注1) | | セッション5 11:30 ~ 13:00 — スポンサーセッション — ジェネリック医薬品の 品質と製剤工夫 (株)沢井製薬 軽食付き(注2) |
| 12:00 | | | |
| 12:30 | | | |
| 13:00 | | | |
| 13:30 | | セッション4 13:30 ~ 15:00 — 特別講演会 — 平成30年度調剤報酬改定のポイント 講師 厚生労働省保険局医療課 薬剤管理官 中山智紀 | セッション6 13:30 ~ 15:00 — スポンサーセッション — 知って得する漢方製剤の活用 (株)ロート製薬 |
| 14:00 | | | |
| 14:30 | | | |
| 14:00 | セッション2 14:00 ~ 15:30 — 特別講演会 — 薬局ヒヤリハット 事例収集・分析事業の成果 講師 (公財)日本医療機能評価機構 執行理事/九州大学病院医療安全管理部 後 信 教授・部長 | | |
| 14:30 | | | |
| 15:00 | | | |
| 15:30 | | | |
| 16:00 | セッション3 15:40 ~ 17:10 — スポンサーセッション — 糖尿病療養指導について 薬局従事者へ期待すること 講師 三咲内科クリニック 栗林伸一 院長 テルモ(株) | | |
| 16:30 | | | |
| 17:00 | | | |
| 17:30 | | | |

(注1) セッション1(3月16日(金)11:30~13:00)は、シオノギヘルスケア(株)様との共催。
 昼食(弁当、飲み物)が用意されます(当日の先着100名まで)。

(注2) セッション5(3月18日(日)11:30-13:00)は、(株)沢井製薬様の共催。
 軽食(サンドイッチ、飲み物)が用意されます(当日の先着100名まで)。

グランプリ受賞者決定！**第 13 回セルフメディケーションアワード開催速報**

2月10日(土)、東京虎の門にあるスタンダード会議室 虎ノ門 SQUARE において、グランプリ候補作品と学生部門特別賞の発表、ならびに表彰式が行われました。会場には大勢の方が来場され、発表者のプレゼンに熱心に耳を傾ける姿が数多く見られました。

最終審査の結果は以下の通りです。※敬称略

★グランプリ

庄司 富貴子(登録販売者) 道北調剤薬局

テーマ：『調剤薬局からの小さな発信 ～肌ケアからのQOL向上を願って～』

★準グランプリ(団体の部)

宮脇 裕枝(登録販売者) (株)カメガヤ

テーマ：『「デポ・健康サポート」推進店 マイナス10歳実現への取り組み』

★準グランプリ(個人の部)

鈴木 美緒(登録販売者) (株)ぱぱす

テーマ：『ドラッグストアだからこそできること』

★会長賞

岡村 実咲(管理栄養士) (株)ユタカファーマシー

テーマ：『ドラッグストア併設調剤薬局の管理栄養士の可能性』

★実行委員長賞

寺田 大輝(薬剤師) (株)龍生堂本店

テーマ：『調剤併設ドラッグストア薬剤師による高齢者の栄養ケアへの取り組み
～もしも薬剤師が栄養ケアに取り組んだら～』

★審査委員長賞

山本 佳宏(登録販売者) ウエルシア薬局(株)

テーマ：『超高齢社会に対応する売場作り ～地域一番店！を目指して～』

★審査委員特別賞

田口 慎之助(登録販売者) (株)クスリのマルエ

テーマ：『お客様のセルフメディケーションへの意識とドラッグストアの存在意義』

◆学生部門特別賞

田島 穂乃香 仙台医療秘書福祉専門学校

テーマ：『ドラッグストアの今後の取り組み～ハブステーション化に向けて～』

第 18 回JAPANドラッグストアショー同時開催イベントのご案内

グランプリを受賞された庄司さんには、3月16日(金)で開催される記念イベントにおいても発表いただきます。また、審査委員を交えたパネルディスカッションも行われる予定です。

大勢の皆様のご来場をお待ちしています。

〔写真左〕

櫻井実行委員長による
開会宣言



〔写真右〕

熱心に発表に聞き入る
多くの来場者



〔写真左〕

今回から新たに発表後に
審査委員との質疑応答
が行われるようになり、
発表内容についてより深
い理解が出来るようにな
った。



〔写真右〕

川島審査委員長による
総評



〔写真左〕

表彰終了後の記念撮影



〔写真右〕

別会場で行われた記者に
よる取材の様子



佳作受賞作品

■ 薬剤師の部

- No. 11001 : 大久保 美菜 (株)龍生堂本店
- No. 11003 : 三上 勝 (株)龍生堂本店
- No. 11005 : 齋藤 旬 (株)龍生堂本店
- No. 11024 : 宮本 晃洋 (株)ユタカファーマシー
- No. 11025 : 橋川 源 (株)ユタカファーマシー
- No. 11047 : 松下 綾 ウエルシア薬局(株)

■ 登録販売者の部

- No. 12011 : 三浦 歩佳 (株)サッポロドラッグストアー
- No. 12019 : 蟻川 美江 (株)クスリのマリエ
- No. 12022 : 小林 愛佳 (株)クスリのマリエ
- No. 12074 : 石田 研摩 (株)ユタカファーマシー
- No. 12106 : 柏木 優汰 (株)丸大サクラ中薬局

■ 栄養士・管理栄養士の部

- No. 13007 : 古田 彩香 (株)ユタカファーマシー

■ 薬学生・薬業専門学校生の部

- No. 20013 : 高橋 香織 東京医療秘書福祉専門学校
- No. 20014 : 黒崎 玲沙 東京医療秘書福祉専門学校

奨励賞受賞作品

- No. 20001 : 阿部 雄志 札幌福祉医薬専門学校
- No. 20015 : 伊藤 麻子 東京医療秘書福祉専門学校
- No. 20021 : 佐藤 那香 東京医療秘書福祉専門学校
- No. 20051 : 川下 有果 北日本医療福祉専門学校
- No. 20054 : 高橋 愛美 北日本医療福祉専門学校
- No. 20064 : 本多 未来 仙台医療秘書福祉専門学校
- No. 20078 : 土井 明日香 横浜医療秘書歯科助手専門学校
- No. 20098 : 小泉 隆嗣 東京医療秘書福祉専門学校

公正取引委員会より改善指導 返品率の数値がダントツ。引き下げる努力を！

2月2日に公正取引委員会の呼び出しに応じて訪問し、定期的に行われている「大規模小売業との取引に関する納入業者に対する実態調査」の結果報告を踏まえ、業界全体として、数値の改善を指導されました。

問題となり得る行為は、ドラッグストアに限ると、「返品」が最も問題視され、17.3%、次位は9.7%とダントツに高い値となっています。他に「買ったたき」7.6%、次位は7.5%、協賛金等の負担の要請も、11.7%で、トップの13.8%とあまり変わらない数値となっています。

業界として、自ら襟を正す努力が必要と考えます。

まずは、それぞれの結果(概要)を掲載します。ぜひ、目をおしていただきたく、よろしくお願いします。また、詳細内容も公正取引委員会のホームページに掲載されています。よろしくお願いします。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jan/180131.html>



公取企第4号
平成30年2月2日

日本チェーンドラッグストア協会
会長 青木 桂生 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長 粕淵 功



納入業者との取引の公正化について（要請）

公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法に基づき、違反行為に対して厳正に対処するとともに、取引の実態を把握するための調査を実施するなどして、違反行為の未然防止に努めているところです。

今般、公正取引委員会は、大規模小売業者と納入業者との取引を対象に実態調査を実施し、その結果を平成30年1月31日に「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」として公表しました。

今回の調査の結果、大規模小売業者と納入業者の一部の取引において、大規模小売業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められました。特に、協賛金等の負担の要請、返品及び取引の対価の一方的決定（買ったたき）について、今後の取引の継続への影響などを考慮してやむを得ず不利益を受け入れているとの納入業者からの回答が比較的高い割合となっていました。

このような状況を踏まえ、貴協会におかれましては、本調査結果及び独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の内容について傘下会員に周知徹底するなど、違反行為の未然防止及び取引の公正化に向けた取組を行っていただくよう要請いたします。

公正取引委員会では、事業者団体が実施する優越的地位の濫用規制及び下請法の研修等に公正取引委員会の職員を講師として派遣していますので、傘下会員向けに研修等を実施する場合には、積極的に御活用ください。また、本調査結果及び優越的地位の濫用規制の内容を説明するための講習会の開催を予定しておりますので、併せて御活用ください。

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第1 調査の趣旨・方法等

■ 調査の趣旨

- ・ 大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われている一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為（独占禁止法第2条第9項第5号）について、平成25年以降、毎年20件前後の注意を小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対して行っている。
- ・ この状況を踏まえ、優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われていないかを調査

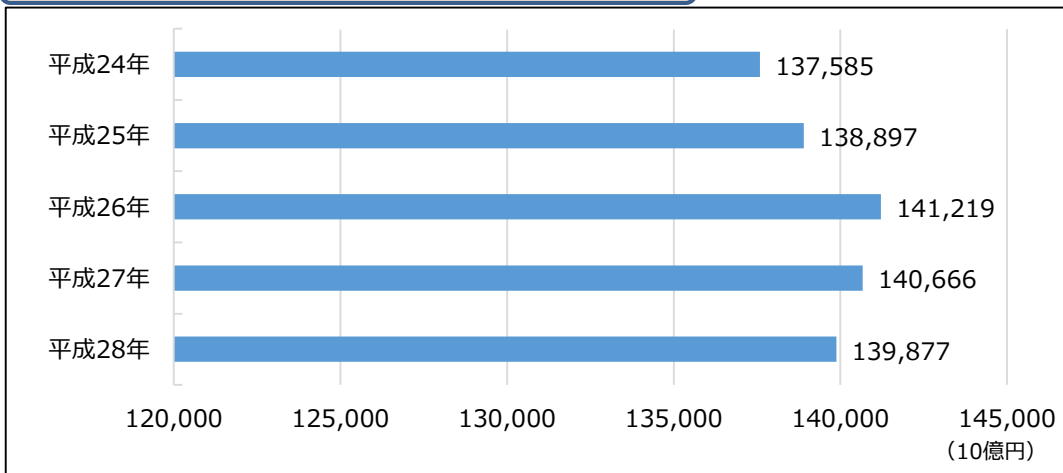
■ 調査の方法等

| 発送数（A） | 回答者数（B） （回答率 B / A） | 大規模小売業者との取引があると回答した者（C） （回答率 C / A） |
|--------|------------------------|--|
| 31,955 | 11,233 (35.2%) | 8,201 (25.7%) |

※ 調査対象期間：平成28年7月1日～平成29年6月30日

- ・ 売上高70億円以上の大規模小売業者との取引があると思われる納入業者31,955名に調査票を送付
- ・ それぞれ取引高が大きい大規模小売業者上位3社（以下「主要取引先」）との取引について、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」）の内容に沿って、アンケート形式により問題となり得る行為等を調査
- ・ 8,201名の延べ取引数は、19,289取引（以下「集計対象取引」）

第2 小売業界の動向



- ・ 平成28年の国内小売業販売額は約140兆円であり、2年連続減少している。

※ 経済産業省「商業動態統計」

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果①（納入業者の概要）

(1) 資本金の額

- 納入業者の資本金の額は、
 - ・「1000万円以下」が44.6%
 - ・「1000万円超5000万円以下」が34.6%

| 資本金区分 | 回答者数 | 割合(%) |
|-----------------|-------|-------|
| 1000万円以下 | 3,591 | 44.6 |
| 1000万円超5000万円以下 | 2,787 | 34.6 |
| 5000万円超 1億円以下 | 1,078 | 13.4 |
| 1億円超 3億円以下 | 167 | 2.1 |
| 3億円超 | 422 | 5.2 |
| 合計 | 8,045 | 100.0 |

(無回答156名)

(2) 主要取引先への取引依存度

- 主要取引先への取引依存度（納入業者の売上高に対する主要取引先の売上割合）は、
 - ・「10%以下」が60.3%
 - ・「10%超30%以下」が27.3%

| 取引依存度 | 取引数 | 割合(%) |
|-----------|--------|-------|
| 10%以下 | 10,874 | 60.3 |
| 10%超30%以下 | 4,924 | 27.3 |
| 30%超50%以下 | 1,062 | 5.9 |
| 50%超 | 1,163 | 6.5 |
| 合計 | 18,023 | 100.0 |

(無回答1,266名)

(3) 主要取引先との取引年数

- 主要取引先との取引年数は、
 - ・「20年超」が35.1%
 - ・「5年超10年以下」が19.3%

| 取引年数 | 取引数 | 割合(%) |
|-----------|--------|-------|
| 5年以下 | 2,405 | 14.4 |
| 5年超10年以下 | 3,225 | 19.3 |
| 10年超15年以下 | 2,419 | 14.4 |
| 15年超20年以下 | 2,818 | 16.8 |
| 20年超 | 5,879 | 35.1 |
| 合計 | 16,746 | 100.0 |

(無回答2,543名)

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果②（大規模小売業者と納入業者との取引の状況）

(1) 問題となり得る行為がみられた取引数及び割合（行為類型別）

- 問題となり得る行為がみられた取引の上位3行為類型
 - ・「協賛金等の負担の要請」
 - ・「返品」
 - ・「取引の対価の一方的決定（買ったたき）」

- 問題となり得る行為が一つ以上みられた取引は、集計対象取引全体の15.9%（3,063取引）

| 行為類型 | 問題となり得る行為がみられた取引数 | 集計対象取引（注）に占める割合 |
|----------------------|-------------------|-----------------|
| 協賛金等の負担の要請 | 1,302 | 6.7% |
| 返品 | 1,232 | 6.4% |
| 取引の対価の一方的決定（買ったたき） | 693 | 3.6% |
| 購入・利用の要請 | 657 | 3.4% |
| 従業員等の派遣の要請 | 522 | 2.7% |
| 減額 | 370 | 1.9% |
| 受領拒否 | 214 | 1.1% |
| 支払遅延 | 180 | 0.9% |
| 合計（上記行為が1つ以上みられた取引数） | 3,063 | 15.9% |

（注）集計対象取引は、19,289取引である。

(2) 主要取引先の業態における問題となり得る各行為類型の割合

- 他の業態と比較し、特に割合が大きいもの
 - ・「ドラッグストア」による「返品」
 - ・「ホームセンター」による「協賛金等の負担の要請」
 - ・「ディスカウントストア」による「従業員等の派遣の要請」
 - ・「ドラッグストア」「ディスカウントストア」「100円ショップ」による「買ったたき」

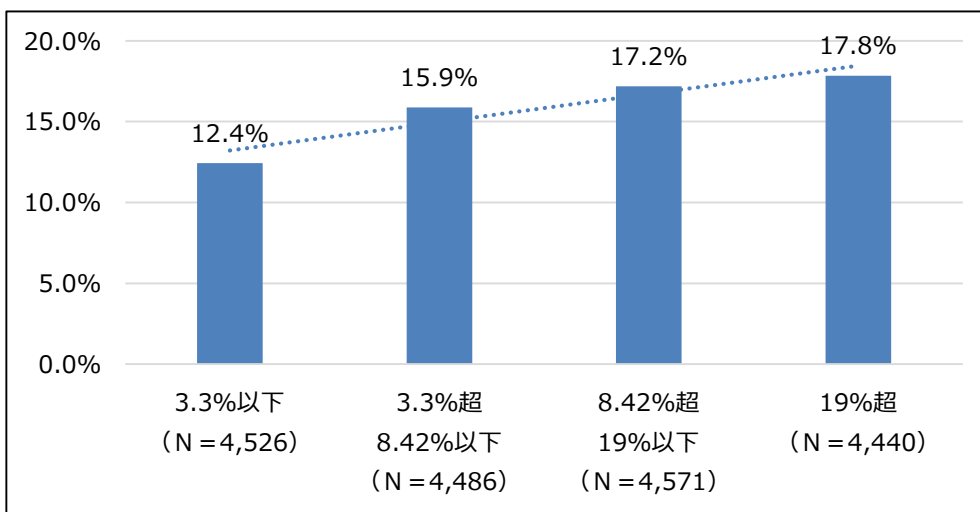
| | 購入・利用の要請 | 協賛金等の負担の要請 | 従業員等の派遣の要請 | 受領拒否 | 返品 | 支払遅延 | 減額 | 買ったたき |
|--------------------|----------|------------|------------|------|-------|------|------|-------|
| ドラッグストア (N=410) | 2.9% | 11.7% | 6.6% | 1.2% | 17.3% | 0.2% | 4.4% | 7.6% |
| ホームセンター (N=1,170) | 1.4% | 13.8% | 6.8% | 1.6% | 9.7% | 1.1% | 2.4% | 4.1% |
| ディスカウントストア (N=375) | 4.0% | 10.9% | 8.5% | 1.9% | 7.7% | 0.5% | 4.0% | 7.5% |
| 専門量販店 (N=1,968) | 2.0% | 8.3% | 2.9% | 1.5% | 7.7% | 1.4% | 3.3% | 3.4% |
| 食品スーパー (N=2,971) | 5.7% | 8.2% | 2.5% | 1.0% | 4.0% | 0.6% | 1.3% | 4.2% |
| 百貨店 (N=1,927) | 3.6% | 4.9% | 5.8% | 0.6% | 7.6% | 1.8% | 2.1% | 2.6% |
| コンビニエンスストア (N=320) | 3.4% | 7.2% | 1.6% | 0.9% | 5.9% | 0.3% | 1.9% | 5.0% |
| 総合スーパー (N=2,176) | 3.5% | 6.3% | 1.4% | 1.0% | 4.6% | 0.7% | 1.1% | 4.0% |
| 農協 (N=902) | 5.2% | 2.9% | 1.2% | 1.0% | 6.2% | 0.9% | 2.8% | 2.7% |
| 通販業者 (N=882) | 1.2% | 4.4% | 0.3% | 1.2% | 7.4% | 0.9% | 1.0% | 1.9% |
| 生協 (N=802) | 2.5% | 6.5% | 0.6% | 1.4% | 4.2% | 0.0% | 0.6% | 2.9% |
| 100円ショップ (N=126) | 1.6% | 2.4% | 0.0% | 0.0% | 1.6% | 0.0% | 0.8% | 7.1% |
| その他 (N=1,771) | 3.5% | 3.7% | 0.6% | 1.1% | 5.0% | 0.6% | 1.5% | 2.5% |

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果③ 計量分析

(1) 取引依存度との関係

- 優越ガイドライン上の優越的地位の判断の考慮要素である「取引依存度」と問題となり得る行為がみられた取引の関係について分析
- 取引依存度を基準として、取引数を4分割し、各グループで問題となり得る行為がみられた取引が行われる割合を求めたところ、取引依存度が高いグループほど、当該取引が行われる割合が大きい

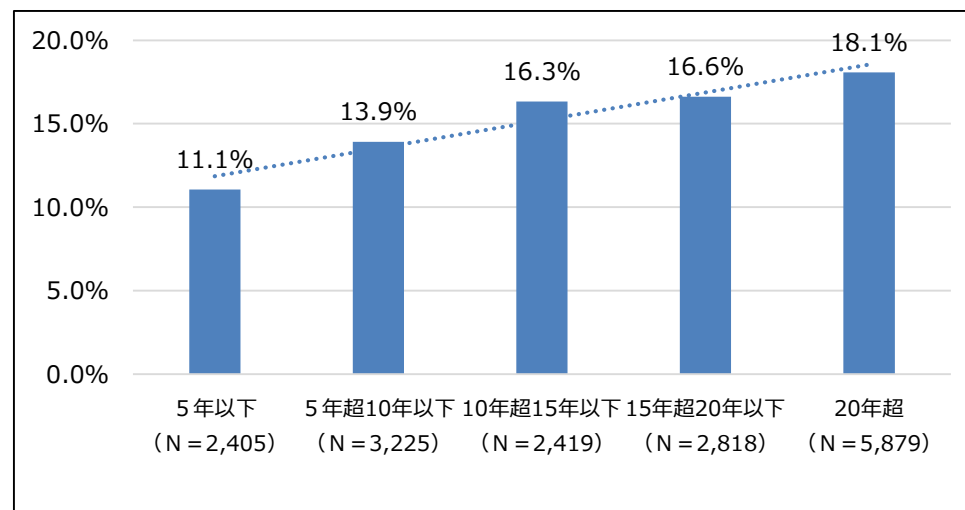


■ 計量分析の結果

- **取引依存度が高いほど問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向**

(2) 取引年数との関係

- 優越ガイドライン上の優越的地位の判断の考慮要素である取引先変更の可能性、また、取引することの必要性が、取引年数に影響していると考えられるため、「取引年数」と問題となり得る行為がみられた取引の関係について分析
- 取引年数が高いグループほど、問題となり得る行為がみられた取引が行われる割合が大きい



■ 計量分析の結果

- **取引年数が高いほど問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向**

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第3 調査結果④ 計量分析

(1) 取引継続理由との関係

- 問題となり得る行為を受けているにもかかわらず、取引を継続している状況がうかがわれたため、取引を継続している理由を、売上げの減少を防ぐためという「消極的な理由」と売上げの増加のためという「積極的な理由」に分けて分析

| 区分 | 主要取引先と取引を継続している理由 | 問題となり得る行為がみられた取引数 | 当該継続理由による取引に占める割合 |
|--------|--|-------------------|------------------------|
| 消極的な理由 | 取引依存度が高いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。 | 1,467 | 23.7% (1,467/6,198) |
| | 新たな取引先小売業者との新規の取引契約を交わすことは容易ではなく、他の取引先小売業者との取引を拡大することは困難であるため。 | 995 | 22.5% (995/4,427) |
| | 取引額が多いことから、取引を継続しないと売上げが大幅に減少するため。 | 1,918 | 21.6% (1,918/8,900) |
| | 取引契約を解除する際には多額の違約金の支払が必要となるため。 | 8 | 15.1% (8/ 53) |
| 積極的な理由 | 取引先小売業者は事業規模が拡大していることから、取引を継続することが自己の事業規模の拡大につながるため。 | 824 | 16.2% (824/5,076) |
| | 市場におけるシェアが高く有力な業者であることから、将来の売上増加が期待できるため。 | 1,377 | 15.2% (1,377/9,057) |
| | 取引を行うことが自己の信用力の確保になるため。 | 896 | 14.4% (896/6,227) |

■ 計量分析の結果

- **消極的な理由により取引を継続している方が問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向**

(2) 主要取引先の業態との関係

- ドラッグストアは他の業態より、問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかったため、傾向を分析

| 主要取引先の業態 | 問題となり得る行為がみられた取引数 | 当該業態との取引に占める割合 |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| ドラッグストア | 118 | 28.8% (118/ 410) |
| ホームセンター | 265 | 22.6% (265/1,170) |
| ディスカウントストア | 77 | 20.5% (77/ 375) |
| 専門量販店 | 356 | 18.1% (356/1,968) |
| 食品スーパー | 490 | 16.5% (490/2,971) |
| 百貨店 | 315 | 16.3% (315/1,927) |
| コンビニエンスストア | 47 | 14.7% (47/ 320) |
| 総合スーパー | 317 | 14.6% (317/2,176) |
| 農協 | 123 | 13.6% (123/ 902) |
| 通販業者 | 113 | 12.8% (113/ 882) |
| 生協 | 96 | 12.0% (96/ 802) |
| 100円ショップ | 13 | 10.3% (13/ 126) |
| その他（サービスエリア、駅ビル 等） | 209 | 11.8% (209/1,771) |

■ 計量分析の結果

- **他の業態に比べてドラッグストアについて、問題となり得る行為がみられた取引が行われる確率が高まる傾向**

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第4 調査結果の評価①（問題となり得る行為の状況）

■ 問題となり得る行為がみられた取引において回答が多かった行為類型の具体的要請，事例等

○ 協賛金等の負担の要請

⇒ 「大規模小売業者から，事前に負担額，算出根拠及び目的の3つについて明確にすることなく，一定額又は貴社（納入業者）からの納入金額の一定割合に相当する額の協賛金等の要請」との回答が最も多く，次いで「センターフィー（注）について，貴社の事業経営上のメリットに応じた合理的な負担分を超える額の要請」が多かった。

（注）物流センターを運営している小売業者が，当該センターに商品を納入している卸売業者又は製造業者に対して，当該センターの利用料等の名目で支払を要請しているもの。以下同じ。

○ 返品

⇒ 「売れ残り，売場の改装等を理由とした返品」との回答が最も多く，次いで「大規模小売業者が破損・汚損したことを理由とした返品」が多かった。

○ 取引の対価の一方的決定

⇒ 「セールで販売することを理由に，通常時の取引価格を下回る価格を一方的に定めた。」との回答が最も多かった。

| | 協賛金等の負担の要請 | 返品 | 取引の対価の一方的決定 |
|--------------------------|---|--|--|
| ヒアリングで聞かれた内容 納入業者に対する | ホームセンターは，顧客に対するポイント還元等のイベントごとに販売応援という名目だけで，その 算出根拠を明示することなく ，負担させる。 | 専門量販店は，返品について 事前に取決めはない ので，明確に返品を求められるということはなく，「どうでしょうか。」という言い方をしてくる。しかし，これは返品を求めているので，今後の取引を考えて返品を受け入れている。 | 農協は，セールを行うという理由で 一方的に価格を引き下げ ，その後セール終了後も価格を据え置いて元の価格に戻してくれない。価格交渉においては，「おまえのところと取引を行わない。」と言われるので引き下がるしかない状況である。 |
| | 総合スーパーからは，取引を行うために物流センターの利用が必要であると言われており，使わないという選択はできない。物流センターの使用に際してはセンターフィーを支払う必要があるが，その 算定根拠は示されることなく ，料金を提示されるだけで交渉の余地はない。 | 食品スーパー等から，納入している青果物のうち一つの商品でも傷んでいれば，それ以外は問題のない同じ棚に乗っている商品を全て店頭から撤去して返品される。 事前に相談されることはなく ，返品される商品と返品伝票を渡されるだけである。 | 100円ショップとの取引において，一定の納入数量を前提として納入する価格を決定したにもかかわらず，それに満たない納入数量の発注でも 同じ価格を押し付けられる 。 |

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第4 調査結果の評価②（問題となり得る行為を行っている大規模小売業者の状況）

- **ドラッグストア**では、「返品」が他の業態に比べて著しく多い
⇒ ドラッグストアは**医薬品の商慣習を他の商品にも適用している**との話が聞かれたが、返品を行うのであれば、商品の購入に当たって**納入業者との合意により返品条件を定め、その条件に従って返品する**などといった対応が求められる。
- **ホームセンター**では、「協賛金等の負担の要請」が他の業態に比べて多い
⇒ 「商品が無償で提供するように求めてくる。」との話が聞かれたが、要請内容が**物品であっても、経済上の利益の提供要請として問題となり得る**ため、注意を要する。
- **ディスカウントストア**では、「従業員等の派遣の要請」が他の業態に比べて多い
⇒ 「費用についてはディスカウントストアの負担は全くない。」との話が聞かれたが、従業員等の派遣の要請を行う場合は、その条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、**派遣のために通常必要な費用を負担する**といった対応が求められる。

| | ドラッグストア | ホームセンター | ディスカウントストア |
|----------------------|--|--|---|
| 納入業者に対するヒアリングで聞かれた内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ドラッグストアは、売れ残りを理由として商品を返品してくる。多く仕入れておいて、売れ残ったら返品すればよいという考え方で普通に返品してくる。返品されると損失になることから受け入れたくはないが、他社の話では、返品を断ったら店舗で商品を陳列する場所が減らされたということで受け入れざるを得ない。 ○ ドラッグストアからの返品が日常的に発生している。医薬品業界に返品の慣習があるようなので、その慣習を医薬品以外の商品に適用していると思う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ホームセンターは販促活動として顧客に景品を提供するために、商品無償で提供するように求めてくる。新規店舗の開店、正月の売出しを行う店舗が示され、これらの店舗用に無償提供を行ってほしいという要請が行われる。当社には直接のメリットはないけれども、取引上の付き合いで応じざるを得ない。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ディスカウントストアの店舗で商品の入替え作業をさせられている。納入業者が集められ、必要であれば宿泊もしながら1年間で全店舗において商品の入替え作業を行っている。この作業によって発生する費用についてはディスカウントストアの負担は全くない。作業は朝から夜まで商品の陳列、補充、清掃、倉庫整理を行うこととなる。 |

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書（概要）

第5 公正取引委員会の対応

- 本調査の結果、大規模小売業者と納入業者の一部の取引において、大規模小売業者による優越的地位の濫用規制上問題となり得る行為が行われている状況が認められた。
- 違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、本調査結果を公表するとともに、以下の対応を行う。
 - 1 ① 大規模小売業者の関係事業者団体に対して、優越的地位の濫用規制の内容を傘下会員に周知徹底するなど、**業界における取引の公正化に向けた取組を要請**
 - ② 大規模小売業者を対象とする**講習会を実施**（本調査結果及び優越的地位の濫用規制の内容を説明）
 - ③ 大規模小売業者及び納入業者に対し、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等を通じ、**各種講習会への参加、講習用動画の活用等を広く呼びかけ**
- 2 今後とも、本調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者の**取引実態を注視**し、優越的地位の濫用規制上問題となるおそれのある**行為の把握**に努めるとともに、これに違反する行為に対しては、**厳正に対処**

防犯・有事委員会が千葉県からお礼状 万引犯罪を許さないまちづくりに貢献

防犯・有事委員会(委員長:石田岳彦 ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)が千葉県環境生活部よりお礼状をいただきました。本年1月31日(水)の「千葉県安全安心まちづくり推進協議会 第13回万引き防止対策部会」での発表内容が評価されたものです。

これからも、万引犯罪を許さないまちづくりに貢献していく所存です。

拝啓 早春の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、去る1月31日(水)に開催いたしました「千葉県安全安心まちづくり推進協議会 第13回万引防止対策部会」では、御多忙中のところ、貴協会の活動事例の資料を御提供いただき、誠にありがとうございました。

御提供いただいた資料は、株式会社マツモトキヨシホールディングス 内部統制統括室法務課 谷部 博 様に発表していただきましたが、貴団体の取組事例は、万引犯罪を許さないまちづくりを進めていく上で、大変参考になりました。

本県におきましても、引き続き、万引防止対策部会の皆様と連携を図りながら、安全で安心な千葉県を実現するため、積極的に取り組んでまいりますので、今後ともお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まずは、書中をもってお礼申し上げます。

敬具

平成30年2月5日

日本チェーンドラッグストア協会
防犯・有事委員長 石田 岳彦 様

千葉県環境生活部
くらし安全推進課長 山下 裕



協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

■ 登録販売者試験受験対策支援

☆平成 29 年度 登録販売者試験情報(平成 30 年 1 月 30 日一般社団法人 日本薬業研修センター調べ)を掲載しました。【資料 後頁 1 ページ分あり】

☆ヘルス&ビューティ用語事典、ドラッグストア・流通用語事典も引き続き販売しております。ご案内と申込用紙はこちらをご覧ください。

ご案内 URL: <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougoannai.pdf>

申し込み用紙 URL <http://www.jacds.gr.jp/yougo/yougomoushikomi.pdf>

■「コンシェルジュマスター研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」をスタートしました。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

【資料:後頁 2 ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁 6 ページ分あり】

■ 介護情報提供員の募集について

「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。【資料 後頁 2 ページ分あり】

■ 薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料 後頁 2 ページ分あり】

■ ダブルライセンス認定制度を実施

JACDS では、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料 後頁 2 ページ分あり】

■ 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料：後頁5ページ分あり】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

そらぶちキッズキャンプ募金(平成27年4月～平成27年9月)の集計結果が出ました。ご協力いただきました企業様は、HP から結果報告のポスターを印刷しお客様へのご報告をお願いいたします。

【資料 後頁 1 ページ分あり】

平成29年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(平成30年1月30日)

| 都道府県 | 試験日 | 合格発表日 | 合格者数 | 受験者数 | 合格率 |
|------|-----------|-----------|---------|---------|-------|
| 北海道 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 1,268名 | 2,032名 | 62.4% |
| 青森県 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 326名 | 601名 | 54.2% |
| 岩手県 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 310名 | 540名 | 57.4% |
| 宮城県 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 573名 | 922名 | 62.1% |
| 秋田県 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 242名 | 400名 | 60.5% |
| 山形県 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 266名 | 459名 | 58.0% |
| 福島県 | 8月30日(水) | 10月2日(月) | 738名 | 1,302名 | 56.7% |
| 茨城県 | 9月7日(木) | 10月6日(金) | 520名 | 1,542名 | 33.7% |
| 栃木県 | 9月7日(木) | 10月6日(金) | 374名 | 1,227名 | 30.5% |
| 群馬県 | 9月7日(木) | 10月6日(金) | 514名 | 1,585名 | 32.4% |
| 埼玉県 | 9月10日(日) | 10月10日(火) | 1,060名 | 2,759名 | 38.4% |
| 千葉県 | 9月10日(日) | 10月10日(火) | 921名 | 2,274名 | 40.5% |
| 東京都 | 9月10日(日) | 10月10日(火) | 1,946名 | 4,556名 | 42.7% |
| 神奈川県 | 9月10日(日) | 10月10日(火) | 1,404名 | 3,008名 | 46.7% |
| 新潟県 | 9月7日(木) | 10月6日(金) | 318名 | 956名 | 33.3% |
| 富山県 | 9月6日(水) | 10月20日(金) | 393名 | 801名 | 49.1% |
| 石川県 | 9月6日(水) | 10月20日(金) | 354名 | 805名 | 44.0% |
| 福井県 | 8月20日(日) | 10月6日(金) | 316名 | 846名 | 37.4% |
| 山梨県 | 9月7日(木) | 10月6日(金) | 149名 | 457名 | 32.6% |
| 長野県 | 9月7日(木) | 10月13日(金) | 301名 | 1,000名 | 30.1% |
| 岐阜県 | 9月6日(水) | 10月20日(金) | 578名 | 1,213名 | 47.7% |
| 静岡県 | 9月6日(水) | 10月20日(金) | 1,347名 | 2,388名 | 56.4% |
| 愛知県 | 9月6日(水) | 10月20日(金) | 1,365名 | 2,713名 | 50.3% |
| 三重県 | 9月6日(水) | 10月20日(金) | 428名 | 833名 | 51.4% |
| 滋賀県 | 8月20日(日) | 10月6日(金) | 379名 | 911名 | 41.6% |
| 京都府 | 8月20日(日) | 10月6日(金) | 897名 | 1,736名 | 51.7% |
| 大阪府 | 9月7日(木) | 10月20日(金) | 2,155名 | 4,333名 | 49.7% |
| 兵庫県 | 8月20日(日) | 10月6日(金) | 1,686名 | 3,288名 | 51.3% |
| 奈良県 | 8月29日(火) | 10月13日(金) | 869名 | 1,681名 | 51.7% |
| 和歌山県 | 8月20日(日) | 10月6日(金) | 315名 | 810名 | 38.9% |
| 鳥取県 | 11月1日(水) | 12月12日(火) | 54名 | 199名 | 27.1% |
| 島根県 | 11月1日(水) | 12月12日(火) | 83名 | 265名 | 31.3% |
| 岡山県 | 11月1日(水) | 12月12日(火) | 334名 | 1,216名 | 27.5% |
| 広島県 | 11月1日(水) | 12月12日(火) | 314名 | 850名 | 36.9% |
| 山口県 | 11月1日(水) | 12月12日(火) | 262名 | 968名 | 27.1% |
| 徳島県 | 10月24日(火) | 12月1日(金) | 117名 | 262名 | 44.7% |
| 香川県 | 10月24日(火) | 12月1日(金) | 131名 | 291名 | 45.0% |
| 愛媛県 | 10月24日(火) | 12月1日(金) | 174名 | 440名 | 39.5% |
| 高知県 | 10月24日(火) | 12月1日(金) | 103名 | 307名 | 33.6% |
| 福岡県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 1,222名 | 3,652名 | 33.5% |
| 佐賀県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 218名 | 733名 | 29.7% |
| 長崎県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 176名 | 534名 | 33.0% |
| 熊本県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 264名 | 777名 | 34.0% |
| 大分県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 220名 | 632名 | 34.8% |
| 宮崎県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 157名 | 460名 | 34.1% |
| 鹿児島県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 285名 | 887名 | 32.1% |
| 沖縄県 | 12月17日(日) | 1月30日(火) | 180名 | 675名 | 26.7% |
| 計 | | | 26,606名 | 61,126名 | 43.5% |

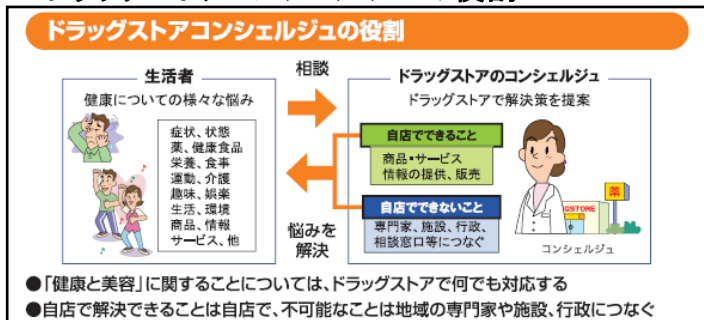
※詳細は各都道府県に確認願います。

幅広い健康づくりのためのプログラムを学習できる 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

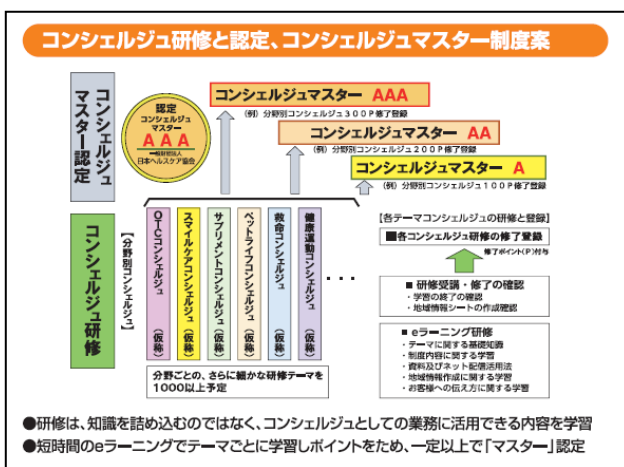
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会（認定委員会）より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

| コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容 | |
|-----------------------|--|
| コンテンツの範囲 | 健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容 |
| 提供する3つの情報 | 「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供 |
| ・基本情報 | 基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供 |
| ・コンシェルジュ研修情報 | 各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報 |
| ・商品・サービス情報 | メーカー協力による商品紹介（法律に抵触しない範囲・方法で） |
| 地域情報の収集 | 店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録 |
| 添付情報 | 公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報 |

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるように知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

| ★■オリエンテーション講座 | | ■ベビーケア | | ■健康維持生活 | | ■健康関連制度 | | ■その他 | | |
|---------------|--------------------------|---|-------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| テーマ | ■食と健康 | コンテンツ | | テーマ | ベビー用品 | コンテンツ | | テーマ | 部位別ケア | |
| | 食と栄養 | 食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他 | | | ベビーケア | 赤ちゃんの食事/赤ちゃんの入浴/赤ちゃんの睡眠/その他 | | | 部位別対処法 | ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他 |
| | ★スマイルケア食 | そしゃく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他 | | | 妊娠・出産 | 赤ちゃんの健康/赤ちゃんの快適生活/赤ちゃんの行事/その他 | | | 美と健康管理 | フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他 |
| | ★スマイルケア食「赤」 | 摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎 | | テーマ | ■健康関連制度 | | コンテンツ | | 地域情報 | |
| | 機能性表示食品 | 機能性表示食品制度/NMCDの正しい活用法/他 | | | 健康運動 | ながら筋トレ体操/ながら生活運動/高齢者と運動/その他 | | | 薬機法 | |
| その他 | 疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他 | | ペット飼育 | ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他 | | 医療費控除制度 | | 疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他 | | |
| テーマ | ■ヘルスケア | コンテンツ | | 救急救命 | 心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他 | | 社会保障制度 | | | |
| | 正しい薬の飲み方・使い方 | 服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー | | ■健康関連制度 | | コンテンツ | | | | |
| | 医薬品 | 成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/その他 | | 薬機法 | 医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他 | | 医療費控除/セルフメディケーション税制/その他 | | | |
| | ヘルスケア用品 | 応急処置法、テーピング法、用品の正しい活用法/他 | | 医療費控除制度 | 医療費控除/セルフメディケーション税制/その他 | | 社会保険制度 | | 国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他 | |
| テーマ | ■ビューティケア | コンテンツ | | ■その他 | | コンテンツ | | | | |
| | 化粧品 | メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ法/その他 | | 部位別ケア | ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他 | | 部位別対処法 | | フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他 | |
| | ビューティケア用品 | スキンケア用品活用法/メイク用品使用法/その他 | | 部位別対処法 | フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他 | | 美と健康管理 | | 検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他 | |
| テーマ | ■加齢生活ケア | コンテンツ | | 地域情報 | 分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他 | | その他 | | 疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他 | |
| | 加齢用品 | 加齢の基本知識/尿漏れパット使用法/TPO対処法/その他 | | その他 | 疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他 | | | | | |
| | 介護用品 | 介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/その他 | | | | | | | | |
| | サポート用品 | 疾病・怪我予防用品使用法/介助・介護用品使用法/他 | | | | | | | | |

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法：eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費：2018年3月までは無料で受講が可能

受講対象者：登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法：受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。
申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

| | 特典 | コンシェルジュ会員申込 |
|---------------|---|--|
| 日登協A会員 | 無料で受講できます。 (2018年4月以降も無料で受講できます。) | 不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。 |
| JACDS認定アドバイザー | オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。 (2018年4月以降も無料で受講できます。) | 日本薬業研修センターに以下の申込書に必要項目を記載のうえ、お申込み下さい。 |

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先：日本薬業研修センター

TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

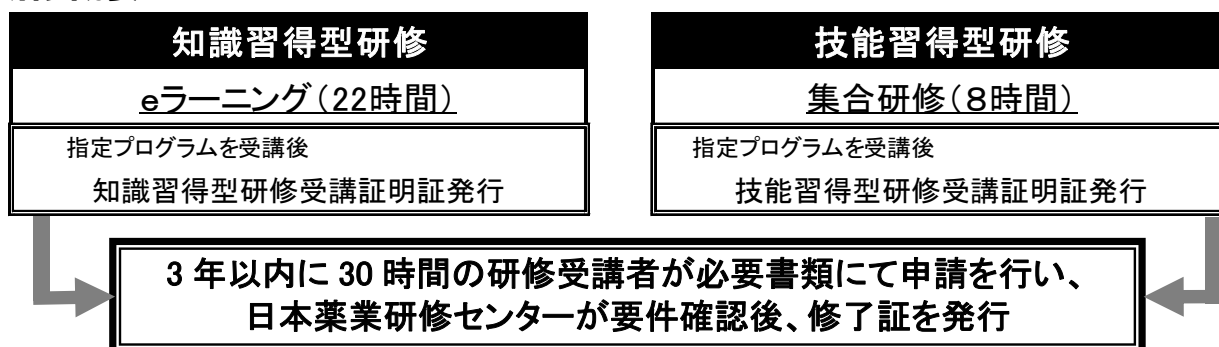
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2016年4月からスタートしました、地域における薬局機能向上に向けた厚生労働省の「健康サポート薬局制度」に求められている研修を実施しております。

本研修で使用するテキストは、地域の健康情報拠点薬局として必要な知識を、地域住民目線で分かりやすく説明できるテキストとなっているため、より実務に役立つ研修となっております。今後の地域連携への対応能力の向上や、OTC薬の適正な販売と情報提供に活用いただける研修内容となっている本研修に、ぜひお申込み下さい。

なお、日本薬業研修センターが行う健康サポート薬局に係る薬剤師研修プログラムは、厚生労働省の指定確認機関(公益社団法人日本薬学会薬学教育委員会第三者確認委員会:委員長 赤池昭紀)による確認の結果、適合とされました。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

| 研修内容 | 時間数 | 実施形式と学習方法 |
|-----------------------------|-----|---|
| 知識習得型研修 | | eラーニング |
| ①講座: 地域住民の健康維持・増進 | 2時間 | [学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有 |
| ②講座: 要指導医薬品等概説-1 | 8時間 | |
| ③講座: 要指導医薬品等概説-2 | | |
| ④講座: 要指導医薬品等概説-3 | | |
| ⑤講座: 健康食品、食品 | 2時間 | |
| ⑥講座: 禁煙支援 | 2時間 | |
| ⑦講座: 認知症対策 | 1時間 | |
| ⑧講座: 感染対策 | 2時間 | |
| ⑨講座: 衛生用品、介護用品等 | 1時間 | |
| ⑩講座: 薬物乱用防止 | 1時間 | |
| ⑪講座: 公衆衛生 | 1時間 | |
| ⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例 | 1時間 | |
| ⑬講座: コミュニケーション力の向上 | 1時間 | |

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

| 研修内容 | | 時間数 | 実施形式と学習方法 |
|---------|----------------------------|-----|--------------------|
| 技能習得型研修 | | | 講義と演習(グループ討議形式) |
| I 研修: | 健康サポート薬局の基本理念 | 1時間 | ビデオ、グループ討議、総評 |
| II 研修: | 薬局利用者の状態把握と対応 | 4時間 | ビデオ、グループ討議、全体発表、総評 |
| III 研修: | 地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応 | 3時間 | ビデオ、グループ討議、全体発表、総評 |

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

| | |
|-----|---|
| A研修 | 研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修 |
| B研修 | 受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※ |

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

※JACDS会員企業に勤務の方は、協力団体会員価格で受講いただけます。

(税込)

| 受講料と入金時期 | | JACDS会員価格(協力団体会員価格)※ (申込:企業・団体一括、個人) | | | 一般価格 (申込:企業・団体一括、個人) | | |
|----------|-------|---|--------|---------------------------|-------------------------|--------|---------------------------|
| | | A研修 | B研修 | 入金時期 | A研修 | B研修 | 入金時期 |
| ★技能習得型 | I・III | 2,250円 | 1,500円 | A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金 | 3,750円 | 1,500円 | A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金 |
| | II | 2,250円 | 1,500円 | | 3,750円 | 1,500円 | |
| 知識習得型 | | 1,500円 | 1,000円 | 事前入金 | 2,500円 | 1,000円 | 事前入金 |
| 計 | | 6,000円 | 4,000円 | | 10,000円 | 4,000円 | |

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施する企業・団体に所属している場合でも、他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

平成 30 年度は、以下の地区で研修実施を予定しております。

この日程で申込を希望の方は、後頁の申込書①に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

他地区での受講を希望の場合、または知識習得型研修を先に受講希望の場合は、後頁の申込書②に必要事項を記入のうえ、お申込み下さい。

※他地区での研修実施も検討中です。最新の研修日程は、以下の HP をご覧下さい。

(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>)

〔平成 30 年度 技能習得型研修開催予定日程・地区〕

| No. | 開催日 | 地区 | 会場 | 研修時間 |
|-----|---------------|---------|-----------|-----------|
| 1 | 2018年1月21日(日) | 東京都文京区 | MK御茶ノ水ビル | 9時30分～19時 |
| 2 | 2018年6月10日(日) | 東京都渋谷区 | 協励会館 | 9時～17時40分 |
| 3 | 2018年6月24日(日) | 北海道札幌市 | 日邦・札幌出張所 | 9時～17時40分 |
| 4 | 2018年7月1日(日) | 宮城県仙台市 | 未定 | 9時～17時40分 |
| 5 | 2018年7月29日(日) | 福岡県福岡市 | 日邦・福岡営業所 | 9時～17時40分 |
| 6 | 2018年9月2日(日) | 愛知県名古屋市 | 日邦・名古屋連絡所 | 9時～17時40分 |
| 7 | 2018年9月9日(日) | 大阪府大阪市 | 日邦・大阪センター | 9時～17時40分 |

● 上記以外にも、神奈川県、関西地区等での開催を調整しています。
● 日程は、決定次第ホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)にアップします。
● 開催地区のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

※Ⅲ研修「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

| 募集・申込 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。 ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。 |

参加希望者の多い地区から随時開催します。
研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup>)でご案内します。

HP に掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、できるだけ受講者の受講状況管理のため、企業で取りまとめてお申込み下さい。

| 受講開始 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。 |

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。
※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

| 受講申込・受講開始 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。 ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。 |

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。
手続き完了後、知識習得型研修実施用のご案内を送付します。

■申込方法

1)別紙の「健康サポート薬局研修申込書」に、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにてお申込下さい。

●能習得型研修開催予定地区をお申込みの方 … 後頁申込書①9

●開催が決まっていない地区、または先に知識習得型研修の受講をお申込みの方 … 後頁申込書②

・最初に、受講人数と技能習得型研修の希望地区についてお知らせください。

希望地区が未定の方は、空白でも構いません。

・企業申込の場合は、後日、受講者の名前と薬剤師登録番号の一覧表をデータで送付してください。

・できるだけ、受講者の受講状況管理のため、企業取りまとめにて企業一括申込みをお願いします。

2)企業一括申込の場合は、技能習得型研修のB研修での実施を検討して下さい(A研修の受講も可能です)。

・希望の地区、日程での開催が可能となり、費用の軽減化が可能となるB研修での実施については、以下の「■B研修実施について」をご覧くださいか、事務局までお問合せ下さい。

3)技能習得型研修の開催地区については、A研修の場合は、原則参加希望者が30名以上になった時に開催日程を決定します(B研修につきましては、人数に制限はありません)。

・申込時の希望地区で開催が決まっていない場合は、開催が決定次第、ご連絡させていただきます。

・研修センターのHPでも開催日程地区の一覧表を作成し、閲覧できるようにします。

・Ⅲ研修については、勤務先が同一都道府県の方々のグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。

■申込手続きの流れ

1)企業申込の場合

①申込書に、受講希望者数を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ会場別受講申込者一覧のデータを送付します。

③開催日の2週間前までに受講案内を企業宛にメールにて送付します。

当日の受付時に必要となりますので、受講者へお渡しください。

④後日、参加した受講者数をもとに請求書を作成し、企業担当者様へ送付いたします。

2)個人申込の場合

①申込書に必要事項を記入し、FAX、またはメールにてお申し込みください。

②事務局より、ご記入頂いた連絡先メールアドレスへ受付完了と振込先をご案内します。

開催の2週間前までに、お振込み願います。

③入金確認後、開催日の2週間前までに受講案内をメールにて送付します。

■B研修実施について (詳細は日本薬業研修センターHPをご参照下さい)

団体、企業の状況、希望にあわせて、日程、会場、講師、監査員の手配を当該団体・企業で行うことにより、費用の軽減化を図り、受講の機会を増やします。ぜひ、B研修実施をご検討下さい。

・講師は研修センターの認定が必要となり、薬局実務実習の認定指導薬剤師の方、企業内の薬剤師研修や事業研修等のカリキュラム作成や講師経験を有している方、行政の保健分野に従事した経験を有する方などが対象となります(研修センターに講師を有料で依頼することも可能です)。

・公募が原則ですので、開催会場の席数の10%以上は公募枠となり、B研修実施団体・企業に所属以外の受講者の受け入れをお願いします。公募は、研修センターが行います。

・実施団体・企業には、参加された当該団体・企業所属以外の人数分の還付金をお支払します。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup> (健康サポート薬局研修サイト)

FAX送信先: 045-478-5461 (日本薬業研修センター行)

「健康サポート薬局研修」 申込書①

| | | | | |
|----------|-------------------|--------|-------------------|----------|
| 企業 申込 | フリガナ 会社名 | | | |
| | フリガナ 担当者名 | | 部署名 役職 | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先TEL | | 連絡先FAX | |
| | 連絡先 E-mail(PC) | | | |
| 個人 申込 | フリガナ 氏名 | | 連絡先 E-mail(PC) | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先FAX | | 薬剤師 登録番号 | |
| | 所属先名 (所在地) | | 都道 府県 | 区市 町村 |

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■研修申込み(受講希望人数を記入して下さい。個人申込の方も受講する研修すべてに「1」と記入して下さい。)

※各会場、30名以下の場合には開催を見合わせる場合があります。

| No. | 開催日 | 地 区 | 会 場 | 受講人数 | | | 知識習得型研修 | |
|-----|---------------|---------|-----------|------|-------|--------|---------|-------|
| | | | | I 研修 | II 研修 | III 研修 | 人数 | 開始希望月 |
| 1 | 2018年1月21日(日) | 東京都文京区 | MK御茶ノ水ビル | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 2 | 2018年6月10日(日) | 東京都渋谷区 | 協励会館 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 3 | 2018年6月24日(日) | 北海道札幌市 | 日邦・札幌出張所 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 4 | 2018年7月1日(日) | 宮城県仙台市 | 未定 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 5 | 2018年7月29日(日) | 福岡県福岡市 | 日邦・福岡営業所 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 6 | 2018年9月2日(日) | 愛知県名古屋市 | 日邦・名古屋連絡所 | 名 | 名 | 名 | 名 | |
| 7 | 2018年9月9日(日) | 大阪府大阪市 | 日邦・大阪センター | 名 | 名 | 名 | 名 | |

研修時間は、No1は、9時30分～19時、No2～7は、9時～17時40分を予定しております。

III研修につきましては、同一の都道府県参加者によるグループディスカッションを行います。
同一都道府県の参加が少ない場合は、参加を見合わせていただく場合があります。

■申込手続きの流れにつきましては、前頁に記載の申込手続きの流れをご参照下さい。

**会場設営、およびグループ分けの都合上、開催2週間前までに
申込み者のご連絡をお願いいたします。**

受講者が確定できない場合は、参加枠の確保にも対応いたします。詳しくは事務局へご相談下さい。

問合せ先: 日本薬業研修センター <http://yakken-ctr.jp>
電話 045-478-5453 Email: support@yakken-ctr.jp

健康サポート薬局研修 申込書② FAX 送信先:045-478-5461(日本薬業研修センター行)

| | | | | |
|----------|-------------------|--------|-------------------|----------|
| 企業 申込 | フリガナ 会社名 | | | |
| | フリガナ 担当者名 | | 部署名 役職 | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先TEL | | 連絡先FAX | |
| | 連絡先 E-mail(PC) | | | |
| 個人 申込 | フリガナ 氏名 | | 連絡先 E-mail(PC) | |
| | 住 所 | (〒 -) | | |
| | 連絡先FAX | | 薬剤師 登録番号 | |
| | 所属先名 (所在地) | | 都道 府県 | 区市 町村 |

※個人申込の方は、所属先の都道府県と区市町村をご記入下さい。企業申込の方は、後日お名前とともにご連絡願います。

■ 申込手続きの流れ

- 1) 知識習得型研修と技能習得型研修と、どちらを先に受講してもかまいません。
- 2) 現在、開催が決定している地区については、日本薬業研修センターのホームページでご案内しております。それ以外の地区、日程をご希望の方は、申込書に希望地区と人数をお知らせください。申込み地区と人数により、技能習得型研修の開催地区、日程を決めます。
- 3) 参加希望を出していただいた地区が、開催候補地区となった場合、詳しい案内と申込確定のための案内書をメールにて、ご案内させていただきます。

■ 申込書記入について(受講希望地区と人数の記入をお願いします)

- 1) 企業申込の方は、A研修での受講か、B研修での受講が選択して下さい。地区ごとに、実施方法が異なっても構いません。個人申込の方は、すべてA研修での受講となります。
- 2) III研修については、勤務先が同一都道府県の方々でのグループ研修を行いますので、同一都道府県の参加者が少ない場合、参加を見合わせていただくことがあります。
- 3) 技能習得型研修の参加希望者が30名以上集まり次第、開催地区として決定します。

※健康サポート薬局の研修を修了するためには、技能習得型研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと知識習得型研修の受講が必要です。

| 技能習得型研修 | | | | | | | | | 知識習得型研修 | | |
|----------|------|-----|-----|----|-----|---------------|-------|-------|---------|-------|-----------|
| 〔記入例〕 | 実施形式 | | 研修名 | | | 地区名 (都道府県) | 人数 | | | 人数 | 開始 希望月 |
| | A研修 | B研修 | I | II | III | | I 研修 | II 研修 | III 研修 | | |
| 企業 個人 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 神奈川県 | 20~25 | 20~25 | 15~20 | 20~25 | H29.4頃 |
| | ○ | | | | ○ | 静岡県 | | | 3~5 | | |
| | ○ | | ○ | ○ | ○ | 大阪府 | 1 | 1 | 1 | 1 | H29.3頃 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

※個人情報につきましては、日本薬業研修センターが厳重な管理体制の元で保管し、健康サポート薬局研修会実施の目的のみで使用します。企業申込の方は、登録の内容について企業担当者に連絡する場合がございます。

※III 研修では勤務先所在地毎にグループ分けを行いますので、店舗所在地の都道府県名をご記入下さい。店舗が移動になった場合は、ご連絡下さい。

ドラッグストアの新しい役割となる JACDS 認定「介護情報提供員」 受講者募集中

超高齢社会の日本では、ドラッグストアは地域の生活支援はもとより、高齢者の新たなニーズを発掘し、新しい役割を担っていくことが重要です。JACDSでは、複雑な介護サービスについて、その地域にあった適正な情報を提供できる専門家を育成する「介護情報提供員制度」を実施しています。「介護」に関する様々な内容の概要や介護情報へのアクセス手段等の説明を行うサポートは、店舗の信頼をより高めるものです。ぜひ、地域生活者の信頼を勝ち得ることができる「介護情報提供員」を養成し、今後、介護に関する情報提供体制の環境づくりにご活用願います。

■ 受講資格

JACDS「ヘルスケアアドバイザー」認定者または受講者

- ※「ヘルスケアアドバイザー」受講者は、認定後に介護情報提供員の認定が行われます。
- ※以前認定者で更新手続きを行わなかった「未更新者」や講座の受講が修了できなかった「未修了者」の方は、再認定および再受講の方法を用意していますので、事務局までお問い合わせ下さい。

■ 受講料

eラーニング … 無料

ネット環境が整っていない方には、別途郵送通信（受講料・税込2570円）も用意しています。

■ 認定方法

eラーニングでテキストを学習後、地域の介護相談内容と相談先一覧マップの作成により、合否判定。

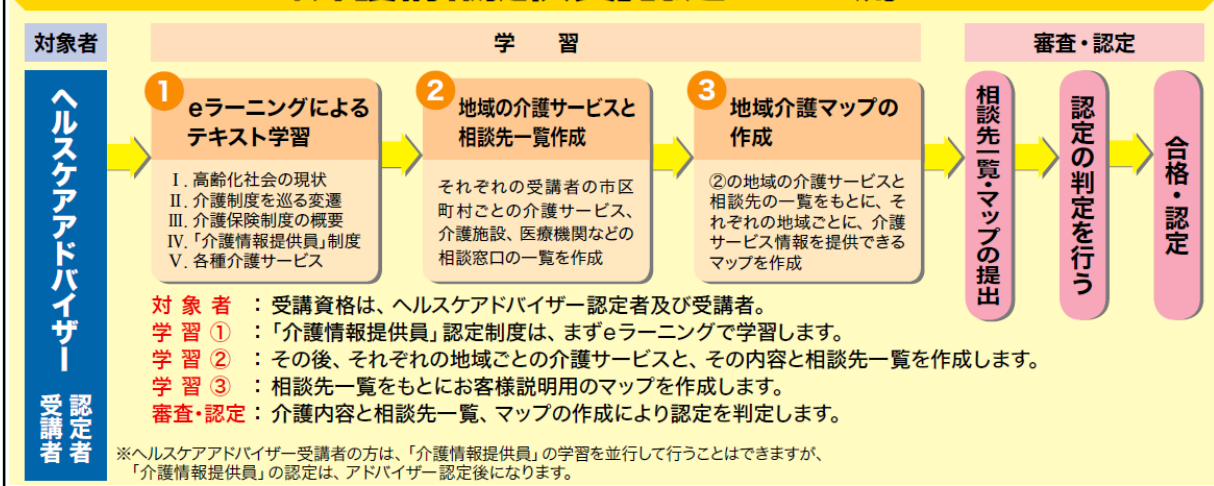
■ 主なカリキュラム

テキスト学習

- I. 超高齢社会を取り巻く日本の現状
- II. 介護制度を巡る変遷
- III. 介護保険制度の概要
- IV. 「介護情報提供員」制度
- V. 各種介護サービス
- VI. サンプル 添削レポートー地域の相談窓口を把握しよう

介護の相談内容と主な相談先一覧の作成
地域の介護マップの作成

「介護情報提供員」認定までの流れ



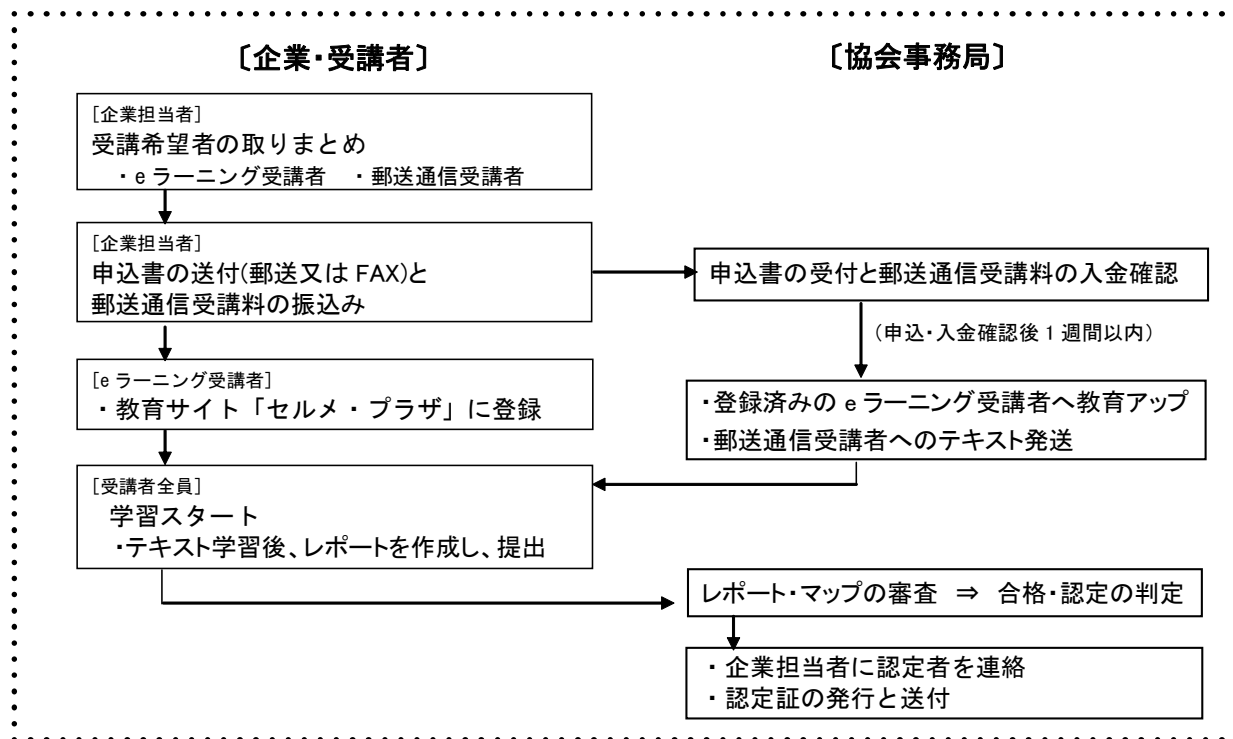
■ 学習の狙い

- ①高齢化社会の現状と介護制度についての概要を学ぶ。
- ②介護・福祉に関わる施設、専門家の役割、サービスについて学ぶ。
- ③地域の実情に合わせた介護・福祉施設、サービスについて学ぶ。
- ④地域の介護事業計画、福祉事業計画、医療計画等について学び、各市町村における介護、福祉、医療施設等の役割を学び、それらとの協力、連携について考える。
- ⑤顧客からの介護に関わる幅広い相談を受けた際に、適切な相談窓口を紹介できる資質を備える。
- ⑥ドラッグストアが地域住民の安心・安全を高めるために、地域の介護・福祉事業者とネットワークを図り、ドラッグストアの新たな役割を創造する。

「介護情報提供員 申込」について

介護情報提供員の企業一括申込みから受講・認定までの流れは以下の通りです。

企業での介護情報体制づくりのためにも、企業で取りまとめたお申込みをお願いします。



「介護情報提供員」の役割

介護情報提供員の役割は、地域ごとの介護サービスとその特徴、それぞれの相談窓口を知り、顧客に適正に相談窓口を提供することです。これから地域包括ケアシステム

の中で、介護、医療、生活支援、予防など分野をシームレスにネットワーク化していく上で、極めて重要な役割が担えるものと期待されます。

受講・申込みにつきましては、ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センターまでお問い合わせ下さい。

**お申し込み
お問い合わせ先**

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒 222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX. 045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

| 通信研修(1年間) | 集合研修(前期・後期開催) |
|--|--|
| eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習と自動採点の問題回答に取り組む | 1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい内容をスクール形式で学習 |
| 年間プログラム ①症状・部位別医薬品通信研修 12回 ②ヘルスケア実践セミナー 12回 | ①薬事行政情報 ②医薬品販売業に係る法規と制度 ③専門家のための技術・知識 ④確認試験 |
| 指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行 | 年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行 |
| ※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,600円) | ※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。 |

資質向上研修受講証明証の発行

(3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,570 円 (税込)

受講対象者: JACDS 勤務薬剤師会に加入している薬剤師の方
※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,600 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本薬業連絡協議会に加盟する団体に加入している企業に勤務している薬剤師の方
※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,570 円)+(3,000 円) = (5,570 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,600 円)+(3,000 円) = (6,600 円)

カリキュラム

1) 通信研修

| □症状・部位別医薬品通信研修 | | | | ※基礎講座1から順番に、毎月1テーマずつ学習します。 eラーニング受講の場合は、毎月2テーマまで学習できます。 | | | |
|----------------|------------|----|-----------|--|-----------------|----|-------------------------|
| ○基礎講座 | | 20 | 咳② | 40 | 爪から見える病気② | 17 | 強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(前半) |
| 1 | 胃腸症状 | 21 | 禁煙① | 41 | すり傷・切り傷・やけど① | 18 | 強心薬・高コレステロール改善薬・貧血薬(後半) |
| 2 | 疲労・虚弱 | 22 | 禁煙② | 42 | すり傷・切り傷・やけど② | 19 | 抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(前半) |
| 3 | 目の症状 | 23 | 肩こり① | ○応用講座 | | 20 | 抗アレルギー薬・鼻炎薬・点鼻薬(後半) |
| 4 | かぜ症候群 | 24 | 肩こり② | 1 | 胃腸薬(前半) | 21 | 解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(前半) |
| 5 | 一般用検査薬 | 25 | 頭痛① | 2 | 胃腸薬(後半) | 22 | 解熱鎮痛薬・生理痛専用薬(後半) |
| 6 | アレルギー症状 | 26 | 頭痛② | 3 | 便秘薬(前半) | 23 | 睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(前半) |
| 7 | 動悸・更年期症状① | 27 | 腰痛・関節痛① | 4 | 便秘薬(後半) | 24 | 睡眠改善薬・眠気防止薬・小児鎮静薬(後半) |
| 8 | 動悸・更年期症状② | 28 | 腰痛・関節痛② | 5 | 止瀉薬・整腸薬(前半) | 25 | 皮膚疾患薬(前半) |
| 9 | 痛み(解熱鎮痛薬)① | 29 | 口内炎① | 6 | 止瀉薬・整腸薬(後半) | 26 | 皮膚疾患薬(後半) |
| 10 | 痛み(解熱鎮痛薬)② | 30 | 口内炎② | 7 | 滋養強壮薬(前半) | 27 | 口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半) |
| 11 | 精神神経症状① | 31 | 乗物酔い① | 8 | 滋養強壮薬(後半) | 28 | 口腔内薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半) |
| 12 | 精神神経症状② | 32 | 乗物酔い② | 9 | 目薬(前半) | 29 | 痔疾薬(前半) |
| 13 | 虫さされ① | 33 | スキンケア① | 10 | 目薬(後半) | 30 | 痔疾薬(後半) |
| 14 | 虫さされ② | 34 | スキンケア② | 11 | 検査薬(前半) | 31 | 鎮咳去痰薬(前半) |
| 15 | オーラルケア① | 35 | 育毛・発毛① | 12 | 検査薬(後半) | 32 | 鎮咳去痰薬(後半) |
| 16 | オーラルケア② | 36 | 育毛・発毛② | 13 | かぜ薬(前半) | 33 | 禁煙補助薬(前半) |
| 17 | 痔の症状① | 37 | 水虫① | 14 | かぜ薬(後半) | 34 | 禁煙補助薬(後半) |
| 18 | 痔の症状② | 38 | 水虫② | 15 | 女性用薬・ハーブ医薬品(前半) | 35 | 外用消炎鎮痛薬(前半) |
| 19 | 咳① | 39 | 爪から見える病気① | 16 | 女性用薬・ハーブ医薬品(後半) | 36 | 外用消炎鎮痛薬(後半) |

| □ヘルスケア実践セミナー | |
|--------------|-----------------|
| 1月 | オーラルケア対策 |
| 2月 | 水虫対策 |
| 3月 | アイケア対策 |
| 4月 | 禁煙対策 |
| 5月 | 香り・リラクゼーション対策 |
| 6月 | セルフチェックと生活習慣病対策 |
| 7月 | アンチエイジング・シルバー対策 |
| 8月 | 胃腸対策 |
| 9月 | かぜ対策 |
| 10月 | 花粉症対策 |
| 11月 | スキンケア対策 |
| 12月 | ヘアケア対策 |

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

※通信研修は、eラーニングと郵送通信の内容は、同一です。応用講座のカリキュラムは、継続します。

2) 集合研修

| スケジュール(予定) | |
|------------|----------------------------|
| 60分 | 薬事行政情報 |
| 60分 | 医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分) |
| 60分 | 専門家のための技術・知識① (休憩 10分) |
| 80分 | 専門家のための技術・知識② (休憩 10分) |
| 80分 | 専門家のための技術・知識③ |
| 20分 | 確認試験 |

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌月より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

JACDS 勤務薬剤師会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

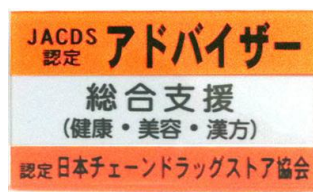
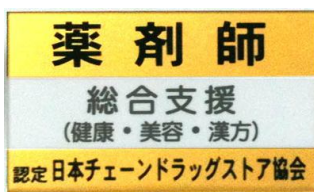
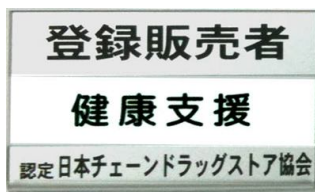
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

| | | |
|---------------|---|------|
| ヘルスケアアドバイザー | … | 健康支援 |
| ビューティケアアドバイザー | … | 美容支援 |
| ベビーケアアドバイザー | … | 育児支援 |
| 漢方アドバイザー | … | 漢方支援 |

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

| | 薬剤師 | 登録販売者 |
|-----------------|----------|------------|
| ヘルスケアアドバイザー取得 | 健康支援 薬剤師 | 健康支援 登録販売者 |
| ビューティケアアドバイザー取得 | 美容支援 薬剤師 | 美容支援 登録販売者 |
| ベビーケアアドバイザー取得 | 育児支援 薬剤師 | 育児支援 登録販売者 |
| 漢方アドバイザー取得 | 漢方支援 薬剤師 | 漢方支援 登録販売者 |

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

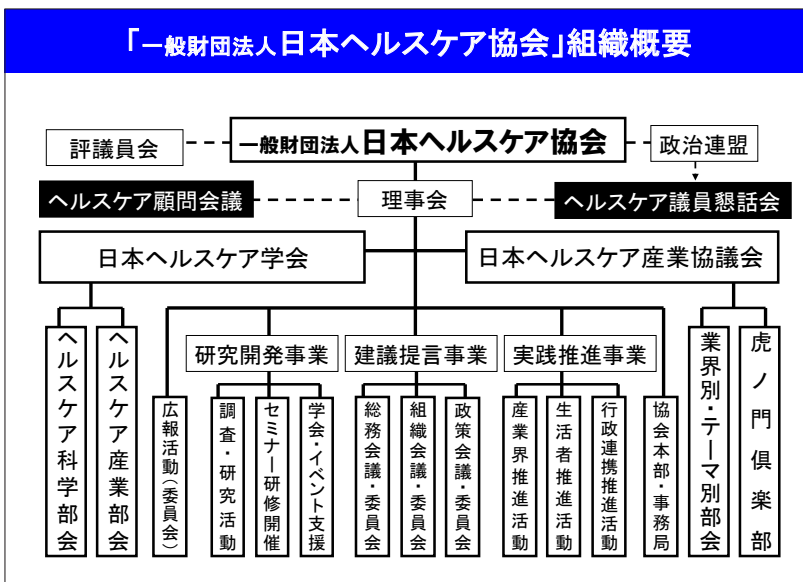
そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



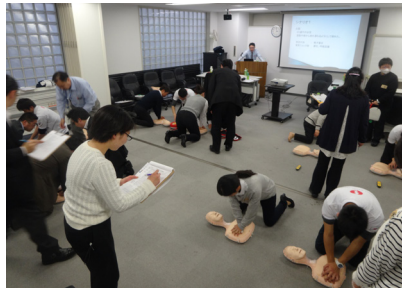
要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|----------------------|-----|--------------|
| 法人情報 | 法人名 | (フリガナ) 氏名 | | |
| | 代表者 | (フリガナ) 氏名 | 役職名 | |
| | 法人所在地 (連絡先) | 〒 | | |
| | 業種 | TEL: FAX: | | |
| 連絡先情報 | 担当者 | (フリガナ) 氏名 | 役職名 | |
| | 担当者所在地 (連絡先) | 〒 | | |
| | | TEL: FAX: E-mail: | | |
| 年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入 | | | | 請求書 (どちらかに○) |
| 申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円 | | | | 必要 ・ 不要 |

【B欄】個人会員の申込み記入欄

| | | | | |
|------|-------------|----------------------|---------------|---------|
| 本人情報 | 氏名 | (フリガナ) | 勤務先名 (学校名) | |
| | 住所 (連絡先) | 〒 | | |
| | | TEL: FAX: E-mail: | | |
| 年会費 | 3千円(人/年) | | 請求書(どちらかに○) | 必要 ・ 不要 |

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|----|------|----|--|--|--|
| 受付 | 法人案内 | 入金 | | | |
| / | | / | | | |

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぶちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぶちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい! と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぶちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

【厚生労働省】

1. 偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関するQ&Aについて(情報提供)

—医薬・生活衛生局(1月10日)

昨年10月5日に公布された偽造医薬品流通防止に係る医薬品医療機器省令の改正に関し、解釈の詳細に関わる「Q&A」が作成されました。会員企業様には目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。

【資料:後頁8ページ分あり】

2. 「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」の訂正について

—医薬・生活衛生局(1月16日)

7月4日付けの通知で、「12. 鼻炎用内服薬」に一部、誤りがあったということです。目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

3. 偽造医薬品等の不適正な医薬品の流通防止の徹底について—医薬・生活衛生局(1月19日)

4項目について、徹底の通知です。目を通していただくよう、よろしくお願いいたします。

【資料:後頁3ページ分あり】

4. 血漿分画製剤の取引の適正化について—医薬・生活衛生局長(2月9日)

血漿分画製剤に関して、製造販売業者及び卸売販売業者に対して、十分な協議の上で、適正な仕切価及び納入価の決定を行うよう要請したとのことです。関心のある会員企業の皆様には目を通して下さい。

【資料:後頁4ページ分あり】

5. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について(通知)—医薬・生活衛生局長(2月13日)

個人情報の保護に関する法律施行規則が訂正されたことに伴い、ガイダンスの一部が訂正されました。周知のほど、よろしくお願いいたします。【資料:後頁5ページ分あり】

【経済産業省】

6. ドラッグストア販売統計月報について—経済産業省(11月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の11月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【農林水産省】

7. 高原病性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

—消費・安全局(1月11日)

香川県で発生した鳥インフルエンザに関する内容です。よろしくお願いいたします。【資料:後頁6ページ分あり】

【東京都中小企業振興公社】

8. 「平成29年度 第4回 IoTセミナー」チラシの送付について

—総合支援部 総合支援課

2月27日(火)にセミナーが開催されます。ご興味のある会員企業の方はご参加下さい。120名まで、参加費無料です。よろしくお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 10 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関する Q & A について（情報提供）

標記につきまして、別添のとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生
主管部（局）あて連絡いたしましたので、貴団体におかれましても、御了知い
ただくとともに、関係者に周知方お願いいたします。

別添

事務連絡

平成30年1月10日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

偽造医薬品の流通防止に係る省令改正に関するQ & Aについて

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第106号。以下「改正施行規則」という。）、「薬局等構造設備規則の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第107号。以下「改正構造設備規則」という。）及び「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の一部を改正する省令」（平成29年厚生労働省令第108号。以下「改正体制省令」という。）については、平成29年10月5日に公布され、一部事項を除き、平成30年1月31日から施行することとしました。また、平成29年10月5日付けで、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（薬生発1005第1号医薬・生活衛生局長通知。以下「施行通知」という。）を发出したところです。

これらの改正の趣旨、内容等についての質問及びその回答を、以下のとおりとりまとめましたので、御了知の上、貴管下の薬局、医薬品販売業者、医療機関、関係団体、関係機関等に周知いただくとともに、指導等の際に活用いただくようお願いいたします。

【改正施行規則関係】

(問1) 購入者等を確認するための「資料」や、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す「資料」について、具体的に例示してほしい。例えば、名刺は、この「資料」にあたるのか。(施行規則第14条第1項第7号及び第8号、第146条第1項第5号及び第6号、第149条の5第1項第5号及び第6号、第158条の4第1項第7号及び第8号)

(答1) 購入者等を確認するための資料としては、許可証や届出書等の写し、許可証等の写しがない場合には、例えば保険指定通知書の写しや地方厚生局が公表している保険医療機関や保険薬局等の一覧の写し等が考えられる。

購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す「資料」としては、客観的に確認でき、複製が容易でない資料である必要があり、例えば社員証や運送会社等の配達伝票が考えられるが、名刺は該当しないと考えられる。

なお、購入者等の薬局等において譲渡又は譲受する場合の当該購入者等を確認するための資料については、ネームプレートや購入者等の自署(サイン)でも差し支えない。

(問2) (問1)の「資料」についてどのように記録するのか。(施行規則第14条第1項第8号、第146条第1項第6号、第149条の5第1項第6号、第158条の4第1項第8号)

(答2) 記録方法としては、確認に用いた資料の種類を記録すること。また、配達伝票で確認した場合は、当該配達伝票を保管することでも差し支えない。なお、購入者等を確認するための資料については、確認した許可期限や許可番号等を併せて記録すること。

(問3) 医薬品の譲受及び譲渡に関する記録のうち購入者等を確認するための資料に係る記録について、その保存期間(3年間)が常時取引関係にある者との取引の継続中に経過した場合、その保存に係る取扱いはどうするのか。(施行規則第14条第4項、第146条第3項、第149条の5第3項、第158条の4第3項、第289条第2項)

(答3) 常時取引関係にある者が適正な許可業者等であることを証明するために、資料に係る記録をそのまま保存するか、廃棄する場合は、新たに購入者等を確認した上で記録を作成し、保存しておく必要がある。なお、取引の相手方の許可更新等の際に定期的に許可証の写し等を確認し、記録すること。

(問4) 許可証の写し等の提示を受けることで確認するとされている「その他の連絡先」とは何を念頭に置かれているのか具体的に例示してほしい。(施行規則第14条、第146条、第149条の5、第158条の4)

(答4) 「その他の連絡先」としては、電子メールアドレス等が考えられる。

(問5) 現在、購入者等と常時取引関係にあるが、これまで明確にその身元を確認したことがない場合は、身元確認をする必要があるか。(施行規則第14条第2項、第146条第2項、第149条の5第2項、第158条の4第2項)

(答5) 常時取引関係にある取引先が適正な事業者であることを確認する観点から、一度は確認し、記録を作成する必要がある。なお、資料の保存については、答3の取扱いとすること。

(問6) 移転先及び移転元の「場所」の記録は、店舗等の名称及び所在地の記録でよいか、それとも許可番号まで記録が必要か。(施行規則第289条第1項第5号)

(答6) 「場所」の記録としては、店舗等の名称の記録が必要であるが、当該情報によりその場所が特定できる場合には、所在地や許可番号の記録までが求められるものではない。

(問7) 貯蔵設備を設ける区域に立ち入る「方法」については、立ち入るための手続や方法をその薬局の実態に合った内容で業務手順書に規定しておけばよく、全薬局において一律の方法が求められるものではないのか。「立ち入る際の方法」として考えられるものを具体的に例示してほしい。(施行通知 第2 改正施行規則関係 4 その他(改正施行規則第158条関係)、第4 改正体制省令関係 1 医薬品の貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者の特定に関する規定の追加等(改正体制省令第1条第2項及び第2条第2項関係))

(答7) 業務手順書は、それぞれの薬局、店舗等の実態に合わせて定められるべきものであり、手順書の記載内容を一律にする必要はない。

立ち入る際の方法としては、例えば、従業員が立ち入る時は入退室の記録はせず、取引先など外部の者が入る場合は入退室の際に記録簿に記録をつけることや、医療用麻薬など特に取扱いに留意が必要な医薬品を貯蔵している場所に立ち入る場合は入退室の際に記録簿に記録をつけること等が考えられる。ただし、上記の方法はあくまで例示であり、必ずしもそのとおりの方法が必要とされるものではない。

また、監視カメラを設置して全ての立ち入りを管理することまでは必ずしも必要とはされない。

(問8) 「常時取引関係にある」と考えられる取引関係はどんな場合か。(施行規則第14条第2項、第146条第2項、第149条の5第2項)

(答8) 例えば、月に1回以上の取引がある場合など、定期的な取引関係にある場合が考えられるが、長年にわたって年に複数回の取引がある場合も該当すると考えられる。

(問9) 「医薬品の取引の任に当たる自然人」とは、どのような者を意味しているのか。(施行規則第146条第1項第6号、第149条の5第1項第6号、第158条の4第1項第8号)

(答9) 「医薬品の取引の任に当たる自然人」とは、営業所や薬局などの事業者ではなく、薬局等を実際に訪れる購入者等の従業員や配達の委託を受けた者又はその従業員などの個人を意味している。

(問 10) 使用の期限がなく、有効期間のみ記載がある医薬品については、有効期間を記録することで差し支えないか。また、使用の期限や有効期間、ロット番号や製造番号、製造記号がない場合は、何を記録すればよいか。(施行規則 14 条第 1 項第 3 号、第 158 条の 4 第 1 項第 3 号、第 289 条第 1 項第 3 号)

(答 10) 有効期間のみ記載されている医薬品については、有効期間の記録で差し支えない。また、使用の期限又は有効期間に加えて、配置期限を自主的に設定している場合について、必ずしも配置期限を記録することは求められない。

なお、医療用ガスや麻薬などそもそも使用の期限や有効期間の記載がない一部の医薬品については使用期限や有効期間を記録することは求められない。

また、ロット番号や製造番号、製造記号がない場合は、それらを記録する必要はなく、医療用ガスのボンベの番号など、一定程度、製造単位等を特定しうる記号等を記載することでも差し支えない。

【構造設備関係】

(問 11) 医薬品を貯蔵する場所について「壁等で完全に区画されている必要はないこと」と施行通知（第 3 改正構造設備規則関係）に記載されているが、例えば、貯蔵設備のフロアにビニールテープ等でラインを引き、区別して医薬品の貯蔵設備を設ける区域とすることで差し支えないか。（構造設備規則第 1 条第 9 号、第 2 条第 9 号、第 3 条第 7 号）

(答 11) 貯蔵設備を設ける区域は、当該薬局等の従業員のみが立ち入ることができる又は手に取ることができる場所に設けられていることが前提であることに鑑み、何らかの判別できる形で他の区域と区別されていればよく、ビニールテープ等で区別することでも差し支えない。

【体制省令関係】

(問 12) 当該薬局等以外に所属する者（例えば、常時取引関係にある取引先の従業員等）を、貯蔵設備を設ける区域に「立ち入ることができる者」として差し支えないか。（体制省令第 1 条第 2 項、第 2 条第 2 項、施行規則第 158 条第 2 項）

(答 12) 貯蔵設備を設ける区域に立ち入ることができる者は、原則、当該薬局等の従業員のみである。ただし、例えば、外部の事業者が納品時に貯蔵設備を設ける区域に立ち入る場合には、貯蔵設備を設けている当該薬局等の従業員が立ち会うこと等の措置をとることで当該薬局等以外に所属する者を「立ち入ることができる者」とすること等は差し支えないが、あらかじめ業務手順書に定めておく必要がある。

【その他（施行通知第 5 関係）】

(問 13) 「医薬品の譲渡時は、全ての供給品において品名、ロット番号、使用期限等を記載した文書（例えば、納品書）を同封すること」とされているが、当該文書は電磁的記録であっても、問題はないか。（施行通知 第 5 その他の事項 1 業務手順書に盛り込むべき事項（1）④、（2）④、（4）④）

(答 13) 医薬品の譲渡時に同封することとされている文書は電磁的記録であっても差し支えない。ただし、電磁的記録により送付することをあらかじめ相手方と合意しておくことが望ましい。

(問 14) 「医薬品の取引状況の継続的な確認」について、具体的にどのようなことを確認すべきか例示してほしい。(施行通知 第5 1 業務手順書に盛り込むべき事項 (1) ⑧、(2) ⑦、(3) ④、(4) ⑦)

(答 14) ある種の医薬品の取引量が急増する、取引価格が極端に安価である等、通常の見積りと異なる状況の有無とその原因等を日常的に確認しておくことが考えられる。

(問 15) 「外観から調剤済みと分かるような措置を講じること」について、具体的な措置を例示してほしい。(施行通知 第5 その他の事項 1 業務手順書に盛り込むべき事項 (1) ⑥)

(答 15) 例えば、調剤済みの箱に、「調剤済み」と記載する若しくはスタンプを押す又は箱を開封した上で薬剤を交付する等、調剤済みであることが明示的になることが必要であると考えられる。

(問 16) 帳簿の記載事項とされる「在庫の異常」について、どのようなケースを想定しているのか、具体的に例示してほしい。(施行通知 第5 その他の事項 3 薬局等の管理に関する帳簿の記載事項)

(答 16) 例えば、在庫に記録のない増減が生じている等の在庫の変動に異常がある場合や、譲り受けた医薬品の容器包装等に損傷その他の瑕疵がある場合が考えられる。

(問 17) 納品書等の記載事項として、住所又は所在地、電話番号その他の連絡先については、常時取引関係にある場合は省略できるのか。(施行通知 第5 その他の事項 1 業務手順書に盛り込むべき事項 (1) ④、(2) ④、(4) ④)

(答 17) 省略して差し支えない。

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 16 日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」
の訂正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知
しましたので、貴会会員に対して周知頂きますよう御協力をお願いします。

薬生薬審発 0116 第 1 号
薬生安発 0116 第 1 号
平成 30 年 1 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」
の訂正について

一般用医薬品のうち、かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意については、「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意について」（平成 23 年 10 月 14 日付け薬食安発 1014 第 4 号・薬食審査発 1014 第 5 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知）により示し、その後、「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」（平成 27 年 4 月 1 日付け薬食安発 0401 第 2 号・薬食審査発 0401 第 9 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長連名通知）、「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」（平成 29 年 7 月 4 日付け薬生安発 0704 第 8 号・薬生薬審発 0704 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長・医薬品審査管理課長連名通知。以下「7 月 4 日付け一部改正通知」という。）及び「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意の一部改正について」（平成 29 年 10 月 17 日付け薬生薬審発 1017 第 2 号・薬生安発 1017 第 3 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医薬安全対策課長連名通知）により一部改正しております。

今般、7 月 4 日付け一部改正通知別添の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。貴管下関係業者等に対し周知徹底をお願いします。



記

| 該当箇所 | 誤 | 正 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-------|-----|---------------------------------|---|-----|--|-----------------------------------|--|---|-------|-----|---------------------------------|---|-----|--|-----------------------------------|--|
| <p>12. 鼻炎 用内服薬</p> | <p>まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。</p> <table border="1" data-bbox="421 607 868 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="421 607 580 651">症状の名称</th> <th data-bbox="580 607 868 651">症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="421 651 580 931"> ショック (アナフィ ラキシー) 1) 5) </td> <td data-bbox="580 651 868 931"> 服用後すぐに、皮膚の かゆみ、じんましん、 声のかすれ、くしゃ み、のどのかゆみ、息 苦しさ、動悸、意識の 混濁等があらわれる。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="421 931 868 976">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 976 580 1346"> 急性汎発性 発疹性膿疱 症¹⁾ </td> <td data-bbox="580 976 868 1346"> 高熱、皮膚の広範囲の 発疹・発赤、赤くなっ た皮膚上に小さなブ ツツ(小膿疱)が出 る、全身がだるい、食 欲がない等が持続し たり、急激に悪化す る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="437 1357 868 1480">〔¹⁾は、<u>プソイドエフェドリン塩酸塩</u>又は<u>プソイドエフェドリン硫酸塩</u>を含有する製剤に、</p> <p data-bbox="437 1715 596 1760">2)～4) (略)</p> <p data-bbox="437 1771 868 1850">5)は、メキタジンを含有する製剤に記載すること。〕</p> | 症状の名称 | 症 状 | ショック (アナフィ ラキシー) 1) 5) | 服用後すぐに、皮膚の かゆみ、じんましん、 声のかすれ、くしゃ み、のどのかゆみ、息 苦しさ、動悸、意識の 混濁等があらわれる。 | (略) | | 急性汎発性 発疹性膿疱 症 ¹⁾ | 高熱、皮膚の広範囲の 発疹・発赤、赤くなっ た皮膚上に小さなブ ツツ(小膿疱)が出 る、全身がだるい、食 欲がない等が持続し たり、急激に悪化す る。 | <p>まれに下記の重篤な症状が起こることがある。その場合は直ちに医師の診療を受けること。</p> <table border="1" data-bbox="900 607 1347 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="900 607 1059 651">症状の名称</th> <th data-bbox="1059 607 1347 651">症 状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="900 651 1059 931"> ショック (アナフィ ラキシー) 1) 5) </td> <td data-bbox="1059 651 1347 931"> 服用後すぐに、皮膚の かゆみ、じんましん、 声のかすれ、くしゃ み、のどのかゆみ、息 苦しさ、動悸、意識の 混濁等があらわれる。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="900 931 1347 976">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 976 1059 1346"> 急性汎発性 発疹性膿疱 症⁶⁾ </td> <td data-bbox="1059 976 1347 1346"> 高熱、皮膚の広範囲の 発疹・発赤、赤くなっ た皮膚上に小さなブ ツツ(小膿疱)が出 る、全身がだるい、食 欲がない等が持続し たり、急激に悪化す る。 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="916 1357 1347 1704">〔¹⁾は、<u>クロルフェニラミンマレイ ン酸塩</u>・<u>ベラドンナ総アルカロイ ド</u>・<u>プソイドエフェドリン塩酸 塩</u>・<u>カフェイン</u>又は<u>クロルフェニ ラミンマレイン酸塩</u>・<u>ベラドンナ 総アルカロイド</u>・<u>プソイドエフェ ドリン硫酸塩</u>・<u>カフェイン</u>を含有 する製剤に、</p> <p data-bbox="916 1715 1075 1760">2)～4) (略)</p> <p data-bbox="916 1771 1347 1850">5)は、メキタジンを含有する製剤に、</p> <p data-bbox="916 1861 1347 1939">6)は、<u>プソイドエフェドリン塩酸 塩</u>又は<u>プソイドエフェドリン硫酸</u></p> | 症状の名称 | 症 状 | ショック (アナフィ ラキシー) 1) 5) | 服用後すぐに、皮膚の かゆみ、じんましん、 声のかすれ、くしゃ み、のどのかゆみ、息 苦しさ、動悸、意識の 混濁等があらわれる。 | (略) | | 急性汎発性 発疹性膿疱 症 ⁶⁾ | 高熱、皮膚の広範囲の 発疹・発赤、赤くなっ た皮膚上に小さなブ ツツ(小膿疱)が出 る、全身がだるい、食 欲がない等が持続し たり、急激に悪化す る。 |
| 症状の名称 | 症 状 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ショック (アナフィ ラキシー) 1) 5) | 服用後すぐに、皮膚の かゆみ、じんましん、 声のかすれ、くしゃ み、のどのかゆみ、息 苦しさ、動悸、意識の 混濁等があらわれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 急性汎発性 発疹性膿疱 症 ¹⁾ | 高熱、皮膚の広範囲の 発疹・発赤、赤くなっ た皮膚上に小さなブ ツツ(小膿疱)が出 る、全身がだるい、食 欲がない等が持続し たり、急激に悪化す る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 症状の名称 | 症 状 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ショック (アナフィ ラキシー) 1) 5) | 服用後すぐに、皮膚の かゆみ、じんましん、 声のかすれ、くしゃ み、のどのかゆみ、息 苦しさ、動悸、意識の 混濁等があらわれる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 急性汎発性 発疹性膿疱 症 ⁶⁾ | 高熱、皮膚の広範囲の 発疹・発赤、赤くなっ た皮膚上に小さなブ ツツ(小膿疱)が出 る、全身がだるい、食 欲がない等が持続し たり、急激に悪化す る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|--|-------------------|
| | | 塩を含有する製剤に記載すること。] |
|--|--|-------------------|

以上

薬生総発 0119 第 4 号
薬生監麻発 0119 第 8 号
平成 30 年 1 月 19 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

偽造医薬品等の不適正な医薬品の流通防止の徹底について

標記について、各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長あて、別添写しのとおり通知しましたので、御了知いただくとともに、貴会会員に幅広く周知いただきますようご協力をお願いします。



薬生総発 0119 第 3 号
薬生監麻発 0119 第 7 号
平成 30 年 1 月 19 日

各

| |
|-------------|
| 都 道 府 県 |
| 保 健 所 設 置 市 |
| 特 別 区 |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

偽造医薬品等の不適正な医薬品の流通防止の徹底について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 1 月に発生した C 型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品流通事案を受け、これまでに、「医薬品の適正な流通の確保について」（平成 29 年 1 月 17 日付医政総発 0117 第 1 号・医政経発 0117 第 1 号・薬生総発 0117 第 1 号・薬生監麻発 0117 第 1 号厚生労働省医政局総務課長・医政局経済課長・医薬・生活衛生局総務課長・医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長連名通知）及び「卸売販売業者及び薬局における記録及び管理の徹底について」（平成 29 年 2 月 16 日付薬生総発 0216 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により注意を喚起し、平成 29 年 10 月 5 日に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 29 年厚生労働省令第 106 号）等が公布され、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 29 年 10 月 5 日付薬生発 1005 第 1 号医薬・生活衛生局長通知）により通知したところです。

昨日 1 月 18 日に開催された全国厚生労働関係部局長会議においても、偽造医薬品等の不適正な医薬品の流通防止に向けて当局より御協力をお願いいたしました。が、下記の点について特に対応が必要と考えられるため、改めて貴管下の

医療機関、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者に対する周知徹底をお願いいたします。また、医薬品の状態について通常と異なるとの報告があった場合には、監視指導・麻薬対策課あて速やかに連絡いただくようお願いいたします。

記

1. 医薬品を譲り受ける際は、当該医薬品が本来の容器包装等に収められているかどうかその状態（未開封であること、添付文書が同梱されていること等を含む。）を確認することに加え、譲渡人が必要な販売業許可等を有し、当該医薬品を適正な流通経路から入手していることを確認するなど、偽造医薬品等の混入を避けるため、必要な注意をすること。
2. 医薬品販売業者においては、譲渡人の本人確認を行い、名称等を記録するなど、平成29年10月5日付薬生発1005第1号医薬・生活衛生局長通知等に則り適正に対応すること。特に開封前の医薬品については、未開封であることを確認するとともに、開封した医薬品を譲り受ける場合には、開封した者の名称、住所等を確認すること。
3. 医薬品製造販売業者、医薬品製造業者においては、品質管理の徹底を行い、確実に封を行うこと。
4. 患者等に対し調剤した薬剤又は医薬品の販売等を行う際は、医薬品（その容器包装を含む。）の状態を観察し、通常と異なると認められる場合は販売せず、異常のない医薬品を用いて改めて調剤するなど適切に対応すること。また、通常と異なると認められる医薬品については、所管の都道府県等に連絡すること。

薬生発 0209 第 5 号
平成 30 年 2 月 9 日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血漿分画製剤の取引の適正化について

血漿分画製剤（用法、効能及び効果について血漿分画製剤と代替性のある医薬品（例として遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子。）を含む。以下同じ。）は、医療上の位置付けが確立し、広く臨床現場で用いられており、その多くが薬価収載されて以降30年を超えて、医療現場へ安定的に供給されています。

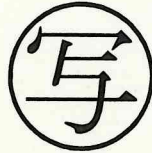
このような医療に不可欠な血漿分画製剤の価値に見合った価格交渉により、販売側・購入側双方が納得する単品単価による取引の推進が重要です。

これは、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第25条第1項に基づく需給計画に定められる血漿分画製剤の安定供給に資するものであり、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会からも要請があったところです。

つきましては、貴医療機関及び薬局におかれましては、卸売販売事業者と十分な協議を行い適切な納入価の決定を行うよう要請いたします。

この点については、役員等責任者のみならず、調達担当者まで周知徹底を図り、責任者には調達担当者の指導及び監督に当たらせるなど適切な措置を講ずるよう強く要請いたします。

なお、本通知については医政局と協議済みであることを申し添えます。また、血漿分画製剤の製造販売事業者及び卸売販売業者に対して別添のとおり十分な協議を行い適切な仕切価及び納入価の決定を行うよう要請しましたことを申し添えます。



薬生発 0209 第 3 号
平成 30 年 2 月 9 日

(別記 1) 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血漿分画製剤の取引の適正化について

我が国の血漿分画製剤（用法、効能及び効果について血漿分画製剤と代替性のある医薬品（例として遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子。）を含む。以下同じ。）の製造販売業者の業況をみますと、多くの血漿分画製剤が薬価収載されて以降30年を超えて、医療現場へ安定的に供給され我が国の医療に貢献している一方、薬価が下落し続けている状況です。

加えて、我が国の血漿分画製剤の需要増に応じた血漿成分採血比率の上昇による国内献血由来の原料血漿価格の上昇又は為替レートの変動により、血漿分画製剤の製造販売業者の収益を強く圧迫していることが懸念されます。

血漿分画製剤の採算性の悪化によって、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第25条第1項に基づく需給計画により安定供給が求められる血漿分画製剤の供給に支障を来さないよう現時点から十分に配慮することが必要です。

この点、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会からも要請があったところです。

また、薬価制度下においては、卸売販売業者の医療機関及び薬局に対する納入価が次期の薬価に反映されることを踏まえれば、卸売販売業者と医療機関及び薬局とが医薬品の価値に基づく単品単価契約を進めることが重要です。

貴社におかれましては、これらの状況を十分に認識いただき、卸売販売業者の納入価格の水準を踏まえた仕切価の提示に基づく適切な最終原価を設定するとともに、割戻し（リベート）については流通経費を考慮した卸機能の適切な評価、アローアンスのうち仕切価を修正するようなものについては仕切価への反映による整理を行った上で、卸売販売業者と十分な協議を行い適切な仕切価の決定を行うよう、社を挙げて取り組んでいただきますよう強く要請いたします。

なお、本通知については医政局と協議済みであることを申し添えます。また、卸売販売業者、医療機関及び薬局に対して別添のとおり通知を発出しておりますことを申し添えます。

(別記1)

一般社団法人 日本血液製剤協会理事長

一般財団法人 化学及血清療法研究所理事長

シャイアー・ジャパン株式会社 代表取締役社長

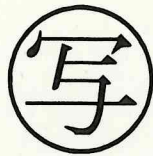
ファイザー株式会社 代表取締役社長

バイオベラティブ・ジャパン株式会社 代表取締役社長

株式会社オーファンパシフィック 代表取締役

ノボ ノルディスク ファーマ株式会社 代表取締役社長

協和発酵キリン株式会社 代表取締役社長



薬生発 0209 第 4 号
平成 30 年 2 月 9 日

一般社団法人 日本医薬品卸業連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

血漿分画製剤の取引の適正化について

我が国の血漿分画製剤（用法、効能及び効果について血漿分画製剤と代替性のある医薬品（例として遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子。）を含む。以下同じ。）の製造販売業者の業況をみますと、多くの血漿分画製剤が薬価収載されて以降30年を超えて、医療現場へ安定的に供給され我が国の医療に貢献している一方、薬価が下落し続けている状況です。

加えて、国内献血由来の原料血漿価格の上昇又は為替レートの変動により、血漿分画製剤の製造販売業者の収益を強く圧迫していることが懸念されます。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第25条第1項に基づく需給計画により安定供給が求められる血漿分画製剤の供給に支障を来さないよう現時点から十分に配慮することが必要です。

この点、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会からも要請があったところです。

上記を踏まえ、血漿分画製剤の製造販売事業者に対して別添1のとおり卸売販売業者と十分な協議を行い適切な仕切価の決定を行うよう強く要請したところです。

つきましては、貴団体傘下企業におかれましては、血漿分画製剤の製造販売事業者と十分な協議を行い適切な仕入価の決定を行うよう要請いたします。

また、薬価制度下においては、卸売販売業者の医療機関及び薬局に対する納入価が次期の薬価に反映されることを踏まえれば、製造販売事業者の仕切価が適切に決定されたとしても、次期の薬価が当該仕切価を下回るような事態になれば安定供給に支障をきたすこととなります。

したがって、貴団体参加企業におかれましては、血漿分画製剤の納入先の医療機関及び薬局とも血漿分画製剤の価値に見合った単品単価による取引により十分な協議を行い適切な納入価の決定を行うよう要請いたします。

※ この場合の卸売価格は、仕入価に卸売販売業者の適切な流通経費及び利益を上乗せした価格を下回らないことが望ましいと考えられます。

この点については、役員等責任者のみならず、支店長等の現場責任者まで周知徹底を図り、担当役員等の責任者には各支店の指導及び監督に当たらせるなど適切な措置を講ずるよう強く要請いたします。

なお、本通知については医政局と協議済みであることを申し添えます。また、医療機関及び薬局に対して別添2のとおり通知を發出しておりますことを申し添えます。

個 情 第 92 号
薬 生 発 0213 第 2 号
平 成 30 年 2 月 13 日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について（通知）

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。）を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）が訂正されたことに伴い、ガイダンスの一部を下記のとおり訂正し、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 ガイダンスの一部訂正について

ガイダンスについて、別添 1 の正誤表のとおり一部訂正を行い、別添 2 のとおりとすること。

2 訂正の概要

個人情報の保護に関する法律施行規則が別添 3 のとおり訂正されたことに伴い、ガイダンスの「Ⅱ 用語の定義等」の「2. 個人識別符号（法第 2 条第 2 項）」及び「3. 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項）」中の引用条文の訂正を行う。

個 情 第 90 号
医政発 0213 第 6 号
薬生発 0213 第 1 号
老 発 0213 第 2 号
平成 30 年 2 月 13 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)が訂正されたことに伴い、ガイダンスの一部を下記のとおり訂正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内の保健所設置市、特別区等に対しても、併せて周知願います。

記

1 ガイダンスの一部訂正について

ガイダンスについて、別添1の正誤表のとおり一部訂正を行い、別添2のとおりとすること。

2 訂正の概要

個人情報の保護に関する法律施行規則が別添3のとおり訂正されたことに伴い、ガイダンスの「II 用語の定義等」の「2. 個人識別符号（法第2条第2項）」及び「3. 要配慮個人情報（法第2条第3項）」中の引用条文の訂正を行う。

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス正誤表

(下線部が訂正箇所)

| 箇所 | 正 | 誤 |
|---|--|--|
| 8 ページ II 用語の定義等 2. 個人識別符号（法第2条第2項） 規則第四条引用部分 | 一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 | 一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 |
| | 十五 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 | 十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 |
| | 十六 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 | 十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 |
| | 十七 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 | 十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 |
| | 十八 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 | 十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 |
| 10 ページ II 用語の定義等 3. 要配慮個人情報（法第2条第3項） 規則第五条引用部分 | 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。） | 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。） |

(別添3)

個人情報保護法施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の訂正箇所

(下線部が訂正箇所)

| 箇所 | 正 | 誤 |
|-------------|--|--|
| 第四条 第一号 | 一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第一項及び第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 | 一 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号） <u>第四十七条第二項</u> の被保険者証の記号、番号及び保険者番号 |
| 第四条 第十五号 | 十五 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 | 十五 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> （昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号 |
| 第四条 第十六号 | 十六 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 | 十六 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 |
| 第四条 第十七号 | 十七 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 | 十七 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号 |
| 第四条 第十八号 | 十八 <u>地方公務員等共済組合法施行規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 | 十八 <u>地方公務員等共済組合法規程</u> 第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号 |
| 第五条 第三号 | 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第一項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。） | 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号） <u>第二条第二項</u> に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。） |

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

平成 2 9 年 1 1 月分

November, 2017

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

| 商品分類等 | 内容例示 |
|-------|---|
| AV家電 | テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど |
| 情報家電 | パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど |
| 通信家電 | 移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど |
| カメラ類 | ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど |
| 生活家電 | 家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等） |
| その他 | 温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など |

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

| 商品分類等 | 内容例示 |
|------------------------------|--|
| 調剤医薬品 | 医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬 |
| OTC医薬品 | 医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など |
| ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー | ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等） |
| 健康食品 | 健康食品、サプリメント、ダイエット食品等 |
| ビューティー ケア（化粧品・ 小物） | 化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等） |
| トイレタリー | 歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など |
| 家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品 | 家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等） |
| 食品 | 菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など |
| その他 | 上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など |

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

平成29年11月の家電大型専門店販売額は3436億円、前年同月比で見ると5.6%の増加となった。商品別にみると、通信家電が同36.9%の増加、その他が同6.4%の増加、生活家電が同3.9%の増加、カメラ類が同2.9%の増加、情報家電が同1.2%の増加となった。一方、AV家電が同▲1.0%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

| 合計 | AV 家電 | 情報 家電 | 通信 家電 | カメラ類 | 生活 家電 | その他 | 店舗数 |
|-------|----------|----------|----------|------|----------|-----|-------|
| 3,436 | 441 | 716 | 366 | 137 | 1,370 | 406 | 2,530 |
| 5.6 | ▲1.0 | 1.2 | 36.9 | 2.9 | 3.9 | 6.4 | 3.0 |

6. ドラッグストア販売額の動向

平成29年11月のドラッグストア販売額は5000億円、前年同月比で見ると6.6%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同10.9%の増加、食品が同8.8%の増加、ビューティケア（化粧品・小物）が同8.3%の増加、トイレタリーが同5.7%の増加、健康食品が同5.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同4.7%の増加、ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビーが同4.4%の増加、その他が同4.0%の増加、OTC医薬品が同3.8%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

| 合計 | 調剤 医薬品 | OTC 医薬品 | ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー | 健康 食品 | ビューティ ケア(化粧 品・小物) | トイレ タリー | 家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品 | 食 品 | その他 | 店舗数 |
|-------|-----------|------------|----------------------------------|----------|-------------------------|------------|------------------------------|-------|-----|--------|
| 5,000 | 329 | 716 | 350 | 162 | 742 | 486 | 763 | 1,332 | 120 | 14,834 |
| 6.6 | 10.9 | 3.8 | 4.4 | 5.1 | 8.3 | 5.7 | 4.7 | 8.8 | 4.0 | 5.1 |

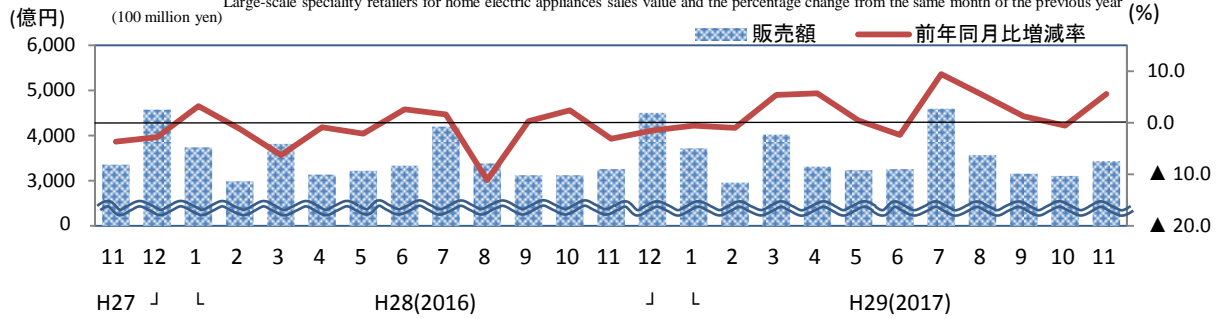
7. ホームセンター販売額の動向

平成29年11月のホームセンター販売額は2750億円、前年同月比で見ると0.5%の増加となった。商品別にみると、その他が同8.0%の増加、DIY用具・素材が同2.5%の増加、カー用品・アウトドアが同1.0%の増加、ペット・ペット用品が同0.5%の増加となった。一方、インテリアが同▲5.8%の減少、電気が同▲1.8%の減少、家庭用品・日用品が同▲1.1%の減少、園芸・エクステリアが同▲0.6%の減少、オフィス・カルチャーが同▲0.2%の減少となった。

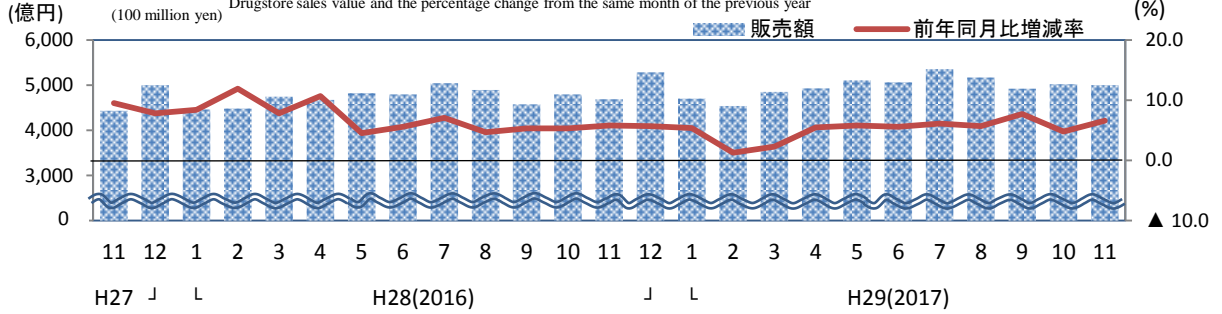
(単位:億円、店、%)

| 合計 | DIY用具 ・素材 | 電 気 | インテリア | 家庭用品 ・ 日用品 | 園 芸・ エクステ リア | ペット・ ペット用 品 | カー用 品・アウ トドア | オフィス ・カル チャー | その他 | 店舗数 |
|-------|--------------|------|-------|------------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-----|-------|
| 2,750 | 624 | 244 | 204 | 574 | 333 | 207 | 121 | 152 | 291 | 4,297 |
| 0.5 | 2.5 | ▲1.8 | ▲5.8 | ▲1.1 | ▲0.6 | 0.5 | 1.0 | ▲0.2 | 8.0 | 0.9 |

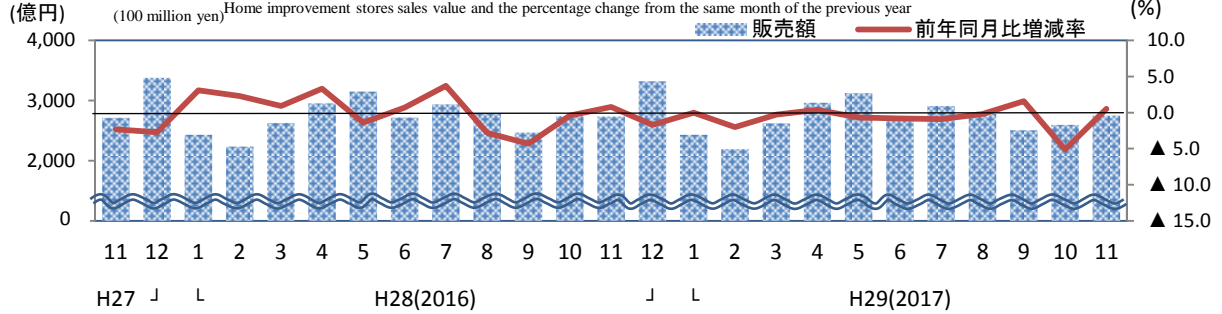
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

| 年月 | 家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances | | | ドラッグストア Drugstore | | | ホームセンター Home improvement stores | | | Year and month |
|--------------|---|------|----------------|----------------------|-----|----------------|------------------------------------|------|----------------|----------------|
| | 販売額 | 前年比 | 店舗数(店) | 販売額 | 前年比 | 店舗数(店) | 販売額 | 前年比 | 店舗数(店) | |
| | Sales value | (%) | establishments | Sales value | (%) | establishments | Sales value | (%) | establishments | |
| 平成 26 年 | 45,311 | - | 2,443 | 49,375 | - | 13,069 | 33,452 | - | 4,124 | C.Y. 2014 |
| 27 | 42,467 | ▲6.3 | 2,432 | 53,609 | 6.4 | 13,547 | 33,012 | ▲1.3 | 4,209 | 2015 |
| 28 | 41,830 | ▲1.5 | 2,472 | 57,258 | 6.8 | 14,190 | 33,090 | 0.2 | 4,273 | 2016 |
| 平成 26 年度 | 41,781 | - | 2,446 | 49,423 | - | 13,157 | 32,517 | - | 4,139 | F.Y. 2014 |
| 27 | 42,288 | 1.2 | 2,430 | 54,776 | 9.2 | 13,653 | 33,159 | 2.0 | 4,218 | 2015 |
| 28 | 41,984 | ▲0.7 | 2,478 | 57,665 | 5.3 | 14,361 | 33,040 | ▲0.4 | 4,271 | 2016 |
| 平成 28 年 7~9月 | 10,704 | ▲3.1 | 2,448 | 14,511 | 5.7 | 13,898 | 8,185 | ▲1.1 | 4,236 | Q3 2016 |
| 10~12 | 10,884 | ▲0.9 | 2,472 | 14,763 | 5.6 | 14,190 | 8,793 | ▲0.5 | 4,273 | Q4 2016 |
| 平成 29 年 1~3月 | 10,698 | 1.5 | 2,478 | 14,094 | 3.0 | 14,361 | 7,245 | ▲0.7 | 4,271 | Q1 2017 |
| 4~6 | 9,809 | 1.1 | 2,503 | 15,100 | 5.6 | 14,526 | 8,785 | ▲0.4 | 4,279 | Q2 2017 |
| 7~9 | 11,320 | 5.8 | 2,508 | 15,452 | 6.5 | 14,693 | 8,192 | 0.1 | 4,291 | Q3 2017 |
| 平成 28 年 9月 | 3,119 | 0.3 | 2,448 | 4,573 | 5.3 | 13,898 | 2,468 | ▲4.3 | 4,236 | Sep. 2016 |
| 10 | 3,124 | 2.4 | 2,450 | 4,792 | 5.3 | 14,033 | 2,738 | ▲0.4 | 4,245 | Oct. 2016 |
| 11 | 3,252 | ▲3.1 | 2,457 | 4,689 | 5.8 | 14,111 | 2,737 | 0.8 | 4,257 | Nov. 2016 |
| 12 | 4,507 | ▲1.5 | 2,472 | 5,282 | 5.7 | 14,190 | 3,318 | ▲1.7 | 4,273 | Dec. 2016 |
| 平成 29 年 1月 | 3,716 | ▲0.6 | 2,465 | 4,704 | 5.4 | 14,216 | 2,433 | 0.0 | 4,263 | Jan. 2017 |
| 2 | 2,960 | ▲1.0 | 2,466 | 4,537 | 1.3 | 14,284 | 2,189 | ▲2.0 | 4,264 | Feb. 2017 |
| 3 | 4,022 | 5.4 | 2,478 | 4,853 | 2.3 | 14,361 | 2,623 | ▲0.3 | 4,271 | Mar. 2017 |
| 4 | 3,316 | 5.7 | 2,490 | 4,933 | 5.5 | 14,448 | 2,962 | 0.4 | 4,280 | Apr. 2017 |
| 5 | 3,236 | 0.4 | 2,497 | 5,104 | 5.8 | 14,479 | 3,125 | ▲0.7 | 4,279 | May 2017 |
| 6 | 3,257 | ▲2.4 | 2,503 | 5,064 | 5.6 | 14,526 | 2,698 | ▲0.8 | 4,279 | Jun. 2017 |
| 7 | 4,595 | 9.4 | 2,510 | 5,355 | 6.1 | 14,568 | 2,910 | ▲0.9 | 4,282 | Jul. 2017 |
| 8 | 3,567 | 5.4 | 2,506 | 5,174 | 5.7 | 14,621 | 2,775 | ▲0.2 | 4,281 | Aug. 2017 |
| 9 | 3,158 | 1.2 | 2,508 | 4,923 | 7.7 | 14,693 | 2,507 | 1.6 | 4,291 | Sep. 2017 |
| 10 | 3,105 | ▲0.6 | 2,510 | 5,024 | 4.8 | 14,742 | 2,599 | ▲5.1 | 4,293 | Oct. 2017 |
| 11 | 3,436 | 5.6 | 2,530 | 5,000 | 6.6 | 14,834 | 2,750 | 0.5 | 4,297 | Nov. 2017 |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年月 | 商品販売額 Sales of goods | 調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products | OTC医薬品 Over the counter medical products | ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products | 健康食品 Health foods | ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods) | トイレタリー Toiletry goods | 家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products | 食品 Food | その他 Others | 店舗数(店) Number of establishments | Year and Month | |
|--------------------|-------------------------|---|---|---|----------------------|--|--------------------------|---|------------|---------------|------------------------------------|----------------|---------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | Sales value (million yen) |
| 販売額 (百万円) | 平成26年 | 4,937,496 | 345,127 | 736,637 | 356,282 | 164,669 | 726,156 | 511,691 | 769,489 | 1,206,513 | 120,932 | 13,069 | C.Y. 2014 |
| | 27 | 5,360,899 | 364,366 | 791,064 | 388,937 | 190,617 | 811,167 | 535,639 | 813,831 | 1,339,365 | 125,913 | 13,547 | 2015 |
| | 28 | 5,725,801 | 375,156 | 829,612 | 401,195 | 197,031 | 852,185 | 562,640 | 881,506 | 1,491,466 | 135,010 | 14,190 | 2016 |
| | 平成26年度 | 4,942,326 | 348,874 | 735,340 | 355,660 | 163,453 | 723,102 | 500,564 | 769,228 | 1,227,941 | 118,164 | 13,157 | F.Y. 2014 |
| | 27 | 5,477,603 | 376,583 | 804,540 | 396,989 | 194,159 | 825,331 | 544,642 | 829,804 | 1,377,106 | 128,449 | 13,653 | 2015 |
| | 28 | 5,766,513 | 366,386 | 834,961 | 401,494 | 198,481 | 859,534 | 565,771 | 889,511 | 1,514,881 | 135,494 | 14,361 | 2016 |
| | 平成28年7~9月 | 1,451,074 | 90,150 | 206,008 | 95,829 | 51,022 | 218,949 | 144,461 | 227,288 | 383,672 | 33,695 | 13,898 | Q3 2016 |
| | 10~12 | 1,476,337 | 92,106 | 216,947 | 103,279 | 48,909 | 220,435 | 143,199 | 232,758 | 382,543 | 36,161 | 14,190 | Q4 |
| | 平成29年1~3月 | 1,409,448 | 91,589 | 209,183 | 103,731 | 48,967 | 205,938 | 135,379 | 208,802 | 373,479 | 32,380 | 14,361 | Q1 2017 |
| | 4~6 | 1,510,025 | 94,658 | 212,208 | 101,328 | 52,236 | 229,981 | 147,434 | 232,065 | 405,385 | 34,730 | 14,526 | Q2 |
| | 7~9 | 1,545,174 | 96,215 | 216,259 | 102,426 | 53,673 | 234,350 | 148,885 | 239,951 | 418,121 | 35,294 | 14,693 | Q3 |
| | 平成28年9月 | 457,299 | 29,317 | 64,373 | 30,176 | 15,844 | 67,739 | 44,751 | 72,282 | 122,026 | 10,791 | 13,898 | Sep. 2016 |
| | 10 | 479,179 | 29,796 | 70,676 | 32,397 | 16,230 | 71,095 | 46,677 | 75,867 | 125,164 | 11,277 | 14,033 | Oct. |
| | 11 | 468,918 | 29,640 | 68,971 | 33,537 | 15,461 | 68,581 | 45,919 | 72,870 | 122,435 | 11,504 | 14,111 | Nov. |
| | 12 | 528,240 | 32,670 | 77,300 | 37,345 | 17,218 | 80,759 | 50,603 | 84,021 | 134,944 | 13,380 | 14,190 | Dec. |
| | 平成29年1月 | 470,431 | 29,097 | 70,597 | 35,000 | 16,255 | 68,648 | 45,339 | 71,602 | 122,686 | 11,207 | 14,216 | Jan. 2017 |
| | 2 | 453,709 | 30,120 | 66,231 | 33,996 | 15,866 | 64,917 | 43,594 | 66,676 | 122,060 | 10,249 | 14,284 | Feb. |
| | 3 | 485,308 | 32,372 | 72,355 | 34,735 | 16,846 | 72,373 | 46,446 | 70,524 | 128,733 | 10,924 | 14,361 | Mar. |
| | 4 | 493,281 | 31,625 | 69,278 | 33,536 | 16,820 | 74,839 | 48,251 | 75,108 | 132,337 | 11,487 | 14,448 | Apr. |
| | 5 | 510,358 | 30,755 | 72,281 | 33,989 | 17,513 | 77,472 | 50,353 | 78,649 | 137,254 | 12,092 | 14,479 | May |
| | 6 | 506,386 | 32,278 | 70,649 | 33,803 | 17,903 | 77,670 | 48,830 | 78,308 | 135,794 | 11,151 | 14,526 | Jun. |
| | 7 | 535,477 | 32,075 | 74,482 | 35,537 | 18,769 | 83,641 | 52,445 | 83,358 | 143,030 | 12,140 | 14,568 | Jul. |
| 8 | 517,359 | 31,642 | 73,135 | 34,074 | 17,936 | 77,314 | 49,522 | 80,651 | 141,152 | 11,933 | 14,621 | Aug. | |
| 9 | 492,338 | 32,498 | 68,642 | 32,815 | 16,968 | 73,395 | 46,918 | 75,942 | 133,939 | 11,221 | 14,693 | Sep. | |
| 10 | 502,388 | 32,381 | 72,014 | 33,651 | 16,992 | 74,779 | 47,812 | 77,391 | 135,501 | 11,867 | 14,742 | Oct. | |
| 11 | 499,981 | 32,881 | 71,562 | 35,015 | 16,244 | 74,245 | 48,553 | 76,267 | 133,248 | 11,966 | 14,834 | Nov. | |
| 前年(度・同期・同月)比増減率(%) | 平成26年 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | C.Y. 2014 |
| | 27 | 6.4 | 6.6 | 4.7 | 6.3 | 6.6 | 8.9 | 2.6 | 5.3 | 8.8 | 0.4 | 3.7 | 2015 |
| | 28 | 6.8 | 3.0 | 4.9 | 3.2 | 3.4 | 5.1 | 5.0 | 8.3 | 11.4 | 7.2 | 4.7 | 2016 |
| | 平成26年度 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | F.Y. 2014 |
| | 27 | 9.2 | 8.7 | 7.3 | 9.4 | 11.8 | 12.0 | 7.2 | 7.5 | 10.5 | 5.7 | 3.8 | 2015 |
| | 28 | 5.3 | ▲2.7 | 3.8 | 1.1 | 2.2 | 4.1 | 3.9 | 7.2 | 10.0 | 5.5 | 5.2 | 2016 |
| | 平成28年7~9月 | 5.7 | 0.4 | 2.9 | 0.3 | 1.2 | 4.2 | 4.3 | 7.7 | 10.9 | 8.0 | 3.7 | Q3 2016 |
| | 10~12 | 5.6 | ▲4.2 | 5.2 | 1.0 | 1.8 | 4.1 | 2.5 | 8.8 | 10.5 | 6.4 | 4.7 | Q4 |
| | 平成29年1~3月 | 3.0 | ▲8.7 | 2.6 | 0.3 | 3.1 | 3.7 | 2.4 | 4.0 | 6.7 | 1.5 | 5.2 | Q1 2017 |
| | 4~6 | 5.6 | 2.3 | 4.6 | 2.7 | 5.4 | 7.4 | 3.3 | 5.2 | 8.0 | 4.4 | 5.2 | Q2 |
| | 7~9 | 6.5 | 6.7 | 5.0 | 6.9 | 5.2 | 7.0 | 3.1 | 5.6 | 9.0 | 4.7 | 5.7 | Q3 |
| | 平成28年9月 | 5.3 | ▲0.1 | 0.4 | ▲1.4 | 0.3 | 4.8 | 3.4 | 7.9 | 11.4 | 8.5 | 3.7 | Sep. 2016 |
| | 10 | 5.3 | ▲4.9 | 4.2 | ▲0.8 | 0.2 | 3.0 | 2.2 | 10.9 | 10.5 | 6.2 | 4.2 | Oct. |
| | 11 | 5.8 | ▲4.0 | 5.9 | 1.7 | 0.6 | 4.7 | 3.2 | 8.4 | 10.4 | 7.4 | 4.4 | Nov. |
| | 12 | 5.7 | ▲3.9 | 5.6 | 1.8 | 4.4 | 4.5 | 2.1 | 7.4 | 10.7 | 5.6 | 4.7 | Dec. |
| | 平成29年1月 | 5.4 | ▲5.6 | 7.6 | 3.9 | 4.2 | 4.1 | 3.6 | 6.7 | 8.7 | 2.2 | 4.6 | Jan. 2017 |
| | 2 | 1.3 | ▲10.0 | 0.1 | ▲2.0 | 0.0 | 3.0 | 1.0 | 2.2 | 5.1 | 0.5 | 4.9 | Feb. |
| | 3 | 2.3 | ▲10.2 | 0.4 | ▲0.9 | 4.9 | 4.0 | 2.5 | 3.0 | 6.4 | 1.8 | 5.2 | Mar. |
| | 4 | 5.5 | ▲2.8 | 3.6 | 2.1 | 4.5 | 6.9 | 5.5 | 7.2 | 8.0 | 5.8 | 5.2 | Apr. |
| | 5 | 5.8 | 4.4 | 5.4 | 2.0 | 5.3 | 7.3 | 3.5 | 4.5 | 8.1 | 6.6 | 5.1 | May |
| | 6 | 5.6 | 5.6 | 4.9 | 4.1 | 6.2 | 7.9 | 1.0 | 4.0 | 8.1 | 0.8 | 5.2 | Jun. |
| | 7 | 6.1 | 3.4 | 4.0 | 6.4 | 6.4 | 7.2 | 2.5 | 5.4 | 9.1 | 6.5 | 5.1 | Jul. |
| 8 | 5.7 | 6.1 | 4.5 | 5.6 | 2.3 | 5.7 | 2.0 | 6.2 | 8.1 | 3.8 | 5.3 | Aug. | |
| 9 | 7.7 | 10.9 | 6.6 | 8.7 | 7.1 | 8.3 | 4.8 | 5.1 | 9.8 | 4.0 | 5.7 | Sep. | |
| 10 | 4.8 | 8.7 | 1.9 | 3.9 | 4.7 | 5.2 | 2.4 | 2.0 | 8.3 | 5.2 | 5.1 | Oct. | |
| 11 | 6.6 | 10.9 | 3.8 | 4.4 | 5.1 | 8.3 | 5.7 | 4.7 | 8.8 | 4.0 | 5.1 | Nov. | |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年（度、同期、同月）比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 北海道 | | 東北 | | 関東 | | 中部 | | 近畿 | | 中国 | | 四国 | | 九州 | | 沖縄 | | Year and month | | |
|------------------------|--------------|---------|--------|---------|---------|-----------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|----------------|-----------|-----------|
| | Hokkaido | | Tohoku | | Kanto | | Chubu | | Kansai | | Chugoku | | Shikoku | | Kyushu | | Okinawa | | | | |
| | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | 店舗数 | | | |
| 販売額 (百万円) | 平成 26 年 | 209,770 | 587 | 302,875 | 841 | 2,189,077 | 5,651 | 593,741 | 1,518 | 703,992 | 2,053 | 248,156 | 651 | 151,361 | 419 | 521,726 | 1,299 | 16,798 | 50 | C.Y. 2014 | |
| | 27 | 223,651 | 616 | 357,202 | 894 | 2,364,880 | 5,874 | 620,992 | 1,572 | 785,456 | 2,064 | 268,499 | 685 | 162,383 | 435 | 557,644 | 1,356 | 20,192 | 51 | 2015 | |
| | 28 | 240,175 | 654 | 377,546 | 961 | 2,486,311 | 6,035 | 688,483 | 1,720 | 847,049 | 2,150 | 292,675 | 740 | 172,065 | 450 | 598,600 | 1,425 | 22,897 | 55 | 2016 | |
| | 平成 26 年度 | 210,738 | 584 | 312,403 | 854 | 2,180,403 | 5,738 | 585,449 | 1,527 | 717,976 | 2,010 | 248,800 | 656 | 151,199 | 420 | 518,360 | 1,318 | 16,998 | 50 | F.Y. 2014 | |
| | 27 | 229,820 | 621 | 358,933 | 906 | 2,418,214 | 5,882 | 636,628 | 1,596 | 803,612 | 2,091 | 273,718 | 698 | 165,306 | 434 | 569,867 | 1,372 | 21,505 | 53 | 2015 | |
| | 28 | 242,714 | 659 | 382,940 | 972 | 2,495,045 | 6,099 | 693,739 | 1,753 | 852,970 | 2,181 | 297,106 | 750 | 173,561 | 457 | 605,882 | 1,433 | 22,556 | 57 | 2016 | |
| | 平成 28 年 7~9月 | 62,111 | 639 | 98,726 | 937 | 623,889 | 5,920 | 173,484 | 1,651 | 213,267 | 2,123 | 75,783 | 727 | 44,173 | 441 | 154,076 | 1,407 | 5,565 | 53 | Q3 2016 | |
| | 10~12 | 60,856 | 654 | 96,395 | 961 | 638,938 | 6,035 | 180,547 | 1,720 | 218,508 | 2,150 | 76,269 | 740 | 44,466 | 450 | 154,733 | 1,425 | 5,625 | 55 | Q4 | |
| | 平成 29 年 1~3月 | 61,135 | 659 | 94,141 | 972 | 611,165 | 6,099 | 167,811 | 1,753 | 208,071 | 2,181 | 72,378 | 750 | 41,922 | 457 | 147,513 | 1,433 | 5,312 | 57 | Q1 2017 | |
| | 4~6 | 61,758 | 661 | 99,878 | 986 | 648,329 | 6,165 | 182,276 | 1,785 | 229,274 | 2,208 | 77,745 | 755 | 45,971 | 463 | 158,796 | 1,445 | 5,998 | 58 | Q2 | |
| | 7~9 | 65,707 | 669 | 105,426 | 1,004 | 658,128 | 6,212 | 186,829 | 1,820 | 232,793 | 2,235 | 80,239 | 763 | 46,877 | 468 | 162,558 | 1,462 | 6,617 | 60 | Q3 | |
| | 平成 28 年 9月 | 20,028 | 639 | 31,324 | 937 | 196,589 | 5,920 | 54,670 | 1,651 | 67,200 | 2,123 | 23,249 | 727 | 13,608 | 441 | 48,779 | 1,407 | 1,852 | 53 | Sep. 2016 | |
| | 10 | 20,078 | 646 | 31,548 | 947 | 206,546 | 5,987 | 58,812 | 1,697 | 70,725 | 2,119 | 24,604 | 731 | 14,598 | 443 | 50,351 | 1,409 | 1,917 | 54 | Oct. | |
| | 11 | 19,977 | 647 | 31,667 | 955 | 203,950 | 6,015 | 56,841 | 1,707 | 68,889 | 2,133 | 23,246 | 733 | 14,022 | 447 | 48,491 | 1,420 | 1,835 | 54 | Nov. | |
| | 12 | 20,801 | 654 | 33,180 | 961 | 228,442 | 6,035 | 64,894 | 1,720 | 78,894 | 2,150 | 28,419 | 740 | 15,846 | 450 | 55,891 | 1,425 | 1,873 | 55 | Dec. | |
| | 平成 29 年 1月 | 21,784 | 654 | 32,754 | 965 | 203,271 | 6,032 | 56,310 | 1,724 | 67,907 | 2,158 | 23,555 | 744 | 14,056 | 453 | 49,048 | 1,430 | 1,746 | 56 | Jan. 2017 | |
| | 2 | 20,601 | 659 | 30,518 | 968 | 196,205 | 6,062 | 54,035 | 1,739 | 67,388 | 2,165 | 22,856 | 749 | 13,305 | 456 | 47,028 | 1,429 | 1,773 | 57 | Feb. | |
| | 3 | 18,750 | 659 | 30,869 | 972 | 211,689 | 6,099 | 57,466 | 1,753 | 72,776 | 2,181 | 25,967 | 750 | 14,561 | 457 | 51,437 | 1,433 | 1,793 | 57 | Mar. | |
| | 4 | 20,294 | 659 | 32,700 | 981 | 211,306 | 6,131 | 59,537 | 1,772 | 75,709 | 2,201 | 25,075 | 748 | 15,023 | 458 | 51,697 | 1,440 | 1,940 | 58 | Apr. | |
| | 5 | 20,200 | 659 | 33,062 | 984 | 219,448 | 6,137 | 61,307 | 1,774 | 77,309 | 2,207 | 26,874 | 754 | 15,701 | 461 | 54,468 | 1,445 | 1,989 | 58 | May | |
| | 6 | 21,264 | 661 | 34,116 | 986 | 217,575 | 6,165 | 61,432 | 1,785 | 76,256 | 2,208 | 25,796 | 755 | 15,247 | 463 | 52,631 | 1,445 | 2,069 | 58 | Jun. | |
| | 7 | 22,228 | 665 | 35,806 | 995 | 228,976 | 6,178 | 64,249 | 1,792 | 81,028 | 2,210 | 28,715 | 756 | 16,374 | 463 | 55,907 | 1,450 | 2,194 | 59 | Jul. | |
| 8 | 22,326 | 667 | 35,922 | 998 | 219,430 | 6,192 | 62,564 | 1,802 | 77,095 | 2,220 | 26,783 | 760 | 16,006 | 465 | 54,994 | 1,457 | 2,239 | 60 | Aug. | | |
| 9 | 21,153 | 669 | 33,698 | 1,004 | 209,722 | 6,212 | 60,016 | 1,820 | 74,670 | 2,235 | 24,741 | 763 | 14,497 | 468 | 51,657 | 1,462 | 2,184 | 60 | Sep. | | |
| 10 | 21,086 | 670 | 33,366 | 1,008 | 213,144 | 6,236 | 60,908 | 1,835 | 76,233 | 2,236 | 26,996 | 767 | 15,193 | 469 | 53,237 | 1,460 | 2,225 | 61 | Oct. | | |
| 11 | 21,006 | 676 | 33,257 | 1,019 | 216,232 | 6,265 | 60,186 | 1,841 | 76,211 | 2,248 | 24,872 | 775 | 15,040 | 479 | 50,931 | 1,469 | 2,246 | 62 | Nov. | | |
| 前年(度・同期・同月)比増減率 (%) | 平成 26 年 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | C.Y. 2014 | |
| | 27 | 6.9 | 5.5 | 5.4 | 6.6 | 5.8 | 2.8 | 4.8 | 4.0 | 11.1 | 2.8 | 8.1 | 5.7 | 6.5 | 4.3 | 3.8 | 3.8 | 19.8 | 8.5 | 2015 | |
| | 28 | 7.4 | 6.2 | 5.7 | 7.5 | 5.1 | 2.7 | 10.9 | 9.4 | 7.8 | 4.2 | 9.0 | 8.0 | 6.0 | 3.4 | 7.3 | 5.1 | 13.4 | 7.8 | 2016 | |
| | 平成 26 年度 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | F.Y. 2014 |
| | 27 | 9.3 | 6.3 | 5.8 | 6.1 | 9.2 | 2.5 | 8.9 | 4.5 | 11.6 | 4.0 | 9.9 | 6.4 | 8.7 | 3.3 | 7.5 | 4.1 | 26.2 | 6.0 | 2015 | |
| | 28 | 5.6 | 6.1 | 6.7 | 7.3 | 3.2 | 3.7 | 9.0 | 9.8 | 6.1 | 4.3 | 8.5 | 7.4 | 5.0 | 5.3 | 6.3 | 4.4 | 4.9 | 7.5 | 2016 | |
| | 平成 28 年 7~9月 | 5.2 | 5.4 | 6.2 | 5.5 | 2.9 | 1.7 | 10.5 | 6.4 | 7.1 | 3.8 | 12.7 | 8.2 | 6.4 | 3.0 | 6.9 | 5.0 | 4.8 | 8.2 | Q3 2016 | |
| | 10~12 | 4.1 | 6.2 | 7.1 | 7.5 | 3.2 | 2.7 | 12.3 | 9.4 | 6.4 | 4.2 | 7.1 | 8.0 | 5.3 | 3.4 | 6.4 | 5.1 | 4.2 | 7.8 | Q4 | |
| | 平成 29 年 1~3月 | 4.3 | 6.1 | 6.1 | 7.3 | 1.4 | 3.7 | 3.2 | 9.8 | 2.9 | 4.3 | 6.5 | 7.4 | 3.7 | 5.3 | 5.2 | 4.4 | ▲6.0 | 7.5 | Q1 2017 | |
| | 4~6 | 5.4 | 5.1 | 6.6 | 6.7 | 4.4 | 3.9 | 6.0 | 10.0 | 7.6 | 4.8 | 7.0 | 5.2 | 6.9 | 5.7 | 6.2 | 4.1 | ▲0.9 | 7.4 | Q2 | |
| | 7~9 | 5.8 | 4.7 | 6.8 | 7.2 | 5.5 | 4.9 | 7.7 | 10.2 | 9.2 | 5.3 | 5.9 | 5.0 | 6.1 | 6.1 | 5.5 | 3.9 | 18.9 | 13.2 | Q3 | |
| | 平成 28 年 9月 | 4.9 | 5.4 | 6.0 | 5.5 | 2.7 | 1.7 | 11.2 | 6.4 | 6.9 | 3.8 | 10.4 | 8.2 | 2.9 | 3.0 | 5.7 | 5.0 | 8.3 | 8.2 | Sep. 2016 | |
| | 10 | 4.8 | 5.7 | 6.8 | 6.3 | 2.7 | 2.4 | 13.1 | 9.1 | 5.8 | 3.1 | 5.9 | 7.8 | 8.0 | 2.3 | 5.2 | 4.8 | 6.4 | 8.0 | Oct. | |
| | 11 | 4.1 | 5.2 | 7.8 | 6.9 | 3.6 | 2.6 | 12.0 | 9.0 | 6.7 | 3.7 | 6.1 | 7.3 | 4.5 | 3.5 | 7.0 | 5.2 | 2.2 | 5.9 | Nov. | |
| | 12 | 3.3 | 6.2 | 6.8 | 7.5 | 3.2 | 2.7 | 11.8 | 9.4 | 6.8 | 4.2 | 8.9 | 8.0 | 3.6 | 3.4 | 6.9 | 5.1 | 3.8 | 7.8 | Dec. | |
| | 平成 29 年 1月 | 6.5 | 6.2 | 7.3 | 7.9 | 3.7 | 2.7 | 8.0 | 8.6 | 4.3 | 4.1 | 9.2 | 7.7 | 5.3 | 4.4 | 8.0 | 4.8 | ▲4.4 | 7.7 | Jan. 2017 | |
| | 2 | 5.0 | 6.5 | 5.8 | 7.9 | ▲0.5 | 3.1 | 1.9 | 9.5 | 1.3 | 3.9 | 3.9 | 7.8 | 1.7 | 5.8 | 3.0 | 4.8 | ▲6.2 | 7.5 | Feb. | |
| | 3 | 1.2 | 6.1 | 5.1 | 7.3 | 1.2 | 3.7 | 0.2 | 9.8 | 3.2 | 4.3 | 6.5 | 7.4 | 4.1 | 5.3 | 4.7 | 4.4 | ▲7.4 | 7.5 | Mar. | |
| | 4 | 5.6 | 5.8 | 7.0 | 7.3 | 4.3 | 3.7 | 5.7 | 10.1 | 7.2 | 4.6 | 7.3 | 5.8 | 7.9 | 5.3 | 5.2 | 4.7 | 2.4 | 9.4 | Apr. | |
| | 5 | 6.2 | 5.6 | 6.7 | 6.6 | 4.2 | 3.6 | 6.5 | 9.6 | 7.9 | 4.9 | 7.7 | 5.2 | 6.5 | 6.0 | 7.3 | 4.4 | ▲5.0 | 7.4 | May | |
| | 6 | 4.4 | 5.1 | 6.2 | 6.7 | 4.7 | 3.9 | 5.9 | 10.0 | 7.7 | 4.8 | 5.9 | 5.2 | 6.4 | 5.7 | 6.0 | 4.1 | 0.1 | 7.4 | Jun. | |
| | 7 | 7.3 | 4.7 | 8.9 | 7.1 | 5.1 | 4.0 | 6.4 | 9.9 | 7.8 | 4.6 | 5.6 | 4.4 | 5.3 | 5.2 | 5.4 | 4.2 | 21.1 | 11.3 | Jul. | |
| 8 | 4.5 | 4.2 | 4.1 | 6.6 | 4.7 | 4.3 | 7.1 | 9.8 | 8.7 | 4.8 | 5.7 | 4.8 | 6.6 | 5.4 | 5.2 | 4.5 | 17.7 | 13.2 | Aug. | | |
| 9 | 5.6 | 4.7 | 7.6 | 7.2 | 6.7 | 4.9 | 9.8 | 10.2 | 11.1 | 5.3 | 6.4 | 5.0 | 6.5 | 6.1 | 5.9 | 3.9 | 17.9 | 13.2 | Sep. | | |
| 10 | 5.0 | 3.7 | 5.8 | 6.4 | 3.2 | 4.2 | 3.6 | 8.1 | 7.8 | 5.5 | 9.7 | 4.9 | 4.1 | 5.9 | 5.7 | 3.6 | 16.1 | 13.0 | Oct. | | |
| 11 | 5.2 | 4.5 | 5.0 | 6.7 | 6.0 | 4.2 | 5.9 | 7.9 | 10.6 | 5.4 | 7.0 | 5.7 | 7.3 | 7.2 | 5.0 | 3.5 | 22.4 | 14.8 | Nov. | | |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(附表参照)で処理した数値で計算している。
Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 北海道 Hokkaido | | 青森 Aomori | | 岩手 Iwate | | 宮城 Miyagi | | 秋田 Akita | | 山形 Yamagata | | Year and Month | |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------|----------------------|-----------|
| | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | | |
| 販売額 (百万円) ・ 店舗数(店) | 平成 26年 | 209,770 | 587 | 40,073 | 111 | 56,279 | 160 | 85,711 | 236 | 28,308 | 91 | 33,286 | 99 | C.Y. 2014 |
| | 27 | 223,651 | 616 | 43,523 | 127 | 63,359 | 170 | 103,311 | 240 | 31,120 | 98 | 40,680 | 104 | 2015 |
| | 28 | 240,175 | 654 | 47,970 | 141 | 65,693 | 173 | 106,785 | 254 | 34,686 | 107 | 43,526 | 115 | 2016 |
| | 平成 26年度 | 210,738 | 584 | 40,073 | 113 | 57,539 | 163 | 88,903 | 239 | 28,586 | 91 | 34,844 | 100 | F.Y. 2014 |
| | 27 | 229,820 | 621 | 44,565 | 128 | 63,531 | 168 | 103,105 | 243 | 31,988 | 99 | 40,652 | 107 | 2015 |
| | 28 | 242,714 | 659 | 48,819 | 142 | 66,296 | 172 | 108,010 | 259 | 35,450 | 109 | 44,448 | 117 | 2016 |
| | 平成 28年 7~9月 | 62,111 | 639 | 12,559 | 138 | 17,098 | 170 | 27,630 | 248 | 9,204 | 104 | 11,516 | 110 | Q3 2016 |
| | 10~12 | 60,856 | 654 | 12,470 | 141 | 16,885 | 173 | 27,157 | 254 | 8,922 | 107 | 11,032 | 115 | Q4 |
| | 平成 29年 1~3月 | 61,135 | 659 | 11,859 | 142 | 16,058 | 172 | 26,720 | 259 | 8,727 | 109 | 11,008 | 117 | Q1 2017 |
| | 4~6 | 61,758 | 661 | 12,769 | 144 | 17,143 | 174 | 28,147 | 263 | 9,325 | 111 | 11,732 | 119 | Q2 |
| | 7~9 | 65,707 | 669 | 13,350 | 147 | 18,053 | 177 | 29,419 | 265 | 9,973 | 114 | 12,559 | 121 | Q3 |
| | 平成 28年 9月 | 20,028 | 639 | 3,962 | 138 | 5,365 | 170 | 8,759 | 248 | 2,928 | 104 | 3,690 | 110 | Sep. 2016 |
| | 10 | 20,078 | 646 | 4,120 | 140 | 5,554 | 172 | 8,890 | 249 | 2,945 | 105 | 3,591 | 113 | Oct. |
| | 11 | 19,977 | 647 | 3,990 | 141 | 5,488 | 173 | 8,911 | 252 | 2,914 | 106 | 3,711 | 114 | Nov. |
| | 12 | 20,801 | 654 | 4,360 | 141 | 5,843 | 173 | 9,356 | 254 | 3,063 | 107 | 3,730 | 115 | Dec. |
| | 平成 29年 1月 | 21,784 | 654 | 4,131 | 144 | 5,535 | 173 | 9,322 | 254 | 3,062 | 108 | 3,839 | 115 | Jan. 2017 |
| | 2 | 20,601 | 659 | 3,823 | 142 | 5,125 | 173 | 8,620 | 256 | 2,807 | 108 | 3,634 | 117 | Feb. |
| | 3 | 18,750 | 659 | 3,905 | 142 | 5,398 | 172 | 8,778 | 259 | 2,858 | 109 | 3,535 | 117 | Mar. |
| | 4 | 20,294 | 659 | 4,238 | 144 | 5,660 | 172 | 9,244 | 260 | 3,077 | 111 | 3,809 | 119 | Apr. |
| | 5 | 20,200 | 659 | 4,215 | 144 | 5,696 | 174 | 9,304 | 261 | 3,076 | 111 | 3,876 | 119 | May |
| | 6 | 21,264 | 661 | 4,316 | 144 | 5,787 | 174 | 9,599 | 263 | 3,172 | 111 | 4,047 | 119 | Jun. |
| 7 | 22,228 | 665 | 4,589 | 145 | 6,202 | 176 | 10,095 | 265 | 3,349 | 111 | 4,170 | 120 | Jul. | |
| 8 | 22,326 | 667 | 4,570 | 146 | 6,154 | 177 | 9,845 | 264 | 3,426 | 111 | 4,345 | 121 | Aug. | |
| 9 | 21,153 | 669 | 4,191 | 147 | 5,697 | 177 | 9,479 | 265 | 3,198 | 114 | 4,044 | 121 | Sep. | |
| 10 | 21,086 | 670 | 4,332 | 148 | 5,766 | 178 | 9,365 | 265 | 3,165 | 114 | 3,923 | 122 | Oct. | |
| 11 | 21,006 | 676 | 4,159 | 149 | 5,678 | 179 | 9,405 | 267 | 3,122 | 115 | 3,983 | 126 | Nov. | |
| 前年(度・同期・同月)比増減率 (%) | 平成 26年 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | C.Y. 2014 |
| | 27 | 6.9 | 5.5 | 8.6 | 14.4 | 5.4 | 6.3 | 4.4 | 2.1 | 9.9 | 7.7 | 5.6 | 5.1 | 2015 |
| | 28 | 7.4 | 6.2 | 10.2 | 11.0 | 3.7 | 1.8 | 3.4 | 5.8 | 11.5 | 9.2 | 7.0 | 10.6 | 2016 |
| | 平成 26年度 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | F.Y. 2014 |
| | 27 | 9.3 | 6.3 | 11.2 | 13.3 | 5.2 | 3.1 | 4.5 | 1.7 | 11.9 | 8.8 | 5.0 | 7.0 | 2015 |
| | 28 | 5.6 | 6.1 | 9.5 | 10.9 | 4.4 | 2.4 | 4.8 | 6.6 | 10.8 | 10.1 | 9.3 | 9.3 | 2016 |
| | 平成 28年 7~9月 | 5.2 | 5.4 | 9.7 | 12.2 | 3.4 | 0.6 | 3.1 | 2.5 | 12.0 | 8.3 | 9.1 | 5.8 | Q3 2016 |
| | 10~12 | 4.1 | 6.2 | 9.6 | 11.0 | 5.2 | 1.8 | 5.5 | 5.8 | 10.1 | 9.2 | 9.9 | 10.6 | Q4 |
| | 平成 29年 1~3月 | 4.3 | 6.1 | 7.7 | 10.9 | 3.9 | 2.4 | 4.8 | 6.6 | 9.6 | 10.1 | 9.1 | 9.3 | Q1 2017 |
| | 4~6 | 5.4 | 5.1 | 7.0 | 8.3 | 5.5 | 2.4 | 6.2 | 6.5 | 8.5 | 7.8 | 7.7 | 9.2 | Q2 |
| | 7~9 | 5.8 | 4.7 | 6.3 | 6.5 | 5.6 | 4.1 | 6.5 | 6.9 | 8.4 | 9.6 | 9.1 | 10.0 | Q3 |
| | 平成 28年 9月 | 4.9 | 5.4 | 10.5 | 12.2 | 3.5 | 0.6 | 0.3 | 2.5 | 12.0 | 8.3 | 10.4 | 5.8 | Sep. 2016 |
| | 10 | 4.8 | 5.7 | 9.6 | 12.0 | 6.0 | 1.2 | 5.1 | 3.8 | 11.0 | 8.2 | 9.4 | 8.7 | Oct. |
| | 11 | 4.1 | 5.2 | 8.3 | 11.9 | 6.4 | 1.8 | 6.2 | 5.0 | 11.2 | 9.3 | 9.7 | 8.6 | Nov. |
| | 12 | 3.3 | 6.2 | 10.7 | 11.0 | 3.5 | 1.8 | 5.1 | 5.8 | 8.2 | 9.2 | 10.8 | 10.6 | Dec. |
| | 平成 29年 1月 | 6.5 | 6.2 | 7.9 | 13.4 | 4.7 | 3.0 | 6.5 | 5.8 | 10.5 | 10.2 | 10.6 | 10.6 | Jan. 2017 |
| | 2 | 5.0 | 6.5 | 9.3 | 11.8 | 2.7 | 3.0 | 4.2 | 6.2 | 8.5 | 10.2 | 9.3 | 11.4 | Feb. |
| | 3 | 1.2 | 6.1 | 5.9 | 10.9 | 4.3 | 2.4 | 3.7 | 6.6 | 9.8 | 10.1 | 7.4 | 9.3 | Mar. |
| | 4 | 5.6 | 5.8 | 9.5 | 11.6 | 6.9 | 2.4 | 6.1 | 4.8 | 10.4 | 9.9 | 7.3 | 10.2 | Apr. |
| | 5 | 6.2 | 5.6 | 6.1 | 9.1 | 5.2 | 3.0 | 6.4 | 5.2 | 8.2 | 7.8 | 8.4 | 8.2 | May |
| | 6 | 4.4 | 5.1 | 5.5 | 8.3 | 4.4 | 2.4 | 6.1 | 6.5 | 7.0 | 7.8 | 7.4 | 9.2 | Jun. |
| 7 | 7.3 | 4.7 | 9.9 | 6.6 | 8.2 | 3.5 | 8.7 | 6.9 | 10.9 | 7.8 | 9.9 | 10.1 | Jul. | |
| 8 | 4.5 | 4.2 | 3.3 | 5.8 | 2.5 | 4.1 | 2.8 | 5.6 | 5.3 | 6.7 | 7.8 | 11.0 | Aug. | |
| 9 | 5.6 | 4.7 | 5.8 | 6.5 | 6.2 | 4.1 | 8.2 | 6.9 | 9.2 | 9.6 | 9.6 | 10.0 | Sep. | |
| 10 | 5.0 | 3.7 | 5.1 | 5.7 | 3.8 | 3.5 | 5.3 | 6.4 | 7.5 | 8.6 | 9.2 | 8.0 | Oct. | |
| 11 | 5.2 | 4.5 | 4.2 | 5.7 | 3.5 | 3.5 | 5.5 | 6.0 | 7.1 | 8.5 | 7.3 | 10.5 | Nov. | |

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 福島 Fukushima | | 茨城 Ibaraki | | 栃木 Tochigi | | 群馬 Gunma | | 埼玉 Saitama | | 千葉 Chiba | | 東京 Tokyo | | |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------|-------|
| | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | |
| 販売額 (百万円) ・ 店舗数(店) | 平成 26年 | 59,218 | 144 | 140,068 | 313 | 103,733 | 180 | 90,456 | 235 | 324,756 | 901 | 230,788 | 659 | 514,041 | 1,449 |
| | 27 | 75,209 | 155 | 146,294 | 324 | 102,348 | 200 | 102,000 | 273 | 338,126 | 935 | 266,785 | 698 | 589,413 | 1,483 |
| | 28 | 78,886 | 171 | 153,921 | 332 | 109,717 | 214 | 108,220 | 275 | 352,599 | 959 | 284,809 | 710 | 614,519 | 1,536 |
| | 平成 26年度 | 62,458 | 148 | 138,246 | 319 | 100,506 | 185 | 91,786 | 262 | 320,456 | 918 | 232,203 | 678 | 519,803 | 1,459 |
| | 27 | 75,092 | 161 | 149,617 | 326 | 105,801 | 202 | 104,437 | 268 | 344,234 | 937 | 274,105 | 700 | 603,712 | 1,486 |
| | 28 | 79,917 | 173 | 154,820 | 332 | 110,905 | 218 | 108,169 | 269 | 355,081 | 969 | 286,277 | 720 | 613,274 | 1,553 |
| | 平成 28年 7～9月 | 20,719 | 167 | 39,818 | 327 | 28,173 | 203 | 27,420 | 267 | 87,842 | 934 | 71,517 | 702 | 151,532 | 1,508 |
| | 10～12 | 19,929 | 171 | 38,693 | 332 | 27,697 | 214 | 27,376 | 275 | 92,307 | 959 | 74,340 | 710 | 157,014 | 1,536 |
| | 平成 29年 1～3月 | 19,769 | 173 | 38,009 | 332 | 27,664 | 218 | 26,243 | 269 | 87,421 | 969 | 70,103 | 720 | 149,576 | 1,553 |
| | 4～6 | 20,762 | 175 | 39,375 | 331 | 28,919 | 223 | 27,403 | 270 | 92,447 | 982 | 74,324 | 727 | 159,610 | 1,569 |
| | 7～9 | 22,072 | 180 | 41,126 | 334 | 30,629 | 227 | 28,210 | 274 | 92,771 | 977 | 75,499 | 739 | 159,424 | 1,585 |
| | 平成 28年 9月 | 6,620 | 167 | 12,450 | 327 | 8,904 | 203 | 8,648 | 267 | 28,150 | 934 | 22,686 | 702 | 47,645 | 1,508 |
| | 10 | 6,448 | 168 | 12,639 | 326 | 8,925 | 207 | 8,826 | 272 | 30,255 | 962 | 23,832 | 712 | 50,877 | 1,520 |
| | 11 | 6,653 | 169 | 12,571 | 332 | 9,070 | 211 | 8,843 | 273 | 28,925 | 959 | 24,249 | 712 | 49,821 | 1,527 |
| | 12 | 6,828 | 171 | 13,483 | 332 | 9,702 | 214 | 9,707 | 275 | 33,127 | 959 | 26,259 | 710 | 56,316 | 1,536 |
| | 平成 29年 1月 | 6,865 | 171 | 13,095 | 333 | 9,402 | 214 | 8,953 | 266 | 28,913 | 958 | 23,146 | 712 | 49,240 | 1,535 |
| | 2 | 6,509 | 172 | 12,309 | 332 | 9,084 | 217 | 8,475 | 266 | 27,891 | 963 | 22,671 | 717 | 47,866 | 1,544 |
| | 3 | 6,395 | 173 | 12,605 | 332 | 9,178 | 218 | 8,815 | 269 | 30,617 | 969 | 24,286 | 720 | 52,470 | 1,553 |
| | 4 | 6,672 | 175 | 12,575 | 332 | 9,279 | 219 | 8,904 | 268 | 30,158 | 977 | 23,963 | 723 | 52,728 | 1,560 |
| | 5 | 6,895 | 175 | 13,301 | 331 | 9,641 | 220 | 9,154 | 271 | 31,423 | 978 | 25,273 | 726 | 53,946 | 1,556 |
| | 6 | 7,195 | 175 | 13,499 | 331 | 9,999 | 223 | 9,345 | 270 | 30,866 | 982 | 25,088 | 727 | 52,936 | 1,569 |
| 7 | 7,401 | 178 | 14,087 | 333 | 10,298 | 223 | 9,585 | 270 | 32,387 | 977 | 26,365 | 732 | 56,165 | 1,578 | |
| 8 | 7,582 | 179 | 14,105 | 333 | 10,572 | 226 | 9,592 | 272 | 30,705 | 976 | 24,914 | 736 | 52,512 | 1,581 | |
| 9 | 7,089 | 180 | 12,934 | 334 | 9,759 | 227 | 9,033 | 274 | 29,679 | 977 | 24,220 | 739 | 50,747 | 1,585 | |
| 10 | 6,815 | 181 | 12,876 | 336 | 9,339 | 227 | 8,885 | 278 | 30,362 | 985 | 24,270 | 740 | 52,149 | 1,582 | |
| 11 | 6,910 | 183 | 12,969 | 342 | 9,613 | 231 | 9,131 | 279 | 30,520 | 989 | 25,873 | 742 | 52,727 | 1,588 | |
| 前年(度・同期・同月)比増減率 (%) | 平成 26年 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 27 | 3.7 | 8.4 | 2.9 | 2.9 | 2.7 | 7.0 | 7.6 | 5.4 | 5.6 | 2.5 | 5.7 | 3.7 | 8.8 | 1.8 |
| | 28 | 4.9 | 10.3 | 5.2 | 2.5 | 7.2 | 7.0 | 6.1 | 0.7 | 4.3 | 2.6 | 6.8 | 1.7 | 4.3 | 3.6 |
| | 平成 26年度 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 27 | 3.9 | 8.8 | 7.0 | 2.2 | 8.6 | 9.2 | 9.9 | 2.3 | 8.6 | 2.1 | 10.4 | 3.2 | 11.7 | 1.9 |
| | 28 | 6.4 | 7.5 | 3.5 | 1.8 | 4.8 | 7.9 | 3.6 | 0.4 | 3.2 | 3.4 | 4.4 | 2.9 | 1.6 | 4.5 |
| | 平成 28年 7～9月 | 6.8 | 8.4 | 2.5 | 0.3 | 2.7 | 2.5 | 3.8 | 0.8 | 2.6 | 1.1 | 3.5 | 1.7 | 1.0 | 1.5 |
| | 10～12 | 6.9 | 10.3 | 4.0 | 2.5 | 4.6 | 7.0 | 3.5 | 0.7 | 3.7 | 2.6 | 5.7 | 1.7 | 1.8 | 3.6 |
| | 平成 29年 1～3月 | 5.5 | 7.5 | 2.4 | 1.8 | 4.5 | 7.9 | ▲0.2 | 0.4 | 2.9 | 3.4 | 2.1 | 2.9 | ▲0.8 | 4.5 |
| | 4～6 | 6.5 | 8.0 | 2.8 | 1.5 | 5.7 | 10.4 | 1.0 | 0.4 | 5.6 | 4.6 | 5.7 | 3.1 | 2.9 | 4.2 |
| | 7～9 | 6.5 | 7.8 | 3.3 | 2.1 | 8.7 | 11.8 | 2.9 | 2.6 | 5.6 | 4.6 | 5.6 | 5.3 | 5.2 | 5.1 |
| | 平成 28年 9月 | 8.5 | 8.4 | 2.6 | 0.3 | 5.4 | 2.5 | 5.0 | 0.8 | 3.3 | 1.1 | 3.5 | 1.7 | ▲0.1 | 1.5 |
| | 10 | 5.0 | 8.4 | 2.9 | 0.6 | 2.9 | 4.5 | 4.2 | 1.5 | 4.4 | 3.6 | 5.2 | 3.2 | 1.1 | 2.3 |
| | 11 | 8.6 | 9.0 | 4.8 | 2.8 | 6.6 | 6.6 | 4.4 | 1.5 | 2.5 | 2.3 | 7.0 | 2.4 | 2.3 | 2.5 |
| | 12 | 7.0 | 10.3 | 4.3 | 2.5 | 4.2 | 7.0 | 2.2 | 0.7 | 4.2 | 2.6 | 4.9 | 1.7 | 2.0 | 3.6 |
| | 平成 29年 1月 | 7.0 | 8.9 | 4.8 | 2.8 | 6.6 | 7.0 | 1.9 | ▲1.1 | 5.9 | 2.5 | 3.7 | 2.4 | 1.9 | 3.2 |
| | 2 | 5.3 | 8.9 | 0.5 | 1.8 | 3.7 | 8.0 | ▲2.2 | ▲1.1 | 0.8 | 3.0 | 0.4 | 2.7 | ▲2.7 | 4.0 |
| | 3 | 4.2 | 7.5 | 2.0 | 1.8 | 3.3 | 7.9 | ▲0.3 | 0.4 | 2.2 | 3.4 | 2.3 | 2.9 | ▲1.5 | 4.5 |
| | 4 | 5.4 | 9.4 | 2.0 | 1.5 | 3.9 | 8.4 | 0.1 | 0.4 | 6.5 | 4.5 | 5.1 | 2.7 | 3.6 | 4.1 |
| | 5 | 7.0 | 8.7 | 3.1 | 1.5 | 4.8 | 8.4 | 1.0 | 1.5 | 4.7 | 4.2 | 5.8 | 3.1 | 2.7 | 3.7 |
| | 6 | 7.0 | 8.0 | 3.2 | 1.5 | 8.2 | 10.4 | 1.8 | 0.4 | 5.7 | 4.6 | 6.2 | 3.1 | 2.3 | 4.2 |
| 7 | 7.8 | 9.2 | 4.2 | 2.1 | 8.8 | 11.5 | 2.2 | 0.4 | 5.3 | 3.8 | 6.5 | 3.5 | 3.8 | 4.7 | |
| 8 | 4.8 | 8.5 | 1.8 | 1.5 | 7.9 | 12.4 | 2.1 | 1.1 | 6.1 | 4.4 | 3.5 | 4.1 | 5.5 | 4.8 | |
| 9 | 7.1 | 7.8 | 3.9 | 2.1 | 9.6 | 11.8 | 4.5 | 2.6 | 5.4 | 4.6 | 6.8 | 5.3 | 6.5 | 5.1 | |
| 10 | 5.7 | 7.7 | 1.9 | 3.1 | 4.6 | 9.7 | 0.7 | 2.2 | 0.4 | 2.4 | 1.8 | 3.9 | 2.5 | 4.1 | |
| 11 | 3.9 | 8.3 | 3.2 | 3.0 | 6.0 | 9.5 | 3.3 | 2.2 | 5.5 | 3.1 | 6.7 | 4.2 | 5.8 | 4.0 | |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

| 神奈川 Kanagawa | | 新潟 Niigata | | 富山 Toyama | | 石川 Ishikawa | | 福井 Fukui | | 山梨 Yamanashi | | 長野 Nagano | | Year and Month | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----|----------------------|------|
| 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | | |
| 386,247 | 896 | 87,014 | 262 | 56,534 | 154 | 62,800 | 148 | 42,309 | 101 | 41,534 | 118 | 61,923 | 190 | C.Y. | 2014 |
| 406,054 | 912 | 90,697 | 269 | 60,477 | 153 | 66,839 | 148 | 46,009 | 100 | 42,584 | 130 | 63,376 | 201 | | 2015 |
| 422,984 | 946 | 97,602 | 279 | 65,866 | 155 | 74,422 | 154 | 54,302 | 110 | 45,486 | 128 | 68,663 | 208 | | 2016 |
| 384,905 | 895 | 85,594 | 262 | 56,743 | 155 | 63,801 | 151 | 43,413 | 99 | 40,926 | 119 | 60,888 | 193 | F.Y. | 2014 |
| 413,291 | 921 | 93,210 | 269 | 62,270 | 152 | 68,658 | 151 | 47,281 | 102 | 43,664 | 132 | 65,062 | 196 | | 2015 |
| 423,020 | 963 | 98,745 | 285 | 66,237 | 156 | 74,291 | 158 | 53,787 | 111 | 45,713 | 130 | 69,470 | 211 | | 2016 |
| 105,908 | 932 | 24,981 | 273 | 16,811 | 154 | 18,947 | 153 | 13,531 | 107 | 11,523 | 128 | 17,555 | 205 | Q3 | 2016 |
| 108,022 | 946 | 25,257 | 279 | 16,877 | 155 | 18,919 | 154 | 13,468 | 110 | 11,645 | 128 | 17,611 | 208 | Q4 | |
| 102,848 | 963 | 24,267 | 285 | 16,065 | 156 | 17,831 | 158 | 13,354 | 111 | 11,130 | 130 | 17,379 | 211 | Q1 | 2017 |
| 110,426 | 979 | 25,441 | 286 | 16,964 | 158 | 19,253 | 160 | 14,739 | 113 | 11,997 | 129 | 18,346 | 212 | Q2 | |
| 110,864 | 982 | 26,877 | 288 | 18,208 | 157 | 20,313 | 160 | 15,628 | 116 | 12,297 | 134 | 19,309 | 215 | Q3 | |
| 33,274 | 932 | 7,926 | 273 | 5,330 | 154 | 6,033 | 153 | 4,296 | 107 | 3,613 | 128 | 5,531 | 205 | Sep. | 2016 |
| 34,613 | 938 | 8,190 | 275 | 5,502 | 154 | 6,184 | 154 | 4,325 | 107 | 3,882 | 129 | 5,615 | 206 | Oct. | |
| 34,656 | 943 | 7,974 | 279 | 5,429 | 154 | 6,110 | 154 | 4,403 | 109 | 3,679 | 128 | 5,693 | 207 | Nov. | |
| 38,753 | 946 | 9,093 | 279 | 5,946 | 155 | 6,625 | 154 | 4,740 | 110 | 4,084 | 128 | 6,303 | 208 | Dec. | |
| 34,326 | 949 | 8,096 | 280 | 5,542 | 155 | 6,074 | 154 | 4,469 | 110 | 3,691 | 129 | 5,627 | 208 | Jan. | 2017 |
| 32,953 | 954 | 7,852 | 284 | 5,275 | 156 | 5,944 | 157 | 4,433 | 111 | 3,559 | 129 | 5,718 | 210 | Feb. | |
| 35,569 | 963 | 8,319 | 285 | 5,248 | 156 | 5,813 | 158 | 4,452 | 111 | 3,880 | 130 | 6,034 | 211 | Mar. | |
| 35,839 | 971 | 8,252 | 284 | 5,613 | 156 | 6,175 | 160 | 4,869 | 112 | 3,903 | 130 | 6,035 | 210 | Apr. | |
| 37,496 | 973 | 8,556 | 285 | 5,561 | 155 | 6,385 | 160 | 4,902 | 113 | 4,097 | 130 | 6,170 | 210 | May | |
| 37,091 | 979 | 8,633 | 286 | 5,790 | 158 | 6,693 | 160 | 4,968 | 113 | 3,997 | 129 | 6,141 | 212 | Jun. | |
| 38,833 | 977 | 9,153 | 286 | 6,083 | 158 | 6,841 | 159 | 5,267 | 113 | 4,280 | 132 | 6,551 | 213 | Jul. | |
| 36,395 | 978 | 9,273 | 286 | 6,291 | 159 | 6,980 | 159 | 5,345 | 115 | 4,123 | 132 | 6,662 | 215 | Aug. | |
| 35,636 | 982 | 8,451 | 288 | 5,834 | 157 | 6,492 | 160 | 5,016 | 116 | 3,894 | 134 | 6,096 | 215 | Sep. | |
| 36,531 | 982 | 8,532 | 288 | 5,810 | 160 | 6,382 | 163 | 4,873 | 115 | 3,980 | 135 | 6,250 | 220 | Oct. | |
| 36,968 | 981 | 8,497 | 290 | 5,859 | 158 | 6,320 | 164 | 4,900 | 115 | 3,952 | 137 | 6,288 | 220 | Nov. | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | C.Y. | 2014 |
| 4.6 | 1.9 | 5.4 | 2.7 | 7.4 | 0.0 | 6.8 | 0.7 | 8.7 | ▲1.0 | 4.5 | 10.2 | 5.0 | 5.8 | | 2015 |
| 4.2 | 3.7 | 7.6 | 3.7 | 8.9 | 1.3 | 11.3 | 4.1 | 18.0 | 10.0 | 6.8 | ▲1.5 | 8.3 | 3.5 | | 2016 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | F.Y. | 2014 |
| 6.9 | 2.9 | 9.8 | 2.7 | 10.1 | ▲1.9 | 7.9 | 0.0 | 8.9 | 3.0 | 8.3 | 10.9 | 8.9 | 1.6 | | 2015 |
| 2.4 | 4.6 | 5.9 | 5.9 | 6.4 | 2.6 | 8.2 | 4.6 | 13.8 | 8.8 | 4.7 | ▲1.5 | 6.8 | 7.7 | | 2016 |
| 3.5 | 3.1 | 5.0 | 2.6 | 5.6 | 1.3 | 10.7 | 2.0 | 23.7 | 8.1 | 5.6 | 9.4 | 6.6 | 2.0 | Q3 | 2016 |
| 1.4 | 3.7 | 5.4 | 3.7 | 5.2 | 1.3 | 9.8 | 4.1 | 21.1 | 10.0 | 3.1 | ▲1.5 | 6.2 | 3.5 | Q4 | |
| 0.0 | 4.6 | 4.9 | 5.9 | 2.4 | 2.6 | ▲0.7 | 4.6 | ▲3.7 | 8.8 | 2.1 | ▲1.5 | 4.9 | 7.7 | Q1 | 2017 |
| 3.9 | 5.0 | 5.0 | 5.5 | 2.9 | 3.9 | 3.5 | 6.0 | 9.7 | 8.7 | 5.1 | 0.0 | 8.4 | 4.4 | Q2 | |
| 4.7 | 5.4 | 7.6 | 5.5 | 8.3 | 1.9 | 7.2 | 4.6 | 15.5 | 8.4 | 6.7 | 4.7 | 10.0 | 4.9 | Q3 | |
| 2.3 | 3.1 | 7.2 | 2.6 | 7.6 | 1.3 | 12.2 | 2.0 | 22.8 | 8.1 | 4.4 | 9.4 | 7.5 | 2.0 | Sep. | 2016 |
| ▲0.1 | 3.3 | 8.1 | 3.8 | 8.4 | 1.3 | 13.8 | 3.4 | 23.0 | 7.0 | 4.2 | ▲1.5 | 7.7 | 3.5 | Oct. | |
| 2.5 | 4.1 | 5.2 | 3.7 | 4.1 | 0.7 | 8.6 | 4.1 | 21.9 | 9.0 | 3.0 | ▲1.5 | 6.1 | 3.5 | Nov. | |
| 1.7 | 3.7 | 3.2 | 3.7 | 3.5 | 1.3 | 7.4 | 4.1 | 18.8 | 10.0 | 2.0 | ▲1.5 | 5.0 | 3.5 | Dec. | |
| 3.0 | 4.1 | 5.7 | 3.3 | 6.2 | 0.6 | 1.3 | 0.7 | ▲6.2 | 8.9 | 3.4 | ▲0.8 | 4.3 | 4.0 | Jan. | 2017 |
| ▲2.5 | 3.7 | 4.5 | 4.8 | 2.5 | 2.0 | 0.5 | 4.7 | ▲2.3 | 9.9 | ▲0.0 | ▲0.8 | 5.3 | 5.0 | Feb. | |
| ▲0.3 | 4.6 | 4.7 | 5.9 | ▲1.5 | 2.6 | ▲3.9 | 4.6 | ▲2.5 | 8.8 | 2.8 | ▲1.5 | 5.0 | 7.7 | Mar. | |
| 3.2 | 4.1 | 5.1 | 5.6 | 2.0 | 2.0 | ▲0.8 | 4.6 | 7.3 | 8.7 | 2.6 | ▲0.8 | 7.8 | 4.0 | Apr. | |
| 3.4 | 4.3 | 5.1 | 5.2 | 3.8 | 1.3 | 5.6 | 6.0 | 12.3 | 9.7 | 6.1 | 0.8 | 8.8 | 4.0 | May | |
| 5.3 | 5.0 | 4.8 | 5.5 | 3.0 | 3.9 | 5.9 | 6.0 | 9.6 | 8.7 | 6.6 | 0.0 | 8.6 | 4.4 | Jun. | |
| 4.7 | 4.3 | 7.0 | 5.1 | 7.7 | 3.3 | 9.0 | 4.6 | 15.4 | 7.6 | 7.7 | 2.3 | 9.6 | 4.9 | Jul. | |
| 2.4 | 4.6 | 9.1 | 4.4 | 7.9 | 3.9 | 5.2 | 4.6 | 14.5 | 8.5 | 4.8 | 1.5 | 10.2 | 5.4 | Aug. | |
| 7.1 | 5.4 | 6.6 | 5.5 | 9.5 | 1.9 | 7.6 | 4.6 | 16.8 | 8.4 | 7.8 | 4.7 | 10.2 | 4.9 | Sep. | |
| 5.5 | 4.7 | 4.2 | 4.7 | 5.6 | 3.9 | 3.2 | 5.8 | 12.7 | 7.5 | 2.5 | 4.7 | 11.3 | 6.8 | Oct. | |
| 6.7 | 4.0 | 6.6 | 3.9 | 7.9 | 2.6 | 3.4 | 6.5 | 11.3 | 5.5 | 7.4 | 7.0 | 10.5 | 6.3 | Nov. | |

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 岐阜 Gifu | | 静岡 Shizuoka | | 愛知 Aichi | | 三重 Mie | | 滋賀 Shiga | | 京都 Kyoto | | 大阪 Osaka | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|---------|------|-----|
| | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売額 (百万円) ・ 店舗数(店) | 平成 26年 | 103,526 | 269 | 208,517 | 448 | 313,940 | 764 | 56,941 | 183 | 51,331 | 153 | 77,575 | 251 | 297,221 | 835 | |
| | 27 | 107,196 | 289 | 217,203 | 449 | 326,162 | 785 | 60,318 | 197 | 55,377 | 162 | 82,962 | 251 | 344,383 | 826 | |
| | 28 | 127,723 | 360 | 227,791 | 448 | 353,923 | 848 | 66,549 | 203 | 59,781 | 177 | 89,840 | 264 | 374,188 | 859 | |
| | 平成 26年度 | 102,613 | 275 | 205,090 | 448 | 306,706 | 764 | 55,586 | 182 | 51,301 | 155 | 77,981 | 247 | 306,404 | 803 | |
| | 27 | 110,425 | 309 | 221,081 | 445 | 333,095 | 786 | 62,180 | 198 | 56,547 | 164 | 85,025 | 253 | 355,114 | 848 | |
| | 28 | 129,423 | 367 | 229,571 | 449 | 356,472 | 865 | 67,316 | 207 | 60,424 | 177 | 91,360 | 269 | 376,618 | 880 | |
| | 平成 28年 7~9月 | 32,248 | 337 | 57,620 | 441 | 88,960 | 810 | 16,518 | 197 | 15,139 | 169 | 22,888 | 257 | 93,593 | 856 | |
| | 10~12 | 33,999 | 360 | 58,976 | 448 | 93,535 | 848 | 17,217 | 203 | 15,777 | 177 | 23,668 | 264 | 95,560 | 859 | |
| | 平成 29年 1~3月 | 31,562 | 367 | 56,525 | 449 | 85,540 | 865 | 16,813 | 207 | 14,737 | 177 | 22,526 | 269 | 92,024 | 880 | |
| | 4~6 | 35,177 | 376 | 60,041 | 457 | 92,733 | 881 | 18,149 | 210 | 16,177 | 179 | 24,801 | 273 | 101,502 | 884 | |
| | 7~9 | 36,389 | 386 | 61,122 | 457 | 93,917 | 897 | 18,002 | 220 | 16,240 | 182 | 25,038 | 277 | 103,070 | 896 | |
| | 平成 28年 9月 | 10,154 | 337 | 17,762 | 441 | 27,944 | 810 | 5,209 | 197 | 4,764 | 169 | 7,081 | 257 | 29,652 | 856 | |
| | 10 | 10,981 | 352 | 18,892 | 440 | 30,562 | 839 | 5,583 | 198 | 5,124 | 170 | 7,530 | 255 | 30,946 | 851 | |
| | 11 | 10,851 | 357 | 18,469 | 444 | 29,075 | 841 | 5,376 | 201 | 4,934 | 173 | 7,418 | 260 | 30,270 | 854 | |
| | 12 | 12,167 | 360 | 21,615 | 448 | 33,898 | 848 | 6,258 | 203 | 5,719 | 177 | 8,720 | 264 | 34,344 | 859 | |
| | 平成 29年 1月 | 10,405 | 362 | 18,782 | 448 | 28,701 | 851 | 5,588 | 202 | 4,885 | 176 | 7,284 | 265 | 29,705 | 864 | |
| | 2 | 10,101 | 365 | 17,827 | 446 | 27,343 | 857 | 5,372 | 204 | 4,731 | 177 | 7,288 | 267 | 30,007 | 868 | |
| | 3 | 11,056 | 367 | 19,916 | 449 | 29,496 | 865 | 5,853 | 207 | 5,121 | 177 | 7,954 | 269 | 32,312 | 880 | |
| | 4 | 11,551 | 376 | 19,670 | 457 | 30,209 | 870 | 5,989 | 210 | 5,308 | 177 | 8,096 | 272 | 33,820 | 884 | |
| | 5 | 11,860 | 374 | 20,391 | 457 | 31,393 | 875 | 6,108 | 210 | 5,494 | 179 | 8,449 | 273 | 33,891 | 880 | |
| | 6 | 11,766 | 376 | 19,980 | 457 | 31,131 | 881 | 6,052 | 210 | 5,375 | 179 | 8,256 | 273 | 33,791 | 884 | |
| | 7 | 12,516 | 381 | 21,272 | 457 | 32,628 | 884 | 6,181 | 210 | 5,608 | 179 | 8,719 | 274 | 35,786 | 884 | |
| | 8 | 12,170 | 382 | 20,577 | 457 | 31,147 | 891 | 5,976 | 211 | 5,428 | 181 | 8,343 | 275 | 33,819 | 889 | |
| | 9 | 11,703 | 386 | 19,273 | 457 | 30,142 | 897 | 5,845 | 220 | 5,204 | 182 | 7,976 | 277 | 33,465 | 896 | |
| | 10 | 11,846 | 390 | 19,970 | 463 | 30,905 | 903 | 5,965 | 219 | 5,428 | 183 | 8,410 | 280 | 33,848 | 893 | |
| | 11 | 11,746 | 391 | 19,694 | 466 | 30,284 | 907 | 5,977 | 221 | 5,305 | 182 | 8,426 | 281 | 34,014 | 902 | |
| | 前年(度・同期・同月)比増減率 (%) | 平成 26年 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 27 | 3.5 | 7.4 | 4.2 | 0.2 | 4.1 | 3.2 | 6.3 | 8.2 | 7.9 | 5.9 | 9.0 | 2.9 | 14.8 | 2.6 |
| 28 | | 19.1 | 24.6 | 4.9 | ▲0.2 | 8.5 | 8.0 | 10.3 | 3.0 | 8.0 | 9.3 | 8.3 | 5.2 | 8.7 | 4.0 | |
| 平成 26年度 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 27 | | 7.6 | 12.4 | 7.8 | ▲0.7 | 8.8 | 2.9 | 12.2 | 8.8 | 10.2 | 5.8 | 10.6 | 2.4 | 15.1 | 5.6 | |
| 28 | | 17.2 | 18.8 | 3.8 | 0.9 | 7.0 | 10.1 | 8.3 | 4.5 | 6.9 | 7.9 | 7.5 | 6.3 | 6.1 | 3.8 | |
| 平成 28年 7~9月 | | 23.3 | 19.9 | 4.1 | ▲0.9 | 7.7 | 4.2 | 9.0 | 3.1 | 5.8 | 6.3 | 9.3 | 2.8 | 7.0 | 4.8 | |
| 10~12 | | 25.5 | 24.6 | 3.1 | ▲0.2 | 10.4 | 8.0 | 9.5 | 3.0 | 9.0 | 9.3 | 7.5 | 5.2 | 4.9 | 4.0 | |
| 平成 29年 1~3月 | | 5.7 | 18.8 | 3.3 | 0.9 | 3.1 | 10.1 | 4.8 | 4.5 | 4.6 | 7.9 | 7.2 | 6.3 | 2.7 | 3.8 | |
| 4~6 | | 11.3 | 16.0 | 6.4 | 1.8 | 4.9 | 10.3 | 8.2 | 6.6 | 9.5 | 8.5 | 11.3 | 7.1 | 6.4 | 3.6 | |
| 7~9 | | 12.8 | 14.5 | 6.1 | 3.6 | 5.6 | 10.7 | 9.0 | 11.7 | 7.3 | 7.7 | 9.4 | 7.8 | 10.1 | 4.7 | |
| 平成 28年 9月 | | 22.9 | 19.9 | 3.1 | ▲0.9 | 8.0 | 4.2 | 11.1 | 3.1 | 8.4 | 6.3 | 6.8 | 2.8 | 6.5 | 4.8 | |
| 10 | | 27.2 | 23.9 | 2.0 | ▲1.3 | 9.9 | 8.0 | 10.2 | 2.6 | 8.7 | 5.6 | 4.5 | 1.6 | 3.6 | 3.5 | |
| 11 | | 25.7 | 24.0 | 2.6 | ▲0.7 | 10.3 | 7.4 | 9.9 | 3.6 | 8.4 | 6.8 | 7.9 | 3.6 | 5.6 | 3.8 | |
| 12 | | 24.0 | 24.6 | 4.6 | ▲0.2 | 11.0 | 8.0 | 8.5 | 3.0 | 9.8 | 9.3 | 9.9 | 5.2 | 5.4 | 4.0 | |
| 平成 29年 1月 | | 10.1 | 21.9 | 4.4 | 0.2 | 8.9 | 8.1 | 8.9 | 2.5 | 8.4 | 8.6 | 9.1 | 5.2 | 4.5 | 3.1 | |
| 2 | | 3.4 | 20.5 | ▲0.0 | ▲0.2 | 1.5 | 9.2 | 2.1 | 3.6 | 3.1 | 8.6 | 5.5 | 5.1 | 1.0 | 3.3 | |
| 3 | | 3.9 | 18.8 | 5.3 | 0.9 | ▲0.7 | 10.1 | 3.4 | 4.5 | 2.4 | 7.9 | 7.2 | 6.3 | 2.7 | 3.8 | |
| 4 | | 12.0 | 19.4 | 7.0 | 2.2 | 4.8 | 9.8 | 9.8 | 6.6 | 11.2 | 7.3 | 12.0 | 8.4 | 5.1 | 3.4 | |
| 5 | | 11.9 | 16.9 | 6.5 | 2.0 | 5.0 | 9.8 | 7.7 | 6.1 | 9.9 | 8.5 | 11.2 | 6.6 | 6.9 | 3.8 | |
| 6 | | 9.9 | 16.0 | 5.6 | 1.8 | 4.7 | 10.3 | 7.3 | 6.6 | 7.5 | 8.5 | 10.8 | 7.1 | 7.1 | 3.6 | |
| 7 | | 11.6 | 15.8 | 5.2 | 2.0 | 3.7 | 10.2 | 6.9 | 7.7 | 5.0 | 6.5 | 6.9 | 6.6 | 8.3 | 3.6 | |
| 8 | | 11.9 | 14.7 | 4.8 | 2.0 | 5.4 | 10.5 | 8.2 | 7.1 | 7.8 | 8.4 | 9.0 | 6.6 | 9.5 | 4.2 | |
| 9 | | 15.3 | 14.5 | 8.5 | 3.6 | 7.9 | 10.7 | 12.2 | 11.7 | 9.2 | 7.7 | 12.6 | 7.8 | 12.9 | 4.7 | |
| 10 | | 7.9 | 10.8 | 5.7 | 5.2 | 1.1 | 7.6 | 6.8 | 10.6 | 5.9 | 7.6 | 11.7 | 9.8 | 9.4 | 4.9 | |
| 11 | | 8.2 | 9.5 | 6.6 | 5.0 | 4.2 | 7.8 | 11.2 | 10.0 | 7.5 | 5.2 | 13.6 | 8.1 | 12.4 | 5.6 | |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

| 兵庫 Hyogo | | 奈良 Nara | | 和歌山 Wakayama | | 鳥取 Tottori | | 島根 Shimane | | 岡山 Okayama | | 広島 Hiroshima | | Year and Month | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|------|--|---|
| 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | 店舗数 Establishments | | | | |
| 190,022 | 543 | 31,258 | 101 | 14,276 | 69 | 16,054 | 50 | 24,391 | 53 | 62,124 | 152 | 88,434 | 245 | C.Y. | 2014 | Sales value (million yen) ・ Number of establishments | |
| 207,877 | 553 | 32,558 | 101 | 16,290 | 71 | 18,083 | 55 | 26,005 | 59 | 65,676 | 151 | 95,771 | 252 | | 2015 | | |
| 215,328 | 566 | 35,198 | 101 | 18,412 | 73 | 20,833 | 60 | 28,197 | 63 | 70,540 | 164 | 104,086 | 274 | | 2016 | | |
| 193,125 | 542 | 31,333 | 95 | 14,419 | 69 | 16,119 | 51 | 24,383 | 55 | 62,234 | 149 | 88,750 | 243 | F.Y. | 2014 | | |
| 209,914 | 554 | 32,978 | 100 | 16,753 | 70 | 18,773 | 56 | 26,508 | 60 | 66,445 | 155 | 97,407 | 256 | | 2015 | | |
| 215,631 | 565 | 36,145 | 104 | 19,005 | 75 | 21,301 | 62 | 28,620 | 65 | 71,623 | 166 | 105,787 | 276 | | 2016 | | |
| 54,564 | 559 | 8,944 | 102 | 4,608 | 73 | 5,527 | 60 | 7,374 | 62 | 17,932 | 159 | 27,131 | 271 | Q3 | 2016 | | |
| 55,867 | 566 | 9,407 | 101 | 4,761 | 73 | 5,414 | 60 | 7,195 | 63 | 18,608 | 164 | 27,089 | 274 | Q4 | | | |
| 51,374 | 565 | 9,095 | 104 | 4,961 | 75 | 5,174 | 62 | 6,951 | 65 | 17,437 | 166 | 25,992 | 276 | Q1 | 2017 | | |
| 55,758 | 573 | 10,583 | 109 | 5,714 | 77 | 5,677 | 63 | 7,516 | 65 | 19,236 | 170 | 27,460 | 276 | Q2 | | | |
| 57,076 | 578 | 10,504 | 110 | 5,237 | 76 | 5,887 | 64 | 7,730 | 65 | 18,961 | 170 | 29,185 | 281 | Q3 | | | |
| 17,038 | 559 | 2,848 | 102 | 1,521 | 73 | 1,703 | 60 | 2,227 | 62 | 5,498 | 159 | 8,327 | 271 | Sep. | 2016 | | |
| 18,202 | 562 | 3,060 | 101 | 1,538 | 73 | 1,766 | 60 | 2,331 | 63 | 6,114 | 163 | 8,587 | 269 | Oct. | | | |
| 17,461 | 562 | 2,899 | 101 | 1,504 | 74 | 1,650 | 60 | 2,179 | 63 | 5,757 | 163 | 8,186 | 270 | Nov. | | | |
| 20,204 | 566 | 3,448 | 101 | 1,719 | 73 | 1,998 | 60 | 2,685 | 63 | 6,737 | 164 | 10,316 | 274 | Dec. | | | |
| 16,991 | 568 | 2,946 | 102 | 1,627 | 73 | 1,669 | 61 | 2,268 | 64 | 5,859 | 164 | 8,314 | 274 | Jan. | 2017 | | |
| 16,455 | 566 | 2,893 | 103 | 1,581 | 73 | 1,636 | 61 | 2,164 | 64 | 5,487 | 166 | 8,161 | 277 | Feb. | | | |
| 17,928 | 565 | 3,256 | 104 | 1,753 | 75 | 1,869 | 62 | 2,519 | 65 | 6,091 | 166 | 9,517 | 276 | Mar. | | | |
| 18,162 | 571 | 3,526 | 108 | 1,928 | 77 | 1,839 | 62 | 2,420 | 65 | 6,198 | 166 | 8,885 | 274 | Apr. | | | |
| 18,967 | 576 | 3,627 | 109 | 1,979 | 77 | 1,961 | 62 | 2,595 | 65 | 6,674 | 169 | 9,470 | 276 | May | | | |
| 18,629 | 573 | 3,430 | 109 | 1,807 | 77 | 1,877 | 63 | 2,501 | 65 | 6,364 | 170 | 9,105 | 276 | Jun. | | | |
| 20,131 | 574 | 3,692 | 109 | 1,825 | 77 | 2,093 | 63 | 2,780 | 65 | 6,814 | 170 | 10,547 | 277 | Jul. | | | |
| 18,928 | 574 | 3,473 | 109 | 1,759 | 77 | 1,975 | 63 | 2,582 | 65 | 6,388 | 170 | 9,563 | 280 | Aug. | | | |
| 18,017 | 578 | 3,339 | 110 | 1,653 | 76 | 1,819 | 64 | 2,368 | 65 | 5,759 | 170 | 9,075 | 281 | Sep. | | | |
| 18,555 | 579 | 3,433 | 110 | 1,686 | 76 | 1,959 | 63 | 2,579 | 65 | 6,585 | 173 | 9,940 | 283 | Oct. | | | |
| 18,420 | 580 | 3,447 | 111 | 1,699 | 77 | 1,739 | 63 | 2,214 | 66 | 6,217 | 176 | 9,016 | 286 | Nov. | | | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | C.Y. | 2014 | | Percentage change from the same month/term of the previous year (%) |
| 7.8 | 2.4 | 8.5 | 6.3 | 14.1 | 2.9 | 12.6 | 10.0 | 6.6 | 11.3 | 6.5 | 0.7 | 9.2 | 4.1 | | 2015 | | |
| 3.6 | 2.4 | 8.1 | 0.0 | 13.0 | 2.8 | 15.2 | 9.1 | 8.4 | 6.8 | 7.4 | 8.6 | 8.7 | 8.7 | | 2016 | | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | F.Y. | 2014 | | |
| 7.5 | 2.2 | 8.6 | 5.3 | 16.2 | 1.4 | 16.5 | 9.8 | 8.7 | 9.1 | 7.4 | 4.0 | 10.4 | 5.3 | | 2015 | | |
| 2.7 | 2.0 | 9.6 | 4.0 | 13.4 | 7.1 | 13.5 | 10.7 | 8.0 | 8.3 | 7.8 | 7.1 | 8.6 | 7.8 | | 2016 | | |
| 2.4 | 0.9 | 8.9 | 4.1 | 16.2 | 5.8 | 21.0 | 11.1 | 12.9 | 10.7 | 10.1 | 6.0 | 14.3 | 8.8 | Q3 | 2016 | | |
| 3.7 | 2.4 | 10.0 | 0.0 | 14.2 | 2.8 | 8.2 | 9.1 | 6.2 | 6.8 | 8.5 | 8.6 | 6.1 | 8.7 | Q4 | | | |
| 0.6 | 2.0 | 11.6 | 4.0 | 13.6 | 7.1 | 9.9 | 10.7 | 6.5 | 8.3 | 6.6 | 7.1 | 7.0 | 7.8 | Q1 | 2017 | | |
| 3.6 | 2.9 | 21.7 | 9.0 | 22.2 | 6.9 | 9.5 | 8.6 | 5.9 | 4.8 | 9.0 | 6.9 | 7.4 | 3.4 | Q2 | | | |
| 4.6 | 3.4 | 17.4 | 7.8 | 13.7 | 4.1 | 6.5 | 6.7 | 4.8 | 4.8 | 5.7 | 6.9 | 7.6 | 3.7 | Q3 | | | |
| 2.5 | 0.9 | 10.0 | 4.1 | 19.5 | 5.8 | 12.8 | 11.1 | 8.4 | 10.7 | 8.7 | 6.0 | 13.2 | 8.8 | Sep. | 2016 | | |
| 4.2 | 1.8 | 12.0 | 2.0 | 12.8 | 4.3 | 5.7 | 9.1 | 0.9 | 8.6 | 14.6 | 9.4 | 3.3 | 7.6 | Oct. | | | |
| 3.3 | 2.0 | 10.2 | 2.0 | 12.4 | 5.7 | 8.7 | 9.1 | 6.4 | 6.8 | 3.7 | 7.9 | 5.9 | 7.6 | Nov. | | | |
| 3.6 | 2.4 | 8.1 | 0.0 | 17.1 | 2.8 | 10.1 | 9.1 | 11.0 | 6.8 | 7.6 | 8.6 | 8.7 | 8.7 | Dec. | | | |
| 2.1 | 3.1 | 11.5 | 1.0 | 12.5 | 5.8 | 12.2 | 10.9 | 10.5 | 6.7 | 11.3 | 7.2 | 8.8 | 7.9 | Jan. | 2017 | | |
| ▲1.6 | 1.8 | 8.8 | 4.0 | 12.0 | 4.3 | 8.1 | 10.9 | 3.3 | 6.7 | 1.3 | 7.1 | 5.1 | 8.6 | Feb. | | | |
| 1.2 | 2.0 | 14.3 | 4.0 | 16.0 | 7.1 | 9.6 | 10.7 | 5.8 | 8.3 | 7.3 | 7.1 | 7.1 | 7.8 | Mar. | | | |
| 3.3 | 2.5 | 24.5 | 5.9 | 26.6 | 8.5 | 11.5 | 10.7 | 7.0 | 6.6 | 8.6 | 5.7 | 8.4 | 4.6 | Apr. | | | |
| 2.9 | 2.9 | 21.4 | 9.0 | 24.8 | 6.9 | 9.7 | 6.9 | 4.6 | 4.8 | 10.7 | 5.6 | 8.3 | 4.2 | May | | | |
| 4.5 | 2.9 | 19.1 | 9.0 | 15.4 | 6.9 | 7.3 | 8.6 | 6.1 | 4.8 | 7.6 | 6.9 | 5.4 | 3.4 | Jun. | | | |
| 4.2 | 3.1 | 18.4 | 9.0 | 15.0 | 6.9 | 6.3 | 5.0 | 4.6 | 4.8 | 8.4 | 5.6 | 6.4 | 3.4 | Jul. | | | |
| 3.9 | 2.9 | 16.7 | 5.8 | 17.3 | 5.5 | 6.5 | 5.0 | 3.8 | 4.8 | 3.9 | 5.6 | 7.6 | 4.1 | Aug. | | | |
| 5.7 | 3.4 | 17.2 | 7.8 | 8.7 | 4.1 | 6.8 | 6.7 | 6.3 | 4.8 | 4.7 | 6.9 | 9.0 | 3.7 | Sep. | | | |
| 1.9 | 3.0 | 12.2 | 8.9 | 9.6 | 4.1 | 10.9 | 5.0 | 10.6 | 3.2 | 7.7 | 6.1 | 15.8 | 5.2 | Oct. | | | |
| 5.5 | 3.2 | 18.9 | 9.9 | 13.0 | 4.1 | 5.4 | 5.0 | 1.6 | 4.8 | 8.0 | 8.0 | 10.1 | 5.9 | Nov. | | | |

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

| 年 月 | 山口 Yamaguchi | | 徳島 Tokushima | | 香川 Kagawa | | 愛媛 Ehime | | 高知 Kochi | | 福岡 Fukuoka | | 佐賀 Saga | | | |
|---------------------------------|----------------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|--------|-----------------------|---------|-----------------------|--------|------|-----|
| | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売額 (百万円) ・ 店舗数 (店) | 平成 26年 | 57,153 | 151 | 28,200 | 65 | 35,375 | 100 | 66,583 | 192 | 21,203 | 62 | 207,543 | 596 | 33,324 | 70 | |
| | 27 | 62,964 | 168 | 30,107 | 66 | 37,445 | 104 | 71,107 | 198 | 23,724 | 67 | 225,637 | 614 | 36,784 | 75 | |
| | 28 | 69,019 | 179 | 31,259 | 71 | 39,593 | 101 | 74,859 | 204 | 26,354 | 74 | 238,628 | 647 | 38,908 | 84 | |
| | 平成 26年度 | 57,314 | 158 | 28,375 | 66 | 35,219 | 99 | 66,334 | 192 | 21,271 | 63 | 208,343 | 597 | 33,609 | 71 | |
| | 27 | 64,585 | 171 | 30,038 | 67 | 38,155 | 103 | 72,709 | 198 | 24,404 | 66 | 229,043 | 616 | 37,230 | 82 | |
| | 28 | 69,775 | 181 | 31,641 | 70 | 39,811 | 104 | 75,148 | 205 | 26,961 | 78 | 242,595 | 649 | 39,264 | 84 | |
| | 平成 28年 7～9月 | 17,819 | 175 | 8,071 | 69 | 10,153 | 100 | 19,049 | 201 | 6,900 | 71 | 60,740 | 640 | 10,061 | 83 | |
| | 10～12 | 17,963 | 179 | 8,058 | 71 | 10,137 | 101 | 19,296 | 204 | 6,975 | 74 | 62,444 | 647 | 9,938 | 84 | |
| | 平成 29年 1～3月 | 16,824 | 181 | 7,597 | 70 | 9,537 | 104 | 18,122 | 205 | 6,666 | 78 | 60,383 | 649 | 9,421 | 84 | |
| | 4～6 | 17,856 | 181 | 8,187 | 70 | 10,619 | 108 | 20,041 | 208 | 7,124 | 77 | 64,302 | 652 | 10,380 | 86 | |
| | 7～9 | 18,476 | 183 | 8,314 | 73 | 10,733 | 108 | 20,397 | 209 | 7,433 | 78 | 65,659 | 658 | 10,665 | 87 | |
| | 平成 28年 9月 | 5,494 | 175 | 2,503 | 69 | 3,115 | 100 | 5,854 | 201 | 2,136 | 71 | 19,417 | 640 | 3,131 | 83 | |
| | 10 | 5,806 | 176 | 2,649 | 70 | 3,344 | 100 | 6,333 | 201 | 2,272 | 72 | 20,165 | 639 | 3,248 | 83 | |
| | 11 | 5,474 | 177 | 2,542 | 71 | 3,185 | 101 | 6,076 | 203 | 2,219 | 72 | 19,659 | 644 | 3,139 | 84 | |
| | 12 | 6,683 | 179 | 2,867 | 71 | 3,608 | 101 | 6,887 | 204 | 2,484 | 74 | 22,620 | 647 | 3,551 | 84 | |
| | 平成 29年 1月 | 5,445 | 181 | 2,540 | 71 | 3,213 | 102 | 6,031 | 204 | 2,272 | 76 | 19,829 | 649 | 3,180 | 84 | |
| | 2 | 5,408 | 181 | 2,454 | 70 | 2,998 | 103 | 5,732 | 206 | 2,121 | 77 | 19,175 | 649 | 3,004 | 83 | |
| | 3 | 5,971 | 181 | 2,603 | 70 | 3,326 | 104 | 6,359 | 205 | 2,273 | 78 | 21,379 | 649 | 3,237 | 84 | |
| | 4 | 5,733 | 181 | 2,673 | 68 | 3,495 | 105 | 6,536 | 207 | 2,319 | 78 | 20,979 | 651 | 3,337 | 85 | |
| | 5 | 6,174 | 182 | 2,813 | 69 | 3,611 | 107 | 6,857 | 208 | 2,420 | 77 | 21,962 | 653 | 3,588 | 86 | |
| | 6 | 5,949 | 181 | 2,701 | 70 | 3,513 | 108 | 6,648 | 208 | 2,385 | 77 | 21,361 | 652 | 3,455 | 86 | |
| | 7 | 6,481 | 181 | 2,903 | 71 | 3,815 | 107 | 7,113 | 208 | 2,543 | 77 | 22,535 | 654 | 3,675 | 86 | |
| | 8 | 6,275 | 182 | 2,819 | 71 | 3,595 | 108 | 7,025 | 208 | 2,567 | 78 | 21,895 | 659 | 3,643 | 87 | |
| | 9 | 5,720 | 183 | 2,592 | 73 | 3,323 | 108 | 6,259 | 209 | 2,323 | 78 | 21,229 | 658 | 3,347 | 87 | |
| | 10 | 5,933 | 183 | 2,697 | 72 | 3,438 | 108 | 6,661 | 211 | 2,397 | 78 | 21,848 | 660 | 3,441 | 87 | |
| | 11 | 5,686 | 184 | 2,645 | 73 | 3,468 | 112 | 6,566 | 214 | 2,361 | 80 | 21,014 | 666 | 3,280 | 87 | |
| | 前年(度・同期・同月) 比増減率 (%) | 平成 26年 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 27 | 7.3 | 9.8 | 5.3 | 3.1 | 6.4 | 5.1 | 5.3 | 3.1 | 11.9 | 8.1 | 5.3 | 2.7 | 4.0 | 7.1 |
| 28 | | 9.6 | 6.5 | 3.8 | 7.6 | 5.7 | ▲2.9 | 5.3 | 3.0 | 11.1 | 10.4 | 5.8 | 5.4 | 5.8 | 12.0 | |
| 平成 26年度 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 27 | | 10.5 | 8.2 | 4.7 | 1.5 | 8.8 | 4.0 | 8.5 | 3.1 | 14.7 | 4.8 | 7.3 | 3.2 | 6.0 | 15.5 | |
| 28 | | 8.0 | 5.8 | 5.3 | 4.5 | 4.3 | 1.0 | 3.4 | 3.5 | 10.5 | 18.2 | 5.9 | 5.4 | 5.5 | 2.4 | |
| 平成 28年 7～9月 | | 10.6 | 7.4 | 6.1 | 4.5 | 5.6 | ▲2.0 | 4.8 | 2.6 | 12.6 | 10.9 | 5.3 | 5.6 | 7.4 | 12.2 | |
| 10～12 | | 7.1 | 6.5 | 6.6 | 7.6 | 3.4 | ▲2.9 | 3.9 | 3.0 | 10.8 | 10.4 | 7.1 | 5.4 | 6.9 | 12.0 | |
| 平成 29年 1～3月 | | 4.7 | 5.8 | 5.3 | 4.5 | 2.3 | 1.0 | 1.6 | 3.5 | 10.0 | 18.2 | 7.0 | 5.4 | 3.9 | 2.4 | |
| 4～6 | | 4.0 | 5.2 | 3.4 | 2.9 | 6.4 | 5.9 | 7.3 | 4.5 | 11.0 | 11.6 | 8.9 | 3.0 | 5.4 | 4.9 | |
| 7～9 | | 3.7 | 4.6 | 3.0 | 5.8 | 5.7 | 8.0 | 7.1 | 4.0 | 7.7 | 9.9 | 8.1 | 2.8 | 6.0 | 4.8 | |
| 平成 28年 9月 | | 8.3 | 7.4 | 4.6 | 4.5 | 1.0 | ▲2.0 | 0.9 | 2.6 | 10.0 | 10.9 | 4.0 | 5.6 | 5.6 | 12.2 | |
| 10 | | 3.7 | 6.0 | 6.0 | 6.1 | 8.3 | ▲2.9 | 7.5 | 1.5 | 11.3 | 9.1 | 5.0 | 5.3 | 5.7 | 10.7 | |
| 11 | | 8.1 | 6.0 | 6.8 | 7.6 | 1.5 | ▲1.9 | 3.3 | 3.0 | 10.1 | 9.1 | 8.2 | 5.4 | 8.3 | 12.0 | |
| 12 | | 9.4 | 6.5 | 6.8 | 7.6 | 0.8 | ▲2.9 | 1.5 | 3.0 | 10.9 | 10.4 | 8.0 | 5.4 | 6.7 | 12.0 | |
| 平成 29年 1月 | | 6.3 | 7.1 | 7.8 | 6.0 | 2.7 | 0.0 | 3.1 | 3.0 | 12.4 | 13.4 | 9.3 | 5.4 | 9.1 | 5.0 | |
| 2 | | 3.6 | 6.5 | 2.9 | 4.5 | 0.9 | 2.0 | ▲0.3 | 5.1 | 7.3 | 14.9 | 4.4 | 5.7 | 1.7 | 2.5 | |
| 3 | | 4.2 | 5.8 | 5.2 | 4.5 | 3.3 | 1.0 | 2.0 | 3.5 | 10.3 | 18.2 | 7.3 | 5.4 | 1.3 | 2.4 | |
| 4 | | 3.2 | 5.8 | 5.2 | 3.0 | 7.5 | 2.9 | 7.7 | 3.5 | 12.5 | 16.4 | 7.6 | 4.7 | 3.0 | 3.7 | |
| 5 | | 4.4 | 5.8 | 2.4 | 3.0 | 5.2 | 4.9 | 7.2 | 5.1 | 11.8 | 13.2 | 10.2 | 4.0 | 7.1 | 4.9 | |
| 6 | | 4.3 | 5.2 | 2.7 | 2.9 | 6.5 | 5.9 | 7.0 | 4.5 | 8.8 | 11.6 | 9.0 | 3.0 | 6.2 | 4.9 | |
| 7 | | 1.7 | 4.6 | 2.4 | 4.4 | 5.0 | 4.9 | 6.2 | 4.5 | 6.9 | 8.5 | 7.8 | 3.2 | 5.2 | 4.9 | |
| 8 | | 5.4 | 5.2 | 3.2 | 4.4 | 5.6 | 5.9 | 8.1 | 4.0 | 7.6 | 9.9 | 7.3 | 3.5 | 6.0 | 6.1 | |
| 9 | | 4.1 | 4.6 | 3.6 | 5.8 | 6.7 | 8.0 | 6.9 | 4.0 | 8.8 | 9.9 | 9.3 | 2.8 | 6.9 | 4.8 | |
| 10 | | 2.2 | 4.0 | 1.8 | 2.9 | 2.8 | 8.0 | 5.2 | 5.0 | 5.5 | 8.3 | 8.3 | 3.3 | 5.9 | 4.8 | |
| 11 | | 3.9 | 4.0 | 4.1 | 2.8 | 8.9 | 10.9 | 8.1 | 5.4 | 6.4 | 11.1 | 6.9 | 3.4 | 4.5 | 3.6 | |

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

| 長崎 Nagasaki | | 熊本 Kumamoto | | 大分 Oita | | 宮崎 Miyazaki | | 鹿児島 Kagoshima | | 沖縄 Okinawa | | Year and Month | |
|-----------------------|-----|-----------------------|-----|-----------------------|------|-----------------------|------|-----------------------|------|-----------------------|------|----------------------|------|
| 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | 店舗数 Establishments | | | |
| 43,863 | 105 | 70,596 | 144 | 47,036 | 92 | 52,267 | 119 | 67,097 | 173 | 16,798 | 50 | C.Y. | 2014 |
| 47,506 | 111 | 73,415 | 156 | 51,545 | 105 | 54,659 | 121 | 68,098 | 174 | 20,192 | 51 | | 2015 |
| 53,309 | 116 | 80,632 | 162 | 56,013 | 111 | 58,065 | 121 | 73,045 | 184 | 22,897 | 55 | | 2016 |
| 42,547 | 106 | 69,526 | 148 | 46,942 | 100 | 51,682 | 120 | 65,711 | 176 | 16,998 | 50 | F.Y. | 2014 |
| 49,943 | 111 | 75,538 | 158 | 53,033 | 107 | 55,826 | 119 | 69,254 | 179 | 21,505 | 53 | | 2015 |
| 53,907 | 116 | 81,370 | 165 | 56,671 | 115 | 58,345 | 122 | 73,730 | 182 | 22,556 | 57 | | 2016 |
| 13,809 | 113 | 21,062 | 160 | 14,464 | 109 | 14,968 | 120 | 18,972 | 182 | 5,565 | 53 | Q3 | 2016 |
| 13,771 | 116 | 20,685 | 162 | 14,244 | 111 | 14,970 | 121 | 18,681 | 184 | 5,625 | 55 | Q4 | |
| 12,888 | 116 | 19,424 | 165 | 13,742 | 115 | 13,956 | 122 | 17,699 | 182 | 5,312 | 57 | Q1 | 2017 |
| 13,942 | 116 | 21,184 | 169 | 14,860 | 117 | 14,806 | 120 | 19,322 | 185 | 5,998 | 58 | Q2 | |
| 14,325 | 116 | 21,497 | 171 | 15,112 | 120 | 15,306 | 122 | 19,994 | 188 | 6,617 | 60 | Q3 | |
| 4,274 | 113 | 6,663 | 160 | 4,517 | 109 | 4,729 | 120 | 6,048 | 182 | 1,852 | 53 | Sep. | 2016 |
| 4,469 | 114 | 6,798 | 161 | 4,680 | 110 | 4,850 | 120 | 6,141 | 182 | 1,917 | 54 | Oct. | |
| 4,300 | 116 | 6,414 | 161 | 4,443 | 111 | 4,675 | 122 | 5,861 | 182 | 1,835 | 54 | Nov. | |
| 5,002 | 116 | 7,473 | 162 | 5,121 | 111 | 5,445 | 121 | 6,679 | 184 | 1,873 | 55 | Dec. | |
| 4,318 | 116 | 6,500 | 163 | 4,564 | 112 | 4,737 | 121 | 5,920 | 185 | 1,746 | 56 | Jan. | 2017 |
| 4,151 | 116 | 6,174 | 164 | 4,396 | 113 | 4,429 | 121 | 5,699 | 183 | 1,773 | 57 | Feb. | |
| 4,419 | 116 | 6,750 | 165 | 4,782 | 115 | 4,790 | 122 | 6,080 | 182 | 1,793 | 57 | Mar. | |
| 4,543 | 116 | 6,920 | 167 | 4,840 | 115 | 4,853 | 122 | 6,225 | 184 | 1,940 | 58 | Apr. | |
| 4,769 | 116 | 7,288 | 168 | 5,124 | 116 | 5,079 | 121 | 6,658 | 185 | 1,989 | 58 | May | |
| 4,630 | 116 | 6,976 | 169 | 4,896 | 117 | 4,874 | 120 | 6,439 | 185 | 2,069 | 58 | Jun. | |
| 4,984 | 116 | 7,430 | 171 | 5,200 | 118 | 5,245 | 119 | 6,838 | 186 | 2,194 | 59 | Jul. | |
| 4,910 | 116 | 7,308 | 171 | 5,194 | 118 | 5,245 | 120 | 6,799 | 186 | 2,239 | 60 | Aug. | |
| 4,431 | 116 | 6,759 | 171 | 4,718 | 120 | 4,816 | 122 | 6,357 | 188 | 2,184 | 60 | Sep. | |
| 4,588 | 116 | 6,971 | 171 | 4,870 | 119 | 4,930 | 119 | 6,589 | 188 | 2,225 | 61 | Oct. | |
| 4,351 | 116 | 6,603 | 172 | 4,679 | 120 | 4,734 | 119 | 6,270 | 189 | 2,246 | 62 | Nov. | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | C.Y. | 2014 |
| 5.6 | 5.7 | 2.6 | 9.1 | 6.5 | 11.7 | 1.8 | 0.0 | ▲1.0 | ▲0.6 | 19.8 | 8.5 | | 2015 |
| 12.2 | 4.5 | 9.8 | 3.8 | 8.7 | 5.7 | 6.2 | 0.0 | 7.3 | 5.7 | 13.4 | 7.8 | | 2016 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | F.Y. | 2014 |
| 15.1 | 4.7 | 7.6 | 6.8 | 10.5 | 7.0 | 5.8 | ▲0.8 | 3.5 | 1.7 | 26.2 | 6.0 | | 2015 |
| 7.9 | 4.5 | 7.7 | 4.4 | 6.9 | 7.5 | 4.5 | 2.5 | 6.5 | 1.7 | 4.9 | 7.5 | | 2016 |
| 8.8 | 4.6 | 10.8 | 6.0 | 7.6 | 4.8 | 4.9 | ▲0.8 | 7.7 | 3.4 | 4.8 | 8.2 | Q3 | 2016 |
| 6.3 | 4.5 | 7.2 | 3.8 | 4.3 | 5.7 | 4.9 | 0.0 | 5.8 | 5.7 | 4.2 | 7.8 | Q4 | |
| 4.9 | 4.5 | 3.9 | 4.4 | 5.0 | 7.5 | 2.0 | 2.5 | 4.0 | 1.7 | ▲6.0 | 7.5 | Q1 | 2017 |
| 3.7 | 2.7 | 4.9 | 9.0 | 4.5 | 8.3 | 2.5 | 1.7 | 5.1 | 3.4 | ▲0.9 | 7.4 | Q2 | |
| 3.7 | 2.7 | 2.1 | 6.9 | 4.5 | 10.1 | 2.3 | 1.7 | 5.4 | 3.3 | 18.9 | 13.2 | Q3 | |
| 4.4 | 4.6 | 10.2 | 6.0 | 7.4 | 4.8 | 5.0 | ▲0.8 | 7.1 | 3.4 | 8.3 | 8.2 | Sep. | 2016 |
| 4.9 | 5.6 | 7.5 | 5.2 | 4.8 | 5.8 | 3.4 | ▲0.8 | 4.9 | 3.4 | 6.4 | 8.0 | Oct. | |
| 6.1 | 4.5 | 7.3 | 4.5 | 4.5 | 5.7 | 6.0 | 0.8 | 5.7 | 5.2 | 2.2 | 5.9 | Nov. | |
| 7.7 | 4.5 | 6.8 | 3.8 | 3.6 | 5.7 | 5.3 | 0.0 | 6.9 | 5.7 | 3.8 | 7.8 | Dec. | |
| 8.6 | 6.4 | 6.8 | 3.2 | 6.9 | 6.7 | 5.9 | 0.8 | 6.4 | 4.5 | ▲4.4 | 7.7 | Jan. | 2017 |
| 4.3 | 6.4 | 1.4 | 3.8 | 3.8 | 7.6 | ▲0.7 | 1.7 | 2.1 | 3.4 | ▲6.2 | 7.5 | Feb. | |
| 2.0 | 4.5 | 3.7 | 4.4 | 4.5 | 7.5 | 1.0 | 2.5 | 3.6 | 1.7 | ▲7.4 | 7.5 | Mar. | |
| 3.6 | 3.6 | 6.1 | 5.7 | 2.6 | 7.5 | 1.1 | 4.3 | 3.8 | 3.4 | 2.4 | 9.4 | Apr. | |
| 3.7 | 2.7 | 5.4 | 7.0 | 6.6 | 7.4 | 3.8 | 3.4 | 6.1 | 3.4 | ▲5.0 | 7.4 | May | |
| 3.9 | 2.7 | 3.2 | 9.0 | 4.3 | 8.3 | 2.4 | 1.7 | 5.5 | 3.4 | 0.1 | 7.4 | Jun. | |
| 3.9 | 2.7 | 2.7 | 8.9 | 4.3 | 8.3 | 2.0 | 0.8 | 5.7 | 3.9 | 21.1 | 11.3 | Jul. | |
| 3.7 | 2.7 | 2.0 | 8.9 | 4.7 | 8.3 | 2.9 | 2.6 | 5.3 | 3.9 | 17.7 | 13.2 | Aug. | |
| 3.7 | 2.7 | 1.4 | 6.9 | 4.4 | 10.1 | 1.8 | 1.7 | 5.1 | 3.3 | 17.9 | 13.2 | Sep. | |
| 2.7 | 1.8 | 2.5 | 6.2 | 4.1 | 8.2 | 1.6 | ▲0.8 | 7.3 | 3.3 | 16.1 | 13.0 | Oct. | |
| 1.2 | 0.0 | 2.9 | 6.8 | 5.3 | 8.1 | 1.3 | ▲2.5 | 7.0 | 3.8 | 22.4 | 14.8 | Nov. | |

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

| | 年期末 | 商品手持額 | | | | | | | | | | Year and Month | | | |
|-------|------------------|------------------|---|---|---|----------------------|--|--------------------------|---|------------|---------------|----------------|---------|---------------------|--|
| | | Commodity Stocks | 調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products | OTC医薬品 Over the counter medical products | ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products | 健康食品 Health foods | ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods) | トイレタリー Toiletry goods | 家庭用品・日用 消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products | 食品 Food | その他 others | | | | |
| 商品手持額 | 手持額 (百万円) | 平成 28 年 9 月 | 738,426 | 32,326 | 119,251 | 49,264 | 33,565 | 195,129 | 70,849 | 98,011 | 120,386 | 19,645 | Q3 2016 | Value (million yen) | |
| | | 12 | 812,002 | 34,729 | 131,029 | 54,860 | 35,043 | 207,408 | 78,317 | 112,405 | 135,728 | 22,483 | Q4 | | |
| | | 平成 29 年 3 月 | 821,439 | 34,153 | 128,378 | 53,933 | 36,970 | 231,031 | 78,420 | 109,595 | 126,878 | 22,081 | Q1 2017 | | |
| | | 6 | 840,199 | 36,340 | 134,901 | 55,025 | 36,201 | 227,692 | 80,379 | 114,874 | 133,887 | 20,900 | Q2 | | |
| | 9 | 817,008 | 35,755 | 130,356 | 54,272 | 33,955 | 224,604 | 78,896 | 108,817 | 129,483 | 20,870 | Q3 | | | |
| | 前年同期末比増減率 (%) | 平成 28 年 9 月 | 7.7 | 1.8 | 4.7 | 6.1 | 5.8 | 8.0 | 4.4 | 12.8 | 11.2 | 9.5 | Q3 2016 | | Percentage change from the previous year (%) |
| | | 12 | 7.7 | ▲3.3 | 7.2 | 7.4 | 6.6 | 5.8 | 6.5 | 12.9 | 10.5 | 12.0 | Q4 | | |
| | | 平成 29 年 3 月 | 12.6 | 2.4 | 10.1 | 7.4 | 14.2 | 18.9 | 10.9 | 15.3 | 8.0 | 14.6 | Q1 2017 | | |
| 6 | | 13.5 | 11.8 | 14.1 | 11.3 | 8.7 | 16.8 | 9.8 | 16.7 | 10.7 | 9.3 | Q2 | | | |
| 9 | 10.6 | 10.6 | 9.3 | 10.2 | 1.2 | 15.1 | 11.4 | 11.0 | 7.6 | 6.2 | Q3 | | | | |
| 商品在庫率 | 在庫率 (%) | 平成 28 年 9 月 | 161.5 | 110.3 | 185.3 | 163.3 | 211.8 | 288.1 | 158.3 | 135.6 | 98.7 | 182.0 | Q3 2016 | Inventory ratio (%) | |
| | | 12 | 153.7 | 106.3 | 169.5 | 146.9 | 203.5 | 256.8 | 154.8 | 133.8 | 100.6 | 168.0 | Q4 | | |
| | | 平成 29 年 3 月 | 169.3 | 105.5 | 177.4 | 155.3 | 219.5 | 319.2 | 168.8 | 155.4 | 98.6 | 202.1 | Q1 2017 | | |
| | | 6 | 165.9 | 112.6 | 190.9 | 162.8 | 202.2 | 293.2 | 164.6 | 146.7 | 98.6 | 187.4 | Q2 | | |
| | 9 | 165.9 | 110.0 | 189.9 | 165.4 | 200.1 | 306.0 | 168.2 | 143.3 | 96.7 | 186.0 | Q3 | | | |
| | 前年同期末比増減率 (%) | 平成 28 年 9 月 | 2.3 | 1.9 | 4.3 | 7.6 | 5.5 | 3.0 | 1.0 | 4.5 | ▲0.2 | 0.9 | Q3 2016 | | Percentage change from the previous year (%) |
| | | 12 | 1.9 | 0.6 | 1.5 | 5.4 | 2.2 | 1.2 | 4.3 | 5.1 | ▲0.1 | 6.0 | Q4 | | |
| | | 平成 29 年 3 月 | 10.1 | 14.1 | 9.7 | 8.4 | 8.9 | 14.3 | 8.1 | 12.0 | 1.5 | 12.5 | Q1 2017 | | |
| 6 | | 7.5 | 5.8 | 8.8 | 6.9 | 2.4 | 8.3 | 8.7 | 12.2 | 2.4 | 8.4 | Q2 | | | |
| 9 | 2.7 | ▲0.3 | 2.5 | 1.3 | ▲5.5 | 6.2 | 6.3 | 5.7 | ▲2.0 | 2.2 | Q3 | | | | |

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

29消安第5205号
29食産第4297号
29食産第4301号
29食産第4302号
29食産第4300号
29生畜第962号
平成30年1月11日

日本チェーンドラッグストア協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
食料産業局企画課長
食文化・市場開拓課長
食品流通課長
食品製造課長
生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、香川県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添1プレスリリース参照）、現在、香川県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

家きんの肉又は卵の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ（<http://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

1. 概要

香川県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。
今後、病原性及びNA亜型について動物衛生研究部門（注）において検査を実施します。

（注）国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関（部門長 坂本研一）

2. その他

- （1）高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、当該農場（肉用鶏約5.1万羽）及び当該農場の関連農場（肉用鶏約4万羽）で飼養されている家きんについて、疑似患畜として処分いたします。
- （2）これらの農場は、飼養家きん等の移動を自粛しています。
- （3）我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- （4）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （5）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課
担当者：石川、木下
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292
FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

鳥インフルエンザについて^(注)
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注)高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補足〕

海外(主に東南アジア等)への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外(主に東南アジア等)ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型(注1)の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ(注2)等が集団発生している地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70℃に到達すること)や適切な取扱いをすることが必要です。

注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

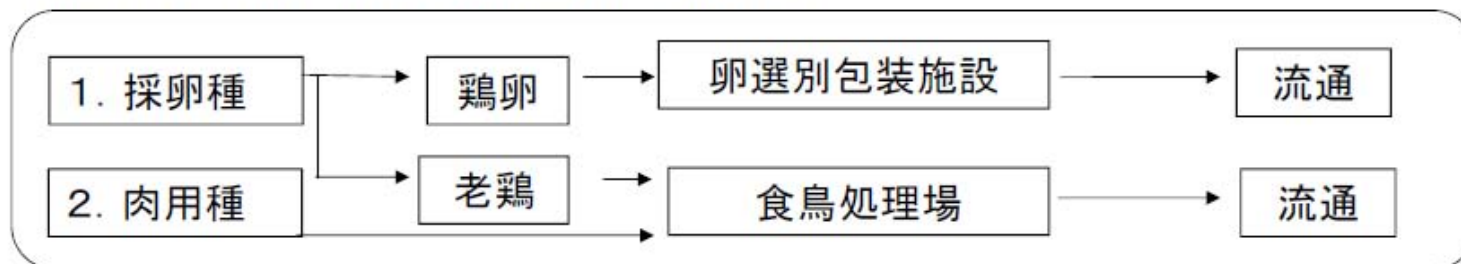
3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。

2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。

- 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



参加費
無料

中小企業IoT活用最前線

日時

2月27日(火)
13:00 ~ 16:00(受付開始12:30 ~)

会場

エッサム神田ホール2号館
3階 301大会議室

対象

- ・都内に主たる事業所がある企業の方
- ・都内中小企業の支援機関の方
- ・「東京都IoT研究会」会員の方

定員

120名(先着)

共催 公益財団法人東京都中小企業振興公社 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

第1部 13:00 ~ 14:20

【講演1】中小企業のIoT:成功の秘訣

講師:法政大学 デザイン工学部 システムデザイン学科 教授 西岡 靖之 氏

【講演2】国のIoTに関する中小企業支援と東京都プロジェクトへの期待

講師:経済産業省 製造産業局 参事官(デジタル化・産業システム担当)
(併)ものづくり政策審議室長 徳増 伸二 氏

第2部 14:20 ~ 15:20

【講演3】中小企業のクラウド活用の課題と解決方法

講師:一般社団法人製造科学技術センター 産業オートメーションフォーラム
ia-cloud PJ リーダー 橋向 博昭 氏

【講演4】(前半) 乾電池IoT『MaBee』の紹介と開発秘話

講師:ノバルス株式会社 代表取締役 岡部 顕宏 氏

(後半) 乾電池型IoT『MaBee』技術によるものづくり企業のIoT支援、活用事例

講師:ノバルス株式会社 CMO兼 CSO 山中 亨 氏

第3部 15:30 ~ 16:00

【東京都IoT研究会総会】

座長挨拶:法政大学 教授 西岡 靖之 氏

研究会の取り組み紹介:東京都立産業技術研究センター 中小企業のIoT化支援事業
プロジェクトマネージャー 櫻井 政考



講師紹介



法政大学 デザイン工学部 システムデザイン学科 教授 西岡 靖之 氏

国内のソフトウェアベンチャー企業でSEを経験し、96年に東京大学大学院・博士課程修了。99年法政大学・工学部経営工学科専任講師。2003年より2004年まで米国マサチューセッツ工科大学客員研究員。2007年から現職。日本オペレーションズリサーチ学会の生産スケジューリング関連部会主査。趣味が昂じて生産スケジューラーを独自開発。知識工学、経営工学、生産工学に興味を持つ。APS対応のXML標準仕様の策定、その利用を通じて戦略的なIT化を推進するPSLXコンソーシアムの発起人(2001年7月設立) 2014年に日本機械学会生産システム部門長のときに、インダストリー 4.0の研究会をはじめ、その後インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブを設立。現在理事長として日本のものづくりのデジタル化をリードする。



経済産業省 製造産業局参事官(デジタル化・産業システム担当) (併)ものづくり政策審議室長 徳増 伸二 氏

1994年経済産業省入省後、大学連携推進課、研究開発課、NEDO出向、産技国際室長、産総研室長など、主に産業技術関連の部署を数多く経験。2016年7月に製造産業局参事官(デジタル化、産業システム担当)((併)ものづくり政策審議室長)に着任。早大理工卒・同大学院修士、ハーバード大院行政修士、MIT院経営修士、東工大院社会理工博士、博士(学術)。



一般社団法人製造科学技術センター 産業オートメーションフォーラム ia-cloud PJ リーダー 橋向 博昭 氏

1978年アズビル株式会社(旧山武ハネウエル)入社、1990年代後半から計測制御分野でのWeb技術の利活用・新規事業に携わり、多くの計測とネットワークシステムの開発・新規事業立上げを経験する。2013年に定年退職後、中小企業診断士として中小企業におけるIoT利活用支援活動に注力しており、(一財)製造科学技術センター、産業オートメーションフォーラム運営委員会幹事を務めている。専門分野は、経営・マーケティング、ものづくり、技術支援ほか。



ノバルス株式会社 代表取締役 岡部 顕宏 氏

1995年(株)アスキー広告勤務、インターネット黎明期にWEB広告などを手がける
1997年ゲーム会社大手スクウェアの新事業子会社 入社、宣伝企画部、商品企画部、事業企画部と企画部門に従事
2002年セイコーインスツル(株)、技術本部 新事業推進部にて、国内時計業界初となるBT-Watchの規格策定や電子マネー端末の事業化などを推進
2015年ノバルス(株)創業



ノバルス株式会社 CMO 兼 CSO 山中 亨 氏

1999年アイリスオーヤマ株式会社、生活用品の製造・卸 2万アイテムにも及ぶ自社製品のホームセンター向け営業を担当
2004年ソフトバンクBB株式会社、インターネット通信、モバイル通信におけるパートナー営業を担当
2007年NTTPCコミュニケーションズ、法人向けネットワーク事業・セキュリティ事業・クラウド事業のパートナー営業を推進
SIerなど多数の新規パートナーを開拓
2016年アマゾンウェブサービスジャパン、世界最大のクラウド事業者 東日本エリアの新規パートナーのアライアンス責任者として従事し、新規のパートナーを多数開拓
2017年ノバルス(株)参画

会場へのアクセス



エッサム神田ホール 2号館

3階 301大会議室

東京都千代田区内神田3-24-5

●JR「神田駅」徒歩2分

●東京メトロ銀座線「神田駅」4番出口 徒歩2分

申込み

申込方法

公社ホームページからフォームを入力

⇒<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1801/0022.html>



協会ホームページについて

- 「ながら筋トレ体操」のご案内を掲載しました！！YouTubeにもアップしましたのでぜひご覧ください。

事務局だより

- ・第34回ブロック総会が始まります。今回は2月19日(月)の東日本ブロックを皮切りに、20日(火)中部ブロック、22日(木)西日本ブロック、23日(金)九州ブロックというスケジュールです。正会員と賛助会員との交流の場でもあります。ぜひ、多くのご参加をお願いします。
- ・第18回ジャパンドラッグストアショーは3月16日から本開催となり、19日の日曜日まで開催されます。その前、15日の木曜日はプレビュー開催となります。毎年、多くの入場者があり、セルフメディケーションの推進を訴えかけます。テーマブースの目玉は、モバイルファーマシーの車両展示が一つです。また、高齢者対応の展示も予定しています。「食と健康」の研究事業の結果公表もあり、ドラッグストアがさらに、健康のプラットフォームとして充実する内容が盛り沢山です。ぜひ、多くの会員企業の皆様にお越しいただきたく、よろしくお願いします。
- ・処方箋付替え問題はドラッグストア業界では終焉したとして、マスコミに対して公表しました。日本薬剤師会も厚生労働省に対して、最終報告をしたとの記事を目にしましたが、あとはどうなっているのかわからない状態です。実際に付替えのあった企業への罰則もどうなっているのか、わかりません。何か、うやむやになるのではないかと危惧しています。
- ・第13回セルフメディケーションアワードの発表式&表彰式が、2月10日に行われました。今回から、ドラッグストアショーの中ではなく、事前にグランプリ、準グランプリを決めることとしました。このあと、グランプリの方には、ショーの中でしっかりと発表していただきます。また、グランプリその後のように、過去の受賞内容にもスポットを当てて、さらにセルフメディケーションアワードを盛り上げていきたいと思えます。
まずは、グランプリ、準グランプリ受賞された皆様、そして、それ以外の賞を受賞した皆様、本当におめでとうございました。今後のご活躍を祈念します。

| | | |
|-----|---|--|
| 発行日 | 平成30年2月16日 発行 | 発行所住所 |
| 発行人 | 青木 桂生 | 〒222-0033 |
| 発行所 | JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES | 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4階 |
| | 日本チェーンドラッグストア協会 | TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569 |
| | HP: http://www.jacds.gr.jp | e-mail: sec@jacds.gr.jp |